京丹後市国民保護計画

平成３１年３月

京　丹　後　市

目　　次

第１編　総　　論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等 …… 1
　１　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ …… 1
　２　市国民保護計画の構成 …… 2
　３　市国民保護計画の見直し、変更手続 …… 2
　４　京丹後市地域防災計画との関係 …… 2
第２章　国民保護措置に関する基本方針 …… 3
第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等 …… 5
　１　関係機関の事務又は業務の大綱 …… 5
　２　関係機関の連絡先 …… 8
第４章　市の地理的、社会的特徴 …… 9
　１　位置 …… 9
　２　地形、地質 …… 9
　３　気候 …… 10
　４　人口分布 …… 11
　５　交通 …… 13
　６　港湾等 …… 13
　７　自衛隊施設 …… 13
第５章　市国民保護計画が対象とする事態 …… 14
　１　武力攻撃事態等 …… 14
　２　緊急対処事態 …… 15
　３　市において留意する事項 …… 16

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等 …… 17
　第１　市における組織・体制の整備 …… 17
　１　市の各部課室における平素の業務 …… 17
　２　市職員の参集基準等 …… 18
　３　消防機関の体制 …… 20
　４　国民の権利利益の救済に係る手続等 …… 20
　第２　関係機関との連携体制の整備 …… 21
　１　基本的考え方 …… 21
　２　府との連携 …… 21
　３　近隣市町との連携 …… 22
　４　指定公共機関等との連携 …… 22

第３　自主防災組織、ボランティア団体、民間団体との連携等 …… 23
１　自主防災組織との連携及び育成強化 …… 23
２　ボランティア団体との連携及び活動環境の整備 …… 23
３　民間団体との連携 …… 23
第４　通信の確保 …… 23
第５　情報収集・提供等の体制整備 …… 24
１　基本的考え方 …… 24
２　警報等の伝達に必要な準備 …… 25
３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 …… 27
４　被災情報の収集・報告に必要な準備 …… 28
第６　研修及び訓練 …… 28
１　研修 …… 28
２　訓練 …… 29
第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え …… 31
１　避難に関する基本的事項 …… 31
２　避難実施要領のパターンの作成 …… 32
３　救援に関する基本的事項 …… 32
４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 …… 33
５　避難施設の指定への協力 …… 33
６　生活関連等施設の把握等 …… 34
第３章　避難行動要支援者等への支援体制の整備 …… 36
１　避難行動要支援者等救援対策に関する基本的考え方 …… 36
２　避難行動要支援者対策 …… 36
３　外国人対策 …… 37
４　観光旅行者等の保護 …… 37
第４章　物資及び資材の備蓄、整備 …… 39
１　市における備蓄 …… 39
２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 …… 39
第５章　国民保護に関する啓発 …… 40
１　国民保護措置に関する啓発 …… 40
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 …… 40

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 …… 41
１　事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 …… 41
２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 …… 43
第２章　市対策本部の設置等 …… 44
１　市対策本部の設置 …… 44
２　通信の確保 …… 48

第３章　関係機関相互の連携 …… 57
１　国・府の対策本部との連携 …… 57
２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 …… 57
３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 …… 57
４　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 …… 58
５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 …… 58
６　市の行う応援等 …… 58
７　ボランティア団体等に対する支援等 …… 59
８　住民への協力要請 …… 59
第４章　警報及び避難の指示等 …… 61
第１　警報の伝達等 …… 61
１　警報の内容の伝達等 …… 61
２　警報の内容の伝達方法 …… 61
３　緊急通報の伝達及び通知 …… 62
第２　避難住民の誘導等 …… 62
１　避難の指示の通知・伝達 …… 62
２　避難の指示に際しての調整 …… 63
３　要避難地域の拡大設定 …… 63
４　避難に当たって配慮すべき事項 …… 63
５　避難実施要領の策定 …… 64
６　避難住民の誘導 …… 66
７　武力攻撃事態等における避難の類型と対応 …… 71
第５章　救援 …… 73
１　救援の実施 …… 73
２　関係機関との連携 …… 73
３　救援の内容 …… 74
４　避難行動要支援者に対する配慮 …… 76
５　健康への配慮 …… 77
第６章　安否情報の収集・提供 …… 79
１　安否情報の収集・整理等 …… 79
２　府に対する報告 …… 80
３　安否情報の照会に対する回答 …… 80
４　日本赤十字社に対する協力 …… 81
５　安否情報伝達手段の活用 …… 81
第７章　武力攻撃災害への対処 …… 82
第１　武力攻撃災害への対処 …… 82
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方 …… 82
２　武力攻撃災害の兆候の通報 …… 82
第２　応急措置等 …… 82
１　事前措置 …… 83

２　退避の指示 …… 83
３　警戒区域の設定 …… 84
４　応急公用負担等 …… 85
５　警察官、海上保安官による応急公用負担等 …… 85
６　住民の協力 …… 85
７　消防に関する措置等 …… 85
第３　生活関連等施設における災害への対処等 …… 87
１　生活関連等施設の安全確保 …… 87
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 …… 88
第４　武力攻撃原子力災害への対処等 …… 88
１　放射線物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 …… 89
２　モニタリングの実施 …… 89
３　住民の避難等の措置 …… 89
４　安定ヨウ素剤の服用 …… 89
５　避難退域時検査及び簡易除染の実施 …… 89
６　食料品等による被ばくの防止 …… 89
７　防災業務関係者の安全の確保 …… 89
第５　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等 …… 90
１　応急措置の実施 …… 90
２　国の方針に基づく措置の実施 …… 90
３　関係機関との連携 …… 90
４　汚染原因に応じた対応 …… 90
５　市長の権限 …… 91
６　要員の安全の確保 …… 92
第８章　被災情報の収集及び報告 …… 93
第９章　保健衛生の確保その他の措置 …… 94
１　保健衛生の確保 …… 94
２　廃棄物の処理 …… 94
第１０章　文化財の保護 …… 96
１　文化財の保護 …… 96
２　重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等 …… 96
３　文化財の応急対策 …… 97
４　文化財の復旧 …… 97
第１１章　国民生活の安定に関する措置 …… 98
１　生活関連物資等の価格安定 …… 98
２　避難住民等の生活安定等 …… 98
３　生活基盤等の確保 …… 98
第１２章　特殊標章等の交付及び管理 …… 99

第４編　復 旧 等

第１章　応急の復旧 …… 101
　１　基本的考え方 …… 101
　２　公共的施設の応急の復旧 …… 101
第２章　武力攻撃災害の復旧 …… 102
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等 …… 103
　１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 …… 103
　２　損失補償及び損害補償 …… 103
　３　総合調整及び指示に係る損失の補てん …… 103
　４　応援に関する費用の負担 …… 103

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態 …… 104
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達 …… 104

資　　料　　編

〔関係機関、施設、設備〕

○関係機関連絡先一覧 …… 106
○京丹後市国民保護協議会の委員構成 …… 110
○学校等連絡先一覧 …… 111
○避難施設一覧 …… 112
○医療機関一覧 …… 121
○ヘリポート開設候補施設一覧 …… 124
○ヘリポート施設一覧 …… 126
○自衛隊集結地 …… 127
○消防広域応援集結地 …… 127
○災害時優先電話一覧 …… 128
○消防力の現況 …… 130
○市内運送事業者輸送力及び輸送施設一覧 …… 131

〔協　定　等〕

○京都府広域消防相互応援協定書 …… 134
○京都府広域消防相互応援協定実施細目 …… 137
○消防相互応援協定締結先一覧 …… 139
○他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧 …… 139

〔条　例　等〕

○京丹後市国民保護協議会条例 …… 143
○京丹後市国民保護対策本部及び京丹後市緊急対処事態対策本部に関する条例 …… 144
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度
及び方法の基準 …… 146
○消防機関における国民保護措置上の留意事項等について …… 152

〔文　化　財〕

○文化財環境保全地区一覧 …… 161
○指定文化財一覧 …… 162

〔様　　式〕

○安否情報関係様式 …… 173
・様式第１号　安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） …… 173
・様式第２号　安否情報収集様式（死亡住民） …… 174
・様式第３号　安否情報報告書 …… 175
・様式第４号　安否情報照会書 …… 176
・様式第５号　安否情報回答書 …… 177
○被災情報の報告様式のひな型 …… 178
○身分証明書のひな型 …… 179
○火災・災害等即報要領による報告様式 …… 180

〔そ　の　他〕

○避難実施要領のパターン作成に当たって …… 183
○国民保護計画用語集 …… 199
○京丹後市管内図 …… 206

第１編　総　　論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等

世界の恒久平和の実現は京丹後市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、市における国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の位置づけ、構成等について定める。

１　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1)　市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2)　市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。この場合、基本指針等も踏まえ、府国民保護計画に基づき作成するものとする。

(3)　市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第２項各号に掲げる事項について定める。

【国民保護法第35条第２項各号に掲げる市国民保護計画に定める事項】

1　当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
2　市町村が実施する第16条第１項及び第２項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
3　国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
4　国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
5　国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
6　前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村

長が必要と認める事項

２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論

第２編　平素からの備えや予防

第３編　武力攻撃事態等への対処

第４編　復旧等

第５編　緊急対処事態への対処

資料編

３　市国民保護計画の見直し、変更手続

(1)　市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、近隣市町のほか広く関係者の意見を求めるものとする。

(2)　市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

４　京丹後市地域防災計画との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「京丹後市地域防災計画」等に準じて対応する。

資料編	・京丹後市国民保護協議会条例	P143
	・京丹後市国民保護協議会の委員構成	P110

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1)　基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2)　国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3)　市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、放送、インターネット等、適切な方法で提供する。

(4)　関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。特に、海岸線を広く有する本市の特性を考慮して、効果的な住民の避難を図るため、近隣市町との連携体制の構築に努める。

(5)　市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6)　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7)　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8)　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9)　外国人への国民保護措置の適用

憲法第３章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(10)　観光旅行者等への国民保護措置の適用

市は、海水浴客等、年間約219万人の観光旅行者が訪れることから、これらの者についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、府、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉

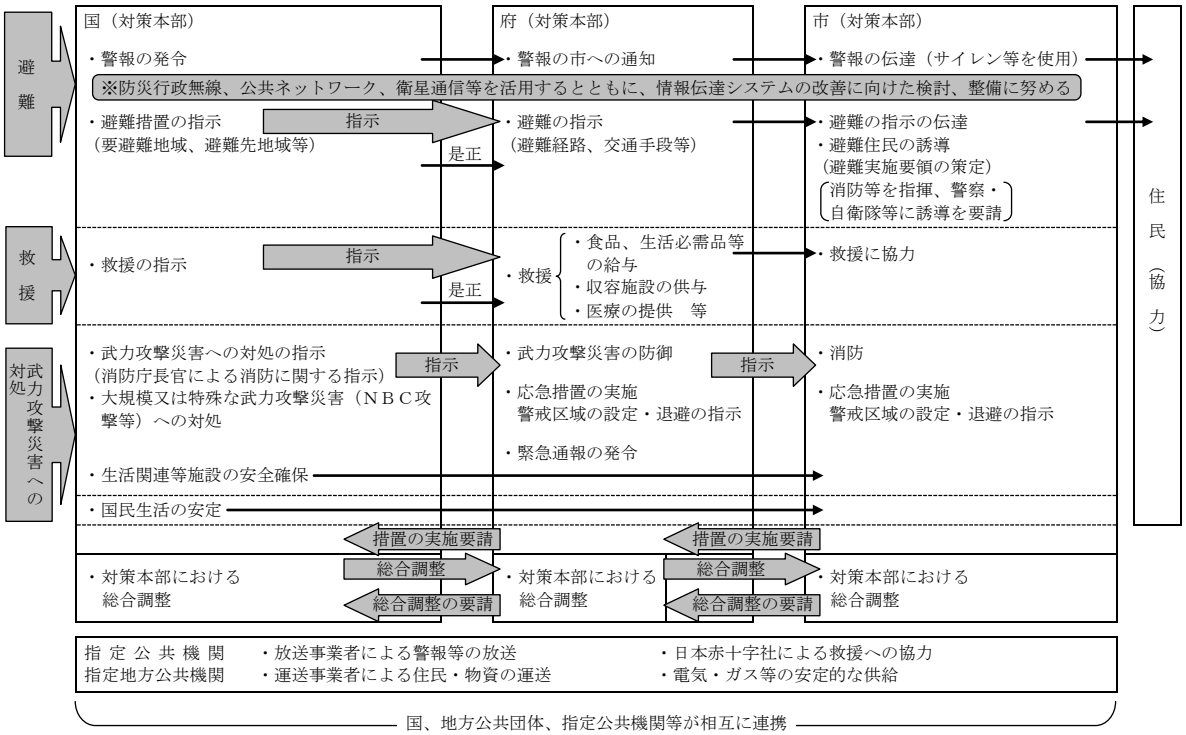

１　関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
京丹後市	１　国民保護計画の作成 ２　国民保護協議会の設置、運営 ３　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ６　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ７　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ８　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ９　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【府】

機関の名称	事務又は業務の大綱
京都府	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1　管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
近畿財務局（京都財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
近畿厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
京都労働局（丹後労働基準監督署）	1　被災者の雇用対策
近畿農政局	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

近畿経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部（近畿支部）	1　電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2　鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局（福知山河川国道事務所）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
大阪管区気象台（京都地方気象台）	1　気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部）	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会（京都放送局） 朝日放送テレビ(株) 朝日放送ラジオ（株） (株)毎日放送 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株) 大阪放送(株) (株)京都放送 (株)エフエム京都	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
［バス事業者］ 丹後海陸交通(株) ［鉄道事業者］ 北近畿タンゴ鉄道(株) WILLER TRAINS 株式会社	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保

［トラック事業者］ 佐川急便(株)（関西支社） 西濃運輸(株)（京都支店） 日本通運(株)（京都支店） 福山通運(株)（京都支店） ヤマト運輸(株)（京都主管支店） (一社)京都府トラック協会	
西日本電信電話(株)（京都支店）	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
関西電力(株)	1　電気の安定的な供給
(一社)京都府ＬＰガス協会	1　ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者 久美浜郵便局 野中郵便局 弥栄郵便局 大宮郵便局 丹後郵便局 峰山郵便局 網野郵便局 丹後木津郵便局	1　郵便の確保
(一社)京都府医師会	1　医療の確保
日本赤十字社（京都府支部）	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答

2　関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

資料編　・関係機関連絡先一覧　P106

第４章　市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

１　位置

本市は、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の６町が平成16年４月１日に合併して誕生した市である。

京都府の最北端に位置し、西は兵庫県に接している。府庁所在地京都市（京都府庁付近）へ直線距離で約90㎞、最も近い府内の市である宮津市へ約15㎞、海上自衛隊基地がある舞鶴市へは約40㎞の圏内にある。

〈隣接市町〉

東	宮津市、与謝郡伊根町
西	兵庫県豊岡市
南	与謝郡与謝野町、兵庫県豊岡市
北	―

〈市の面積、ひろがり及び標高〉

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
501.43㎢	約35㎞	約30㎞	696.7ｍ	０ｍ

〈地域別面積〉

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
面積	67.45㎢	68.93㎢	75.07㎢	64.55㎢	80.38㎢	145.05㎢

資料編　・京丹後市管内図　Ｐ206

２　地形、地質

本市の地形は全体として丹後山地の地形区に属し、中央部以東は丹後半島の地形となっている。標高は南端部の山地付近及び丹後半島中央部に標高500ｍ～600ｍ前後の山地が連なり、これを取り巻いて標高200ｍ～300ｍ前後の低山地や丘陵地が分布し、全体として北部に向かって順次高度が低下し、北部の海岸で０ｍとなる。本市で最も標高の高い山は、高竜寺ヶ岳（旧久美浜町）で696.7ｍとなっている。これに次いで、太鼓山（旧弥栄町）が683.1ｍ、磯砂山（旧峰山町）が661ｍなどの順となっている。

本市中央部には竹野川が流れ、南部に端を発して北流し日本海に注いでいる。本市の地形は全体として山地・丘陵地が卓越し平野が少ない。わずかに竹野川沿いや西部の川上谷川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、久美浜には内湾性の久美浜湾があるほか、海岸部には砂州や浜などの海岸地形が一部にみられる。その他の海岸線は全般に急峻な山地が海に迫り、曲折した海岸線を形成して、岩浜などとなっている。

3　気候

京丹後市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし」を生む。積雪は、山間部では１ｍに及ぶところもある。

アメダス（観測地：間人）によれば、1981～2010年の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は15.2℃で、夏期の８月では26.6℃、冬期の１月で５℃と寒暖の差が大きい。

〈丹後地域の気象（年平均：月・年）〉

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
単位	℃	℃	℃	ｍ／ｓ	時間	㎜
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010
資料年数	30年	30年	30年	30年	30年	30年
１月	5.0	7.6	2.5	4.0	52.4	223.5
２月	5.1	7.9	2.5	3.9	74.1	131.2
３月	7.8	11.3	4.8	3.4	126.4	125.2
４月	13.0	17.1	9.4	2.6	179.6	99.7
５月	17.3	21.3	13.8	2.1	197.9	132.2
６月	20.8	24.5	18.0	1.9	156.8	151.6
７月	24.8	28.3	22.3	1.7	172.4	178.6
８月	26.6	30.3	24.0	1.9	221.9	104.5
９月	22.9	26.0	20.4	2.5	147.8	185.9
10月	17.7	20.7	15.0	2.9	142.7	132.0
11月	12.7	15.7	9.9	3.3	96.4	162.9
12月	7.9	10.7	5.2	3.7	69.7	239.5
全年	15.2	18.5	12.3	2.8	1645.4	1883.9

資料）アメダス

間人（京都府）緯度：北緯35度44.2分／経度：東経135度05.2分

〈気象の極値〉

項目	極値（第１位）	年　月　日	統計期間
最高気温	37.9℃	1994年８月14日	1977／02～2014／08
最低気温	－5.9℃	1981年２月26日	1977／02～2014／08
最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977／02～2014／08
日降水量	169㎜	1990年９月18日	1976／04～2014／08
最大１時間降水量	51㎜	1995年９月３日	1976／04～2014／08
月間降水量の多い方	677㎜	2005年１2月	1976／04～2014／07
月間降水量の少ない方	５㎜	2000年８月	1976／04～2014／07
月間日照時間の多い方	297.8時間	2006年８月	1987／11～2014／07
月間日照時間の少ない方	23.7時間	2011年１月	1987／11～2014／07

資料）アメダス

間人（京都府）緯度：北緯35度44.2分／経度：東経135度05.2分

（年次別気候及び平成28年月別気候）

2016年の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

降水量は年間約1800㎜に達し、平均気温は約16℃、平均風速2.8m／ｓ、最多風向は西南西などとなっている。

〈2016年の月別及び全年の気象〉

	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	㎜	㎜	(月/)日	㎜	(月/)日	℃	℃	(月/)日	℃	(月/)日	m／s	m／s		(月/)日	時間
1月	281.5	38.0	29日	9.0	17日	5.5	15.2	3日	−5.1	24日	3.6	14.1	西	18日	50.9
2月	131.5	29.0	1日	16.5	1日	6.1	18.5	14日	−0.2	16日	3.7	12.4	北北東	6日	90.6
3月	70.5	16.5	19日	4.5	1日	9.1	21.5	5日	−0.4	1日	2.8	11.5	北西	1日	150.6
4月	128.0	38.5	13日	12.5	13日	14.3	26.5	17日	4.7	12日	2.3	11.8	西	17日	156.0
5月	72.5	34.0	16日	8.5	3日	18.5	30.1	24日	10.8	16日	1.7	9.6	西	11日	214.6
6月	127.0	30.0	13日	13.5	9日	21.6	31.4	11日	13.3	3日	1.7	8.0	西	25日	149.8
7月	119.0	35.0	8日	34.5	8日	25.4	34.6	2日	19.9	16日	1.4	6.8	西	15日	187.4
8月	192.5	89.5	29日	29.0	17日	26.2	32.7	14日	19.8	30日	2.1	10.3	東北東	27日	184.4
9月	223.5	48.0	8日	37.0	8日	23.2	33.7	4日	17.1	30日	2.8	15.1	東北東	20日	97.4
10月	90.0	28.0	9日	15.0	9日	18.5	29.4	5日	10.8	25日	3.5	21.9	西南西	5日	115.1
11月	111.0	17.5	19日	6.0	3日	12.8	20.1	5日	6.4	25日	4.1	12.4	北東	22日	83.3
12月	280.5	58.5	23日	12.5	22日	9.1	20.8	22日	1.2	29日	4.1	14.6	北北東	6日	67.4
全年	1827.5	89.5	8月29日	37.0	9月8日	15.9	34.6	7月2日	−5.1	1月24日	2.8	21.9	西南西	10月5日	1823.6

資料）アメダス、間人（京都府）

4　人口分布

(1)　人口と世帯

京丹後市の総人口は、平成27年国勢調査において 55,054人。全体として減少傾向を示しており、昭和55年から平成27年の35年間で約18.2%の減少となっている。一方、世帯数は20,469世帯で、ほぼ 変わらず1.07倍（昭和55年国勢調査19,178世帯）となっている。

人口	世帯数	人口密度（人／km^2）	平均世帯人員
55,054人	20,469世帯	109.8	2.7人

※　国勢調査（平成27年）

(2)　年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成７年には高齢者人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回るに至っている。

地区別人口で見ると海岸部３地区が全体の過半数を占め、他の３地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く４地区を流れる竹野川流域に全体の４割の人口が居住する。

（単位：上段　人、下段　%）

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	55,054	12,028	10,122	12,931	5,316	5,058	9,599
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

14歳以下	6,700	1,625	1,426	1,465	549	561	1,074
	(12.2)	(13.5)	(14.1)	(11.3)	(10.3)	(11.1)	(11.2)
15～64歳	28,907	6,491	5,745	6,664	2,607	2,563	4,837
	(52.5)	(54.0)	(56.8)	(51.5)	(49.0)	(50.7)	(50.4)
65歳以上	19,421	3,901	2,940	4,801	2,160	1,934	3,685
	(35.3)	(32.5)	(29.1)	(37.1)	(40.6)	(38.2)	(38.4)

※　国勢調査（平成27年）

(3)　観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約219万人。大部分は日帰り客（平成28年実績84%）である。

（単位：上段　人、下段　%）

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	2,195,630	129,157	89,906	436,949	395,475	599,506	544,637
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
１月	160,390	15,257	8,702	36,033	22,557	46,379	31,462
	(7.3)	(11.8)	(9.7)	(8.2)	(5.7)	(7.7)	(5.8)
２月	138,692	3,444	7,623	39,033	19,264	36,582	32,746
	(6.3)	(2.7)	(8.5)	(8.9)	(4.9)	(6.1)	(6.0)
３月	143,301	7,026	7,804	25,113	21,656	47,380	34,322
	(6.5)	(5.4)	(8.7)	(5.7)	(5.5)	(7.9)	(6.3)
４月	128,722	10,307	7,230	12,071	22,031	44,770	32,313
	(5.9)	(8.0)	(8.0)	(2.8)	(5.6)	(7.5)	(5.9)
５月	175,798	10,409	7,581	16,336	36,013	68,289	37,170
	(8.0)	(8.1)	(8.4)	(3.7)	(9.1)	(11.4)	(6.8)
６月	111,145	9,053	7,725	14,225	18,911	32,889	28,342
	(5.1)	(7.0)	(8.6)	(3.3)	(4.8)	(5.5)	(5.2)
７月	286,952	12,478	6,633	70,694	61,457	55,557	80,133
	(13.1)	(9.7)	(7.4)	(16.2)	(15.5)	(9.3)	(14.7)
８月	405,496	27,481	8,399	116,456	95,778	59,020	98,362
	(18.5)	(21.3)	(9.3)	(26.7)	(24.2)	(9.8)	(18.1)
９月	157,261	10,023	6,575	22,934	23,602	61,196	32,931
	(7.2)	(7.8)	(7.3)	(5.2)	(6.0)	(10.2)	(6.0)
10月	149,127	11,100	6,580	11,193	26,053	50,077	44,124
	(6.8)	(8.6)	(7.3)	(2.6)	(6.6)	(8.4)	(8.1)
11月	165,302	9,282	7,603	31,058	26,312	48,970	42,077
	(7.5)	(7.2)	(8.5)	(7.1)	(6.7)	(8.2)	(7.7)
12月	173,444	3,297	7,451	41,803	21,841	48,397	50,655
	(7.9)	(2.6)	(8.3)	(9.6)	(5.5)	(8.1)	(9.3)

※　平成28年観光入込客数　商工観光部資料

(4)　昼夜間人口

本市の昼夜間人口を平成27年国勢調査から見ると、昼間人口が夜間人口を下回っている。

常住人口（夜間人口）	55,054
流出人口	3,966
流入人口	2,306
昼間人口	53,394
昼間人口率	97.0

5　交通

(1)　道路

京丹後市の道路網は、国道178号、312号、482号が６町を環状に結び、これを補完する形で、主要地方道及び府道が整備されている。

一方、全体としての道路改良率が50％に満たないなど、低い整備状況にある。

(2)　鉄道

京丹後市の鉄道網は、一部区間を除き国道（178号又は312号）とほぼ平行して、京都丹後鉄道が大宮町～峰山町～網野町～久美浜町を結んで整備されている。この路線は、ＪＲ線に接続し、京都方面へ直通特急が運行されるなど、京阪神方面への主要なアクセスとなっている。

(3)　バス

市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する10路線に加え、弥栄町１路線、久美浜町６路線及び丹後町２路線を市営バス路線として運行している。

市営バス路線については、弥栄町１路線をタクシー会社に、久美浜町６路線は観光バス業者に、丹後町２路線は地元ＮＰＯ法人に、それぞれ運行管理業務を委託している。

6　港湾等

本市は、一部港湾地域等を除き、その海岸線は、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されている。

琴引浜、小天橋を始めとする美しい砂浜や景勝地として名高い経ヶ岬などがあり、管理上は国土交通省海岸（府管理）と琴引浜（市管理)、港湾と漁港の４つに大別される。

湊宮や後ケ浜などの海岸では、浜辺の保全を目的に侵食対策として人工リーフや養浜工を実施している。

市内唯一の港湾である久美浜湾、また府下最大の淡水湖である離湖は、市民や観光客の交流・憩いの場として施設整備を行ってきたが、老朽護岸の更新を含め、今後も一層の整備を府に働きかける必要がある。

7　自衛隊施設

市内の自衛隊施設は、航空自衛隊第35警戒隊経ヶ岬分屯基地がある。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態等

(1)　武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2)　武力攻撃事態の類型として、次の４類型が基本指針に示されている。

〈４類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

	特　　徴	留　意　点
①着上陸侵攻	○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
②ゲリラや特殊部隊によ	○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋梁、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっ	ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と府、府警察、海上保安庁及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うこと

る攻撃	ては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティ・ボム」という。）が使用される場合がある。	が必要である。
③弾道ミサイル攻撃	○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ＮＢＣ弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに心理的な大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。 ○通常弾頭の場合にはＮＢＣ弾頭の場合と比較して被害は局源され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。	弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
④航空攻撃	○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※特殊な対応が必要となるＮＢＣ攻撃（核攻撃等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、基本指針を参照。

２　緊急対処事態

(1)　緊急対処事態とは、次の事態をいう。

> 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2)　緊急対処事態の事態例として、次の４事態が基本指針に示されている。

分類		事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力事業所等の破壊 ○危険物積載船への攻撃	①　原子力事業所が攻撃を受けた場合は、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民及び汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ③　危険物積載船が攻撃を受けた場合は、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○市街地等におけるサリン等化学剤の散布 ○水源地に対する毒素等の混入	① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。 ② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来	① 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ② 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ③ 爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

3 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体の想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、府と隣接する福井県の原子力発電所に対する攻撃や列車・観光地等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災を始め様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部課室間の調整、企画立案等のほか、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、総務部総務課が行うものとする。

〈国民保護に関する市の平時の主な事務〉

	業　　務	根　　拠
国民保護法	○自主防災組織、ボランティア団体への必要な支援	第４条
	○国民保護対策本部に関する条例の制定	第31条
	○市国民保護計画の作成	第35条
	○市国民保護協議会の設置・運営	第39条
	○市国民保護協議会に関する条例の制定	第40条⑧
	○組織の整備等	第41条
	○国民の保護のための措置についての訓練の実施	第42条①
	○自ら管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置	第102条
	○避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等	第142条
	○国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄等	第145条
	○備蓄物資等の供給に関する相互協力	第147条
	○避難施設の管理者としての協力等	第149条
	○特殊標章等の管理・交付等	第158条
基本指針	○国民の権利利益の迅速な救済に向けた処理体制の確保	第１章―２
	○高齢者、障害者、外国人等への安全確保及び支援体制の整備	第１章―３、７
	○関係機関相互の連携体制の確保	第１章―４
	○市民への啓発	第１章―５
	○複数の避難実施要領のパターン作成及び伝達方法の定め	第４章―４
	○府による避難施設指定への協力	第４章第１節―５
	○武力攻撃原子力災害への対処体制の整備	第４章第３節―３（２）
	○情報の収集及び提供体制の整備	第４章第４節―１（１）
	○通信の確保	第４章第４節―２（１）
	○運送の確保	第４章第４節―３（１）
	○交通の管理（道路管理者）	第４章第４節―４（１）
	○ライフライン施設の機能の確保	第４章第５節―２（１）

２　市職員の参集基準等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行う。また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努める。

【市地域防災計画に従った非常参集体制】

１　勤務時間内

(1)　配備についていない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示内容に注意する。

(2)　勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。

(3)　待機該当職員は、原則として、すべての行事、会議への出席、出張等を中止する。

(4)　自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を行う。

２　勤務時間外（自主参集）

(1)　事態が発生し、「配備事由」に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に所属の勤務地又はあらかじめ指定された場所に参集する。

(2)　事態の状況により勤務地への参集が不可能な場合は、住所地の支部設置庁舎に参集し、各支部の責任者の指示に基づき事態の対処に当たる。病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも参集不可能な場合は、なんらかの手段によりその旨を所属の長又は最寄施設責任者へ連絡する。

(3)　緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する服・長靴・市が貸与する防災ベスト・ヘルメット等安全を確保するための装備着用、食料１食分、水筒（ペットボトル入り可）及びラジオとする。

(4)　特に認める者を除き自動車は利用しない。

(5)　参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(1)　市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体　　制	参　集　基　準
①総務課体制	総務部総務課防災係職員を中心に参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体　制　の　判　断　基　準	体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②

事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(2)　職員への連絡手段の確保

市対策本部員、初動体制職員及び総務部総務課防災係職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(3)　代替職員の確保

市対策本部員、初動体制職員及び総務部総務課防災係職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長等代替職員については、市地域防災計画のとおりとする。

〈市地域防災計画に定める代替順位〉

区　分	責任者	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位以下
本部長	市長	副市長	危機管理監	教育長	消防長	市長公室長以下別に定める
副本部長	副市長	危機管理監	市長公室長	総務部長	以下別に定める	
副本部長	危機管理監	市長公室長	総務部長	議会事務局長	以下別に定める	
副本部長(消防)	消防長	消防次長	消防署長	以下別に定める		
副本部長(教育)	教育長	教育次長	教育理事	以下別に定める		
各支部の支部長	市民局長	市民局長補佐	以下別に定める			
各部の部長		庶務担当課長	以下、その他の課長の順で各部ごとに別に定める			
各班の班長		各課各班ごとに別に定める				

(4)　参集した職員の服務基準

前記（1）①から③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体　制	所　掌　事　務
総務課体制	1　関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2　市長への報告に関すること。 3　状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	市国民保護対策本部体制に準じ、所掌事務第３編第２章別表２に準じる。
市国民保護対策本部体制	第３編第２章別表２のとおりとする。

(5)　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア　交代要員の確保その他職員の配置

イ　食料、燃料等の備蓄

ウ　自家発電設備の確保

エ　仮眠設備等の確保　　等

3　消防機関の体制

(1)　消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2)　消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4　国民の権利利益の救済に係る手続等

(1)　国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

<table>
<tr><td rowspan="4">損失補償
（法第159条①）</td><td>特定物資の収用に関すること。（法第81条②）</td></tr>
<tr><td>特定物資の保管命令に関すること。（法第81条③）</td></tr>
<tr><td>土地等の使用に関すること。（法第82条）</td></tr>
<tr><td>応急公用負担に関すること。（法第113条①、⑤）</td></tr>
<tr><td>損害補償
（法第160条）</td><td>国民への協力要請によるもの
（法第70条①、③、第80条①、第115条①、第123条①）</td></tr>
<tr><td colspan="2">不服申立てに関すること。（法第６条、第175条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">訴訟に関すること。（法第６条、第175条）</td></tr>
</table>

(2)　国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、京丹後市文書規程（平成16年訓令第６号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第２　関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

(1)　防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2)　関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3)　関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

資料編　・関係機関連絡先一覧　Ｐ106

２　府との連携

(1)　府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、府と必要な連携を図る。

〈丹後広域振興局連絡先〉

担当部局	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	メールアドレス
企画総務部総務室 （峰山総合庁舎１階）	京丹後市峰山町丹波855	(0772) 62―4301	(0772) 62―5894	tanshin-ki-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

〈京都府連絡先〉

担当部局	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	メールアドレス
危機管理部災害対策課	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	(075) 414―4472	(075) 414―4477	saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp

(2)　府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3)　市国民保護計画の府への協議

市は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4)　府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3　近隣市町との連携

(1)　近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。なお、丹後広域振興局管内市町で設置している国民保護計画策定に係る市町村連絡会議等を活用して、緊密な連携を図るよう努める。

〈丹後広域振興局管内市町及び豊岡市連絡先〉

市町担当部局	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	メールアドレス
宮津市総務部	宮津市柳縄手345―１	(0772) 45―1605	(0772) 25―2119	bousai@city.miyazu.kyoto.jP
伊根町総務課	伊根町字日出651	(0772) 32―0501	(0772) 32―1333	info@town.ine.kyoto.jp
与謝野町防災安全課	与謝野町字岩滝1798―１	(0772) 43―9011	(0772) 46―2851	info@town.yosano.lg.jp
豊岡市政策調整部防災課	豊岡市中央町２―４	(0796) 23―1111	(0796) 24―5932	bousai.@city.toyooka.lg.jp

(2)　消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

資料編　・京都府広域消防相互応援協定書　Ｐ134
・京都府広域消防相互応援協定実施細目　Ｐ137
・消防相互応援協定締結先一覧　Ｐ139

4　指定公共機関等との連携

(1)　指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編　・関係機関連絡先一覧　Ｐ106

(2)　医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する。併せて、北丹医師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」により、北丹医師会との平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

資料編	・医療機関一覧	P121
	・他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧	P139

第３　自主防災組織、ボランティア団体、民間団体との連携等

１　自主防災組織との連携及び育成強化

武力攻撃災害が発生した場合には、地域住民で組織する自主防災組織の役割は被害の防止や軽減を迅速かつ効果的に実施する上で重要である。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

なお、本市は、自主防災組織の育成を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、京丹後市自主防災組織補助金交付要綱（平成18年告示第32号）に基づき、補助金の交付を行っている。対象となる自主防災組織は、自治会を単位として組織された団体としている。

２　ボランティア団体との連携及び活動環境の整備

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかであり、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社京都府支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、「ボランティアセンターの円滑な運営」や「生活環境への配慮」（健康管理上の注意喚起、活動時間の管理、医療体制の確保、トイレや休憩場所の確保等）といった活動環境の整備に努める。

３　民間団体との連携

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、本市では、資料編に掲げるとおり「京都府ＬＰガス協会京丹後支部」、「市内郵便局」、「京丹後市アマチュア無線災害ボランティア」、「北丹医師会」、「建設業者」、「電気業者」、「近畿コカ・コーラボトリング株式会社」及び「ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター」等と災害時における協定を締結している。

資料編	・他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧	P139

第４　通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1)　非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的と

して、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2)　非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3)　災害時優先電話の活用

市では、ＮＴＴ西日本により提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。

資料編　・災害時優先電話一覧　Ｐ128

第５　情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1)　情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

市地域防災計画では、市民、事業所等に対し、次のような伝達方法がとられている。国民保護計画においても、これに準じて行うものとする。

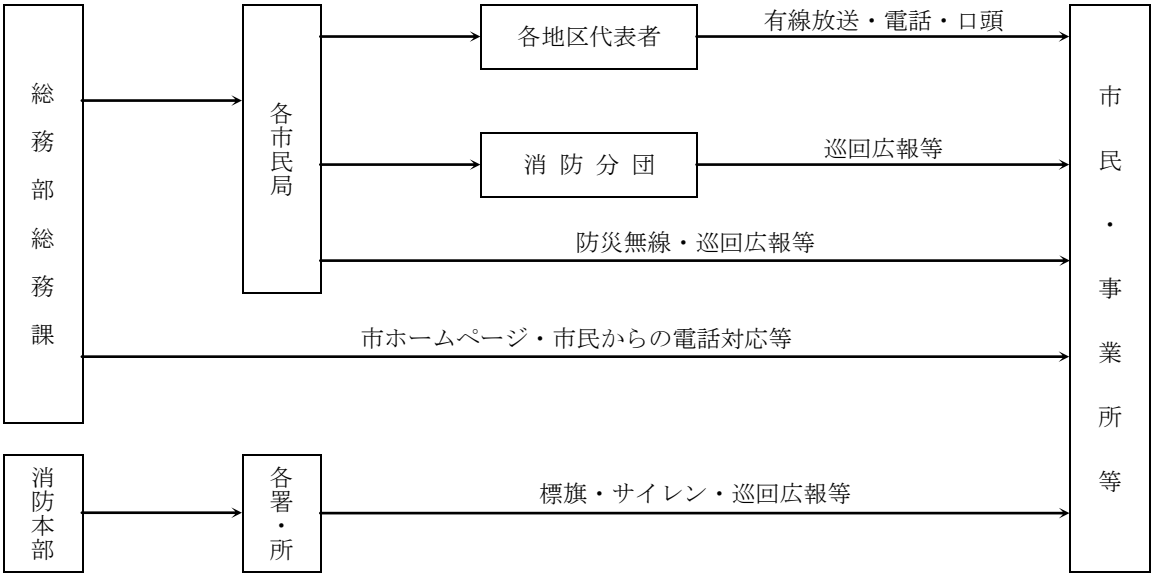

(2)　体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ＮＴＴ西日本により提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3)　情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

２　警報等の伝達に必要な準備

(1)　警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体にこれら伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2)　防災行政無線の整備

市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受信した武力攻撃事態等の警報の内容を瞬時にかつ確実に住民に伝達するよう、同報系防災行政無線の整備及び保守管理を行う。また、国が推進する防災行政無線のデジタル化や情報伝達手段の多重化の整備に対応する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

導入に当たり「サイレン等による瞬時情報伝達のあり方に関する検討会」が平成18年３月に報告書を提出し、利用は災害や安全保障で一刻を争う次の13の事態に限定している。

① 大津波警報
② 津波警報
③ 緊急火山情報
④ 緊急地震速報（予測震度５弱以上）
⑤ 弾道ミサイル情報
⑥ 航空攻撃情報
⑦ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
⑧ 大規模テロ情報（緊急対処事態に該当するような事例を想定）
⑨ 津波注意報
⑩ 震度速報
⑪ 気象警報
⑫ 指定河川洪水予報
⑬ 土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、臨時火山情報等

(3) 府警察、海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察、海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年７月６日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

学校、病院その他関係機関の連絡先については、資料編に定めるとおりとする。

資料編 ・関係機関連絡先一覧 P106
・学校等連絡先一覧 P111
・医療機関一覧 P121

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをＰＲすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1)　安否情報の種類、収集及び報告

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び第２号の安否情報収集様式により収集をし、安否情報システムを用いて、府に報告する。安否情報システムが使用できない場合は、安否情報省令第２条に記載する様式第３号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【収集・報告すべき情報】

1　避難住民・負傷住民

①　氏名
②　フリガナ
③　出生の年月日
④　男女の別
⑤　住所（郵便番号を含む。）
⑥　国籍
⑦　①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧　負傷（疾病）の該当
⑨　負傷又は疾病の状況
⑩　現在の居所
⑪　連絡先その他必要情報
⑫　親族・同居者への回答の希望
⑬　知人への回答の希望
⑭　親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2　死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

⑮　死亡の日時、場所及び状況
⑯　遺体が安置されている場所
⑰　連絡先その他必要情報
⑱　①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

資料編　・安否情報関係様式	様式第１号	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	Ｐ173
	様式第２号	安否情報収集様式（死亡住民）	Ｐ174
	様式第３号	安否情報報告書	Ｐ175

(2)　安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、

市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3)　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【安否情報システムの整備について】

国（総務省、消防庁）は、安否情報の収集及び提供を行うシステムを適切に運用するとともに、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供が行われるよう、その充実に努めるものとすることとしており、それに併せて府では、安否情報の収集・提供を円滑に実施できるよう、マニュアルを策定することとしているので、市においても今後検討することとする。

４　被災情報の収集・報告に必要な準備

(1)　情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編　・被災情報の報告様式のひな型　P178

(2)　担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第６　研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　研　修

(1)　研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2)　職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/
※【総務省消防庁ホームページ】
http://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資器材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

〈訓練の実施項目〉

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

〈訓練に当たっての留意事項〉

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
オ 市は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
カ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

１　避難に関する基本的事項

(1)　基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

○　住宅地図
（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
○　区域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される国道、府道、市道等の道路のリスト）
○　輸送力のリスト
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
○　避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
○　備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
○　生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
○　関係機関（国、府、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。）
○　自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
○　消防機関のリスト
（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（消防機関の装備資機材のリスト）
○　避難行動要支援者名簿

資料編	・関係機関連絡先一覧	P106
	・避難施設一覧	P112

(2)　近隣市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な

連携を確保する。

なお、市域を越える避難を行う場合、避難先地域を管轄する市町村長は、正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとされている。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している「避難行動要支援者名簿」を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、知事の避難の指示に基づき、避難の誘導の実施方法等を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等避難行動要支援者の避難の方法等について配慮する。

また、市長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
・避難の実施に関し必要な事項

資料編 ・避難実施要領のパターン作成に当たって P183

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

市は、府から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2)　基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

〈救援の事務に必要な基礎的資料〉

○医療機関の状況
○医療班編成の状況
○消防力の状況
○ＮＢＣ災害対応資機材の状況　　等

資料編　・医療機関一覧	**Ｐ121**
・消防力の現況	**Ｐ130**

４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1)　運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

資料編　・市内運送事業者輸送力及び輸送施設一覧	**Ｐ131**

(2)　運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

５　避難施設の指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

(1)　指定対象施設

府による避難施設の指定への協力に際し、災害対策基本法に基づき指定されている避難場所等については、原則指定するものとし、以下の避難施設を対象とする。

施　　設	主　な　目　的
学校、公民館、体育館等	・避難住民等の収容施設 （避難が比較的長期に及ぶ場合も想定）
公園、広場、駐車場等	・避難の際の一時的な集合場所 ・救援（炊き出しや医療の提供など）の実施場所 ・応急仮設住宅等の建設用地
堅ろうな建築物や建築物の地下施設等	・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所

(2)　指定に当たっての留意事項

ア　事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設を

把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう、できるだけ多くの施設の確保に努める。また、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を必要に応じ、指定する。

イ　避難住民を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模の施設を指定するよう配慮する。

ウ　物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の収容や救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

エ　火災の影響を受けやすい危険物の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ　幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

資料編　・避難施設一覧　P112

６　生活関連等施設の把握等

(1)　生活関連等施設の把握等

市は、消防本部と連携を図りながら、市域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年８月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〈生活関連等施設の種類及び所管府担当部局〉

国民保護法施行令	各　号	施設の種類	対象施設の根拠法
第27条	１号	発電所、変電所	電気事業法
	２号	ガス工作物	ガス事業法
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法
	４号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
	５号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
	６号	放送用無線設備	放送法
	７号	水域施設、係留施設	港湾法
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法、航空法
	９号	ダム	河川管理施設等構造令
第28条	１号	危険物	消防法
	２号	毒劇物	毒物及び劇物取締法
	３号	火薬類	火薬類取締法
	４号	高圧ガス	高圧ガス保安法
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力基本法

	６号	核原料物質	原子力基本法
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
	８号	毒劇薬	薬事法
	９号	電気工作物内の高圧ガス	電気事業法
	10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律
	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

(2)　市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安部との連携を図る。

第３章　避難行動要支援者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等避難行動要支援者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を近隣市町を始めとする関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

１　避難行動要支援者等救援対策に関する基本的考え方

(1)　避難行動要支援者の救援対策は、健常者に対する救援対策に優先して実施する。

(2)　日本語の理解が不十分な外国人向けの救援対策が周知徹底されるよう、通訳・翻訳ボランティアを確保し、広報・広聴活動に万全を期する。また、食生活文化上の二次的災害が発生しないように配慮するよう努める。

(3)　市は、対策の実施にあたって、各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員、市内社会福祉施設等福祉関係者に加え、他市町村・府、避難行動要支援者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等にも広く協力を求める。

(4)　市民・事業所に対して、市・府等行政機関の行う、避難行動要支援者等救援対策の優先的な実施について、迅速かつ適切な広報活動を展開し理解を求めるとともに、介助ボランティアその他の参加協力を要請する。

(5)　洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

２　避難行動要支援者対策

(1)　避難行動要支援者の所在の把握等

市は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障害者などの避難行動要支援者に関する情報を、平素から収集するとともに、避難行動要支援者マップを作成するなど所在の把握等に努めるものとする。情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱う。

(2)　避難行動要支援者への情報伝達体制の整備

ア　府の支援等

府防災行政無線により、府から的確かつ迅速な情報の伝達が行われる。市は、この府からの伝達により、避難行動要支援者に対し警報、避難の指示などの情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認を行う。

また、市は、府と連携し、ＩＴによる情報等の伝達や安否確認のシステムの構築に努めるとともに、府を通じ放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思疎通を図る。

イ　地域における協力体制の整備

市は、平素から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

(3)　避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の避難行動要支援者に対し複数の避難支援者を定めるなどの具体的な避難支援計

画を盛り込むものとする。

(4)　病院等施設在所者の避難誘導体制の整備

市は、府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5)　避難施設対策等

ア　市は、府と連携し、介助員等の配置など避難行動要支援者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。

イ　市は、府と連携し、避難行動要支援者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受け入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6)　避難行動要支援者の安全確保

ア　市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において避難行動要支援者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮する。

イ　市は、住民等の協力も得て避難行動要支援者を含めた訓練を実施する。

ウ　市は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、避難行動要支援者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

エ　市は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

3　外国人対策

(1)　外国人支援体制の整備

市は、市の国際交流協会等と連携を強化するとともに、府、府国際センター、大学等関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等を始め様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

(2)　日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努めるとともに、放送事業者への協力依頼を行うものとする。

(3)　避難施設の運営

市は、府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4)　外国人の安全確保

ア　市は、防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

イ　市は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。

ウ　市は、府と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

エ　市は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。

オ　市は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

4　観光旅行者等の保護

本市は、海水浴客等、年間約219万人の観光旅行者が訪れる。武力攻撃事態等においては、警報

や避難の指示などの多くの情報が、市から自治会等を通じて市民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。こうしたことから、市は、観光旅行者等に対し、市民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前記３の外国人対策も踏まえ、情報の多言語化など、特に配慮を行うものとする。

(1)　観光旅行者等への情報伝達体制の構築

ア　観光旅行関係団体との連携

市は、府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などを的確かつ迅速に伝達できるよう、市観光協会等を通じた旅館、ホテル、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

イ　観光旅行者等への情報提供

市は、府と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置やＩＴによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、府を通じ放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

(2)　帰宅困難な観光旅行者等対策

他の市町村又は府外で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該地に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、市は、府と連携し、「相談窓口等の設置」、「帰宅支援活動」の対策について、あらかじめ検討する。

また、こうした事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難な観光旅行者等のための一時的な滞在所の設置などの措置について、府と連携し、協議・検討する。

第４章　物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

１　市における備蓄

(1)　防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2)　国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具　など

(3)　府との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1)　施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2)　ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、整備・点検を行うとともに、系統の多重化、バックアップ体制の整備等による代替性の確保に努める。

(3)　復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第５章　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に関する啓発

(1)　啓発の方法

市は、国及び府と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、様々な事態から安全を確保できるよう、危機対処能力の向上や国民保護措置の重要性について、継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会やフォーラム等を開催する。

(2)　防災に関する啓発との連携

市は、職員への啓発について、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら啓発活動を行う。また、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3)　学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1)　住民が取るべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、テロが発生した場合などに住民がとるべき対処について、平素から住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

(2)　運転者の取るべき措置の周知徹底

府警察は、武力攻撃事態等において運転者が取るべき措置（車両左側への停止、交通情報の入手、規制区域外への車両の移動警察官の指示に従うこと等）について、自然災害等の措置に準じて周知徹底する。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1)　緊急事態連絡室等の設置

①　市長は、現場からの情報により武力攻撃事態等認定につながる可能性のある事案の発生を把握した場合においては、又は近隣市町で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事態が発生し避難住民の受け入れの準備を行う必要がある場合、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

〈市緊急事態連絡室の構成等〉

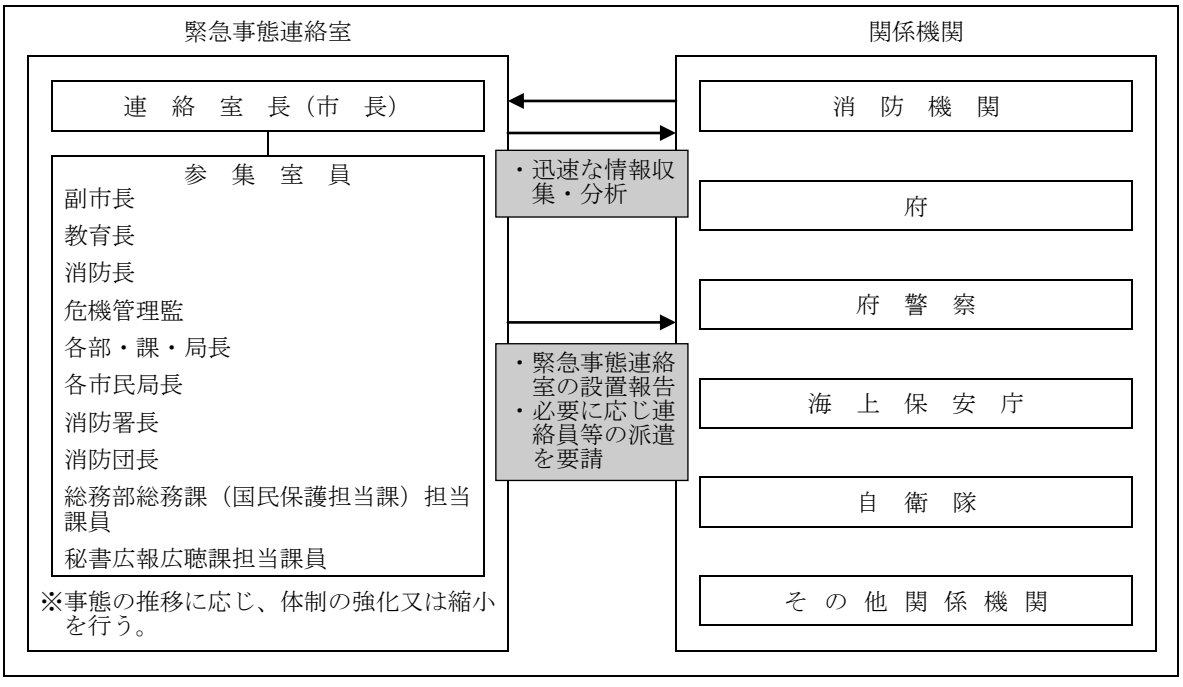

※　住民からの通報、府からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

②　「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、府に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2)　初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官が行う警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく交通規制等が円滑になされるように府警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3)　関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4)　対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

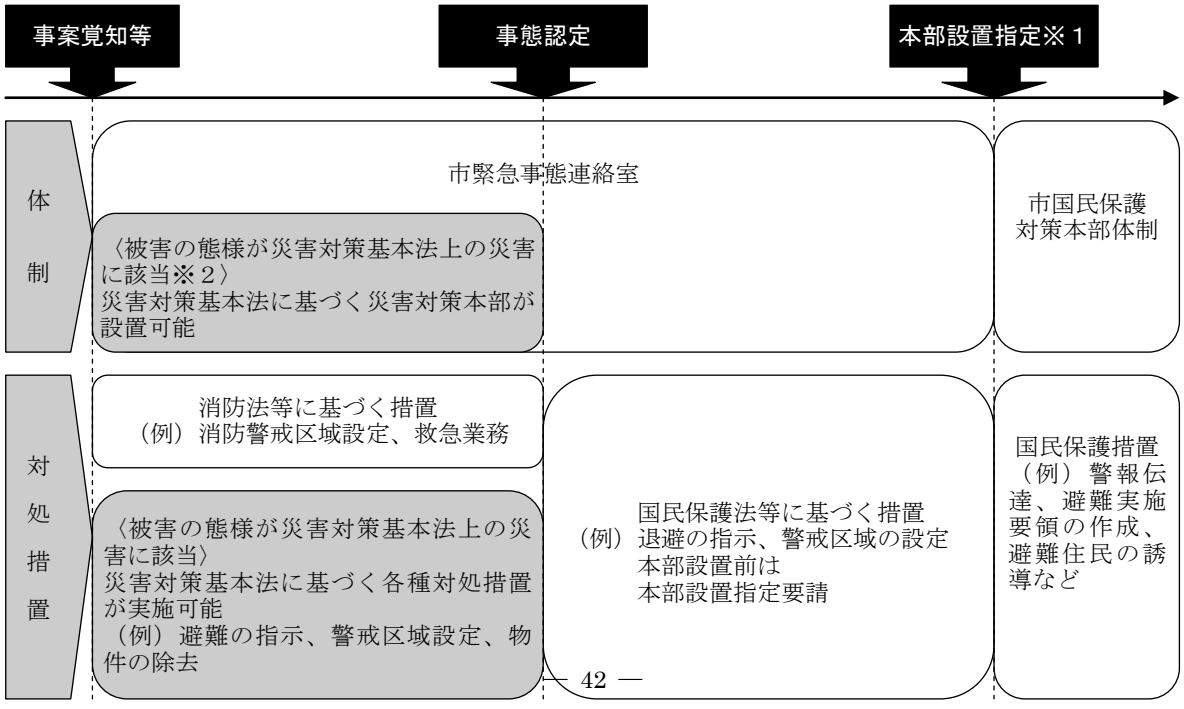

※１　事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※２　災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、総務課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、府に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、府に連絡することとしている。

第２章　市対策本部の設置等

市は、事態認定後において、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

１　市対策本部の設置

(1)　市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①　市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

②　市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③　市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

【一斉参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

④　市対策本部の開設

市対策本部担当者は、次に掲げる施設に市対策本部及び支部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

〈市対策本部及び支部設置予定施設〉

○本部

設　置　箇　所　名	所　　在　　地	電話番号
峰山庁舎（２階大会議室）	京丹後市峰山町杉谷889	0772―69―0140

○支部

支　部　名	施　設　名	所　　在　　地	電話番号
峰山支部	峰山庁舎	京丹後市峰山町杉谷889	0772―69―0711
大宮支部	大宮庁舎	京丹後市大宮町口大野226	0772―69―0712
網野支部	網野庁舎	京丹後市網野町網野385―１	0772―69―0713
丹後支部	丹後庁舎	京丹後市丹後町間人1780	0772―69―0714
弥栄支部	弥栄庁舎	京丹後市弥栄町溝谷3464	0772―69―0715
久美浜支部	久美浜庁舎	京丹後市久美浜町814	0772―69―0716

⑤　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及

び仮眠設備の確保等を行う。

⑥　本部の代替機能の確保

市は、庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所庁舎内等に設置できない場合に備え、市対策本部の代替施設を次のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下位の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

〈市対策本部及び支部設置代替予定施設〉

○本部

	設　置　箇　所　名	所　　在　　地	電話番号
第１位	京都府丹後文化会館	京丹後市峰山町杉谷1030	62―5200
第２位	福祉事務所	京丹後市峰山町杉谷691	69―0300

○支部

支　部　名		施　設　名	所　　在　　地	電話番号
峰山支部	第１位	京都府丹後文化会館	京丹後市峰山町杉谷1030	62―5200
	第２位	福祉事務所	京丹後市峰山町杉谷691	69―0300
大宮支部	第１位	アグリセンター大宮	京丹後市大宮町口大野228―１	69―0662
	第２位	大宮社会体育館	京丹後市大宮町口大野208―１	
網野支部	第１位	網野南小学校	京丹後市網野町下岡180	72―0966
	第２位	網野中学校	京丹後市網野町網野2696	72―1030
丹後支部	第１位	丹後小学校	京丹後市丹後町間人2691	75―0049
	第２位	丹後中学校	京丹後市丹後町間人320	75―0126
弥栄支部	第１位	弥栄地域公民館	京丹後市弥栄町溝谷3443―２	69―0665
	第２位	弥栄中学校	京丹後市弥栄町溝谷3301―１	65―2554
久美浜支部	第１位	久美浜中学校	京丹後市久美浜町640	82―0079
	第２位	かぶと山小学校	京丹後市久美浜町神崎1603	83―0204

(2)　市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3)　市対策本部の組織構成及び業務分掌

市対策本部の組織構成及び各組織の業務分掌は別表１及び別表２のとおりとする。

資料編　・京丹後市国民保護対策本部及び京丹後市緊急対処事態対策本部に関する条例　　P144

(4)　市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、秘書広報広聴課長をもって充てる。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 府と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

報道機関連絡先については、資料編のとおりとする。

資料編 ・関係機関連絡先一覧 P106

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（府、消防機関、警察機関、海上保安庁、自衛隊、医療機関等、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

〈現地調整所の組織編成〉

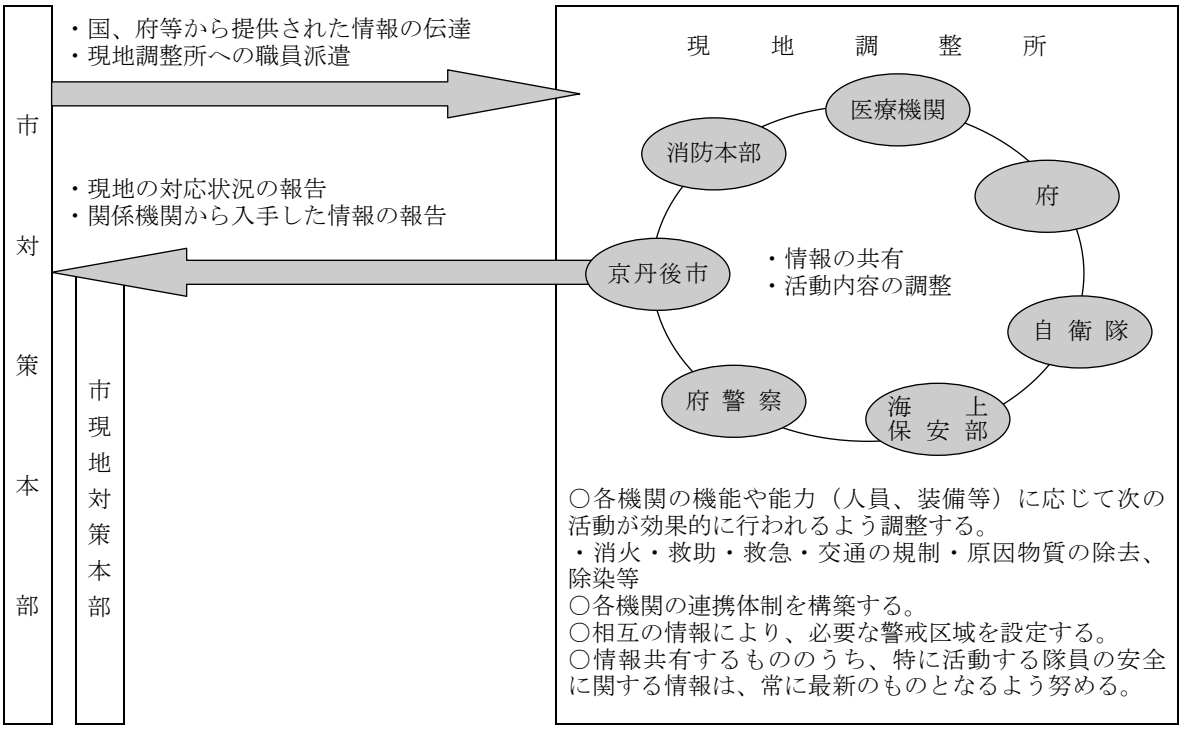

【現地調整所の性格について】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7)　市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②　府対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③　情報の提供の求め

市対策本部長は、府対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、集団的な避難や保護者への受け渡しなど児童、生徒等の避難に関し適切な措置をとること等必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8)　市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

２　通信の確保

(1)　情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)　情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)　通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表1　市対策本部　組織図

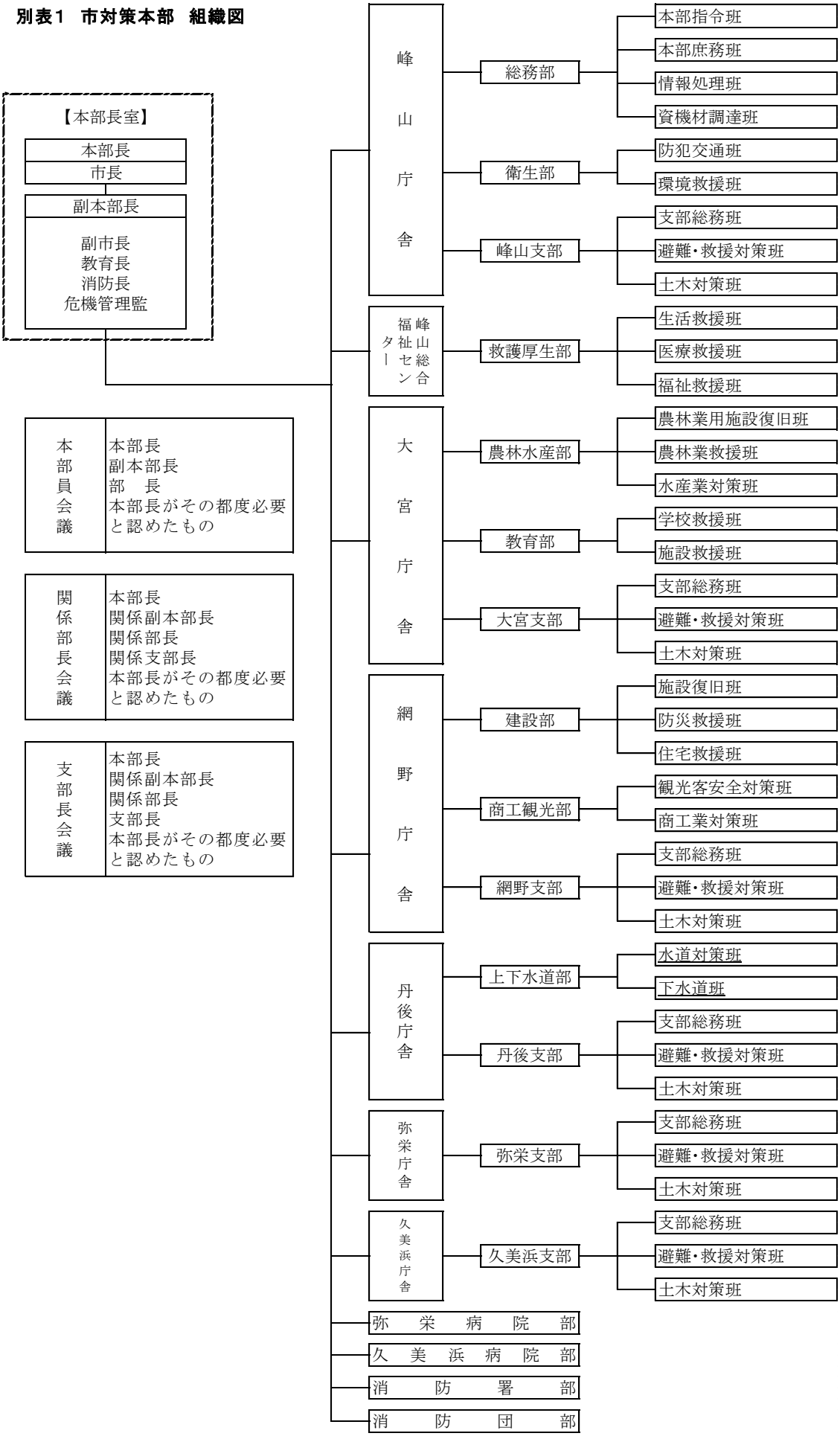

別表２　市対策本部事務分掌

部	部　長 （副部長）	班	班長	班　員 構成課	事　　務　　分　　掌
総務部	総務部長（議会事務局長・市長公室長・会計管理者・広報広聴統括官）	本部指令班	総務課長	議会総務課 総務課 市民課 生活福祉課 農業振興課 商工振興課 管理課 教育総務課 消防本部総務課 消防団 の各１名指名する職員・団員	1　初動対応のとりまとめに関すること。 2　本部の設置及び閉鎖に関すること。 3　本部員会議、関係部長会議、支部長会議及び本部長室に関すること。 4　支部及び現地対策本部に関すること。 5　住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 6　避難実施要領の作成に関すること。 7　住民に対する避難・退避の指示に関すること。 8　住民の避難誘導に関すること。 9　安否情報の収集に関すること。 10　被災情報のとりまとめに関すること。 11　消防本部との連絡調整に関すること。 12　消防団との連絡調整に関すること。 13　府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること。 14　自衛隊派遣要請に係る関係機関との連絡調整に関すること。 15　隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること。 16　電気、ガス、電話施設等公共機関との連絡調整に関すること。 17　防災行政無線局の管理運用に関すること。 18　活動拠点の配置のとりまとめに関すること。 19　応急対策全般の調整に関すること。 20　市議会への報告及び市議会への提出書類のとりまとめに関すること。 21　り災証明書の発行のとりまとめに関すること。（本部閉鎖後は市民局所管） 22　復旧、復興対策のとりまとめに関すること。 23　分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること。
		本部庶務班	人事課長	人事課 監査委員事務局	1　職員の動員計画に関すること。 2　本部命令の伝達に関すること。 3　各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理その他の後方支援業務に関すること。 4　災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関すること。

総務部	総務部長（議会事務局長・市長公室長・会計管理者・広報広聴統括官）	情報処理班	秘書広報広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課 情報推進課	1　被害情報及び防災情報の処理に関すること。 2　会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること。 3　国民の権利利益救済に係る文書保存に関すること。 4　広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること。 5　特殊標章等の交付に関すること。 6　報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること。 7　本部長、副本部長の秘書、特命に関すること。 8　鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること。
		資機材調達班	財政課長	財政課 財産活用課 入札契約課 税務課 会計課	1　災害用電話の確保に関すること。 2　応急資機材等確保に関する調整、とりまとめに関すること。 3　車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめに関すること。 4　国民保護措置に要した経費の支払い、精算に関すること。
救護厚生部	健康長寿福祉部長（医療部長）	生活救援班	生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課	1　避難所の開設、運営のとりまとめに関すること。 2　被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること。 3　被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること。 4　総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること。
		医療救援班	医療政策課長	医療政策課 保険事業課	1　医療、助産救護対策のとりまとめに関すること。 2　医療機関との連絡調整に関すること。 3　災害対策用医療薬品並びに衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関すること。 4　赤十字標章等の申請に関すること。 ※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事。
		福祉救援班	長寿福祉課長	障害者福祉課 長寿福祉課 政策企画課	1　高齢者、障害者、乳幼児その他災害時要援護者等の救援に関する統括に関すること。 2　外国人の救援救護対策のとりまとめに関すること。
衛生部	市民環境部長	防犯交通班	市民課長	市民課	1　被災地内の交通規制対策のとりまとめに関すること。 2　被災地内の防犯対策のとりまとめに関すること。 3　被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関すること。

衛生部	市民環境部長	環境救援班	生活環境課長	生活環境課	1　防疫、衛生対策のとりまとめに関すること。 2　遺体の捜索、収容、埋葬のとりまとめに関すること。 3　ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関すること。 4　災害時における環境保全対策のとりまとめに関すること。 5　ペットの保護対策のとりまとめに関すること。
農林水産部	農林水産部長	農林業用施設復旧班	農林整備課長	農林整備課	1　農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関すること。
		農林業救援班	農業振興課長	農業振興課 農業委員会事務局	1　農林作物、農林業生産施設の被害調査、応急対策のとりまとめに関すること。 2　農林業関係の復興支援対策のとりまとめに関すること。 3　農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農林業生産資材などの確保、調達、配付協力の取りまとめに関すること。
		水産業対策班	海業水産課長	海業水産課	1　漁港に係る災害対策のとりまとめに関すること。 2　漁港施設の防災及び応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること。 3　水産及び漁業関係の被害調査、応急対策の取りまとめに関すること。 4　漁港の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること。
教育部	教育次長（教育理事）	学校救援班	教育総務課長	学校教育課 教育総務課 子ども未来課	1　園児、児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関すること。 2　保育所・認定こども園・学校施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること。 3　保育所・認定こども園・学校における応急保育の実施のとりまとめに関すること。 4　保育所・認定こども園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。
		施設救援班	生涯学習課長	生涯学習課 文化財保護課	1　社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること。 2　社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関すること。 3　社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。 4　文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関すること。

建設部	建設部長（建設部参事）	施設復旧班	土木課長	管理課 土木課	1　道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること。 2　河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること。 3　災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関すること。
		防災救援班	管理課長	管理課 土木課	1　道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること。 2　冠水、浸水、高潮、土砂崩れ等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること。 3　他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること。
		住宅救援班	都市計画・建築住宅課長	管理課 土木課 都市計画・建築住宅課	1　被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに関すること。 2　被災宅地危険度判定実施のとりまとめに関すること。 3　応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに関すること。 4　被災者への住宅供給のとりまとめに関すること。 5　被災住宅の災害救助法に基づく応急修理等のとりまとめに関すること。
上下水道部	上下水道部長	水道対策班	水道整備課長	水道整備課	1　水道施設の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること。 2　緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関すること。 3　病院等防災拠点施設及び市民への応急給水のとりまとめに関すること。 4　他水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること。
		下水道対策班	下水道整備課長	下水道整備課	1　下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること。 2　下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関すること。 3　他下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること。

商工観光部	商工観光部長	観光客安全対策班	観光振興課長	観光振興課	1　市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること。 2　観光施設における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること。
		商工業対策班	商工振興課長	商工振興課	1　商工業、工業団地の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。 2　中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること。 3　商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること。
弥栄病院部	病院長	※班の編成は、病院の規定による。			1　入院者、来院者の安全確保に関すること。 2　地域中核病院としての市民病院の運営に関すること。 3　基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること。 4　広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること。 5　救護班の編成、派遣に関すること。 6　遺体の検案に関すること。
久美浜病院部	病院長	※班の編成は、病院の規定による。			1　入院者、来院者の安全確保に関すること。 2　地域中核病院としての市民病院の運営に関すること。 3　基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること。 4　広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること。 5　救護班の編成、派遣に関すること。 6　遺体の検案に関すること。
消防署部	消防長	消防署・各分署・所長		消防署 ・各分署	1　消火及び救出、救助、救急活動全般に関すること。 2　市本部との連絡調整に関すること。 3　消防活動状況の把握及び記録に関すること。 4　災害情報の収集連絡に関すること。 5　被害状況の把握及び記録集計に関すること。 6　広域消防応援の受入れ及び調整に関すること。 7　危険物等の被害調査及び応急対策に関すること。 8　避難の安全確保に関すること。

消防団部	消防団長（消防副団長）	各消防団方面隊長		各消防分団	1　初期消火及び出火防止活動に関すること。 2　倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 3　市民向け避難命令の伝達、広報の協力に関すること。 4　緊急避難時の誘導、安全確保に関すること。 5　負傷者の救護に関すること。 6　行方不明者の救助・捜索活動に関すること。 7　火災、水災等の被災状況調査の協力に関すること。 8　被災地における防犯対策への協力に関すること。
各支部	各市民局長	支部総務班	市民局長	市民局 総務部派遣職員	1　被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告に関すること。 2　本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務に関すること。
				市民局 小・中学校 図書館 給食センター 保育所 認定こども園 議会事務局 市長公室 総務部、市民環境部、医療部、健康長寿福祉部、教育委員会事務局、会計課、監査委員会事務局の各派遣職員	1　住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取りに関すること。 2　要配慮者等の安全確保対策に関すること。 3　避難所の開設準備・初期開設、運営業務に関すること。 4　災害時における総合相談窓口の開設、運営に関すること。 5　その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動に関すること。
		土木対策班	市民局長	市民局 農林水産部、建設部、上下水道部、商工観光部、農業委員会事務局の各派遣職員	1　被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集に関すること。 2　道路交通に関する応急対策活動に関すること。 3　農林業用施設等に関する応急対策活動に関すること。 4　上下水道施設に関する応急対策活動に関すること。 5　観光施設に関する応急対策活動に関すること。 6　その他農林水産部、建設部、上下水道部、商工観光部の所管する災害警戒、応急対策活動に関すること。

第３章　関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・府の対策本部との連携

(1)　国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2)　国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1)　知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2)　知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3)　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

①　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員（陸上自衛隊第７普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第35警戒隊）を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

資料編　・京丹後市国民保護協議会の委員構成	P110

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編　・京都府広域消防相互応援協定書	P134
・京都府広域消防相互応援協定実施細目	P137
・消防相互応援協定締結先一覧	P139
・他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧	P139

(2) 府への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ　委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6　市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を

除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものの把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

避難誘導を行う警察官等（警察官、海上保安官又は自衛官をいう。以下同じ。）、市職員、消防職員及び消防団員は、法第70条の規定により避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。

(2) 避難住民等への救援

市は、救援を行うため必要があるときは、法第80条の規定により、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

消防職員、市職員、警察官等は、消火・救急・救助等の活動のため緊急の必要があると認めるときは、法第115条の規定により住民に対し、必要な援助についての協力を要請することがで

きる。

(4)　保健衛生の確保

市は、武力攻撃災害の発生により、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるため緊急の必要があるときは、法第123条の規定により、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報の内容の伝達等

(1)　警報の内容の伝達

市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

(2)　警報の内容の通知

ア　市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、弥栄病院、久美浜病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知するとともに、当該施設等から利用者等へ警報の内容を伝達するよう協力を要請する。

イ　市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http://www.city.kyotango.lg.jp/）への掲載をはじめ、様々な広報媒体などにより市民への警報の内容の伝達に努める。

※　市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

〈市長から関係機関への警報の通知・伝達〉

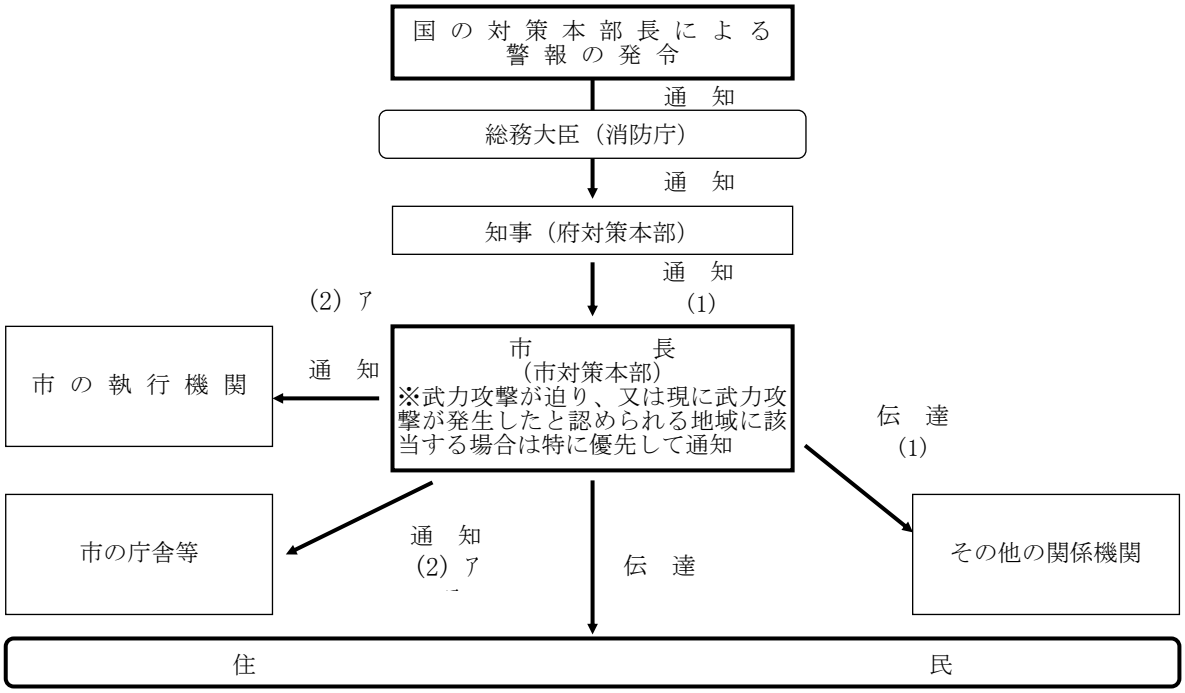

２　警報の内容の伝達方法

(1)　警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Ｅm-Net)、全国瞬時警報システム（J-ALER

T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

（ア）　この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。

（イ）　なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Ｅm-Ｎet）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2)　市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3)　警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4)　警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

３　緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とし、通知先については、放送事業者や運送事業者等の関係指定公共機関を加える。

第２　避難住民の誘導等

市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　避難の指示の通知・伝達

①　市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況につい

て、収集した情報を迅速に府に提供する。

② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

〈市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉

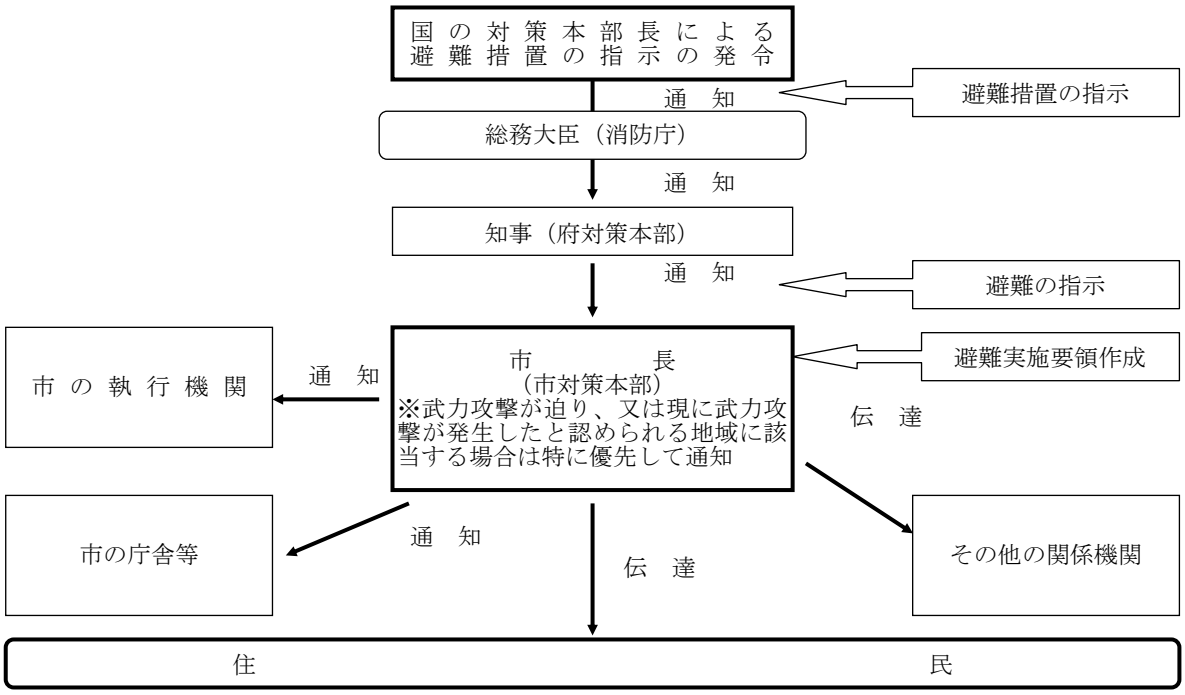

※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2　避難の指示に際しての調整

市は、避難措置の指示を受けた場合、速やかに避難の指示に必要な以下の内容等について関係機関等から情報を収集するとともに、府と協議等を行う。

ア　要避難地域に指定された場合

（ア）　避難住民の把握（住民以外の市滞在者等も含む。）

（イ）　誘導能力の把握

（ウ）　府への支援要望及び広域的な調整の実施

イ　避難先地域に指定された場合

（ア）　避難施設の状況、受入体制の確認

3　要避難地域の拡大設定

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、地理的特性や交通事情等から要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、市長は知事に対し要避難地域の拡大を要請する。

4　避難に当たって配慮すべき事項

(1)　大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(2)　自衛隊施設等の周辺地域における市民の避難

市は、自衛隊施設等の周辺地域における市民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保について平素から府と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において、住民の避難に関する措置を円滑に講じることができるよう、府と必要な調整に努める。

(3) 積雪時における市民の避難

市は、積雪時における市民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、府と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

(4) 動物の保護等に関する配慮

市は、国が定めた「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項ついての基本的考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策や、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について、所要の措置を講じるよう努める。

5 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領の策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、府計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
- 要避難地域等の住所の詳細な記載
- 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自治会、事務所等）

② 避難先
- 避難先の住所及び施設名の具体的な記載

③ 一時集合場所及び集合方法
- 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
- 集合場所への交通手段の記載

④ 集合時間
- 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載

⑤ 集合に当たっての留意事項
- 集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載

⑥ 避難の手段及び避難の経路
- 避難誘導の交通手段の明示

・集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
⑦　市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等
・関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
⑧　要配慮者への対応
・高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討
・病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討
・民生児童委員、自主防災組織及び自治会等による避難誘導の実施協力の記載
⑨　要避難地域における残留者の確認
・要避難地域における残留者の確認方法の記載
⑩　避難誘導中の食料等の支援
・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
⑪　避難住民の携行品、服装
・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

資料編　・避難施設一覧　P112

(2)　避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認

（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）

イ　事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ　避難住民の概数把握

エ　誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ　輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）

（府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ　要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）

キ　避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク　職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ　関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等にお

ける特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3)　避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊京都地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

なお、避難実施要領の伝達に当たり、要配慮者、日本語の不自由な外国人、観光旅行者等への伝達に十分配慮する。

〈市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉

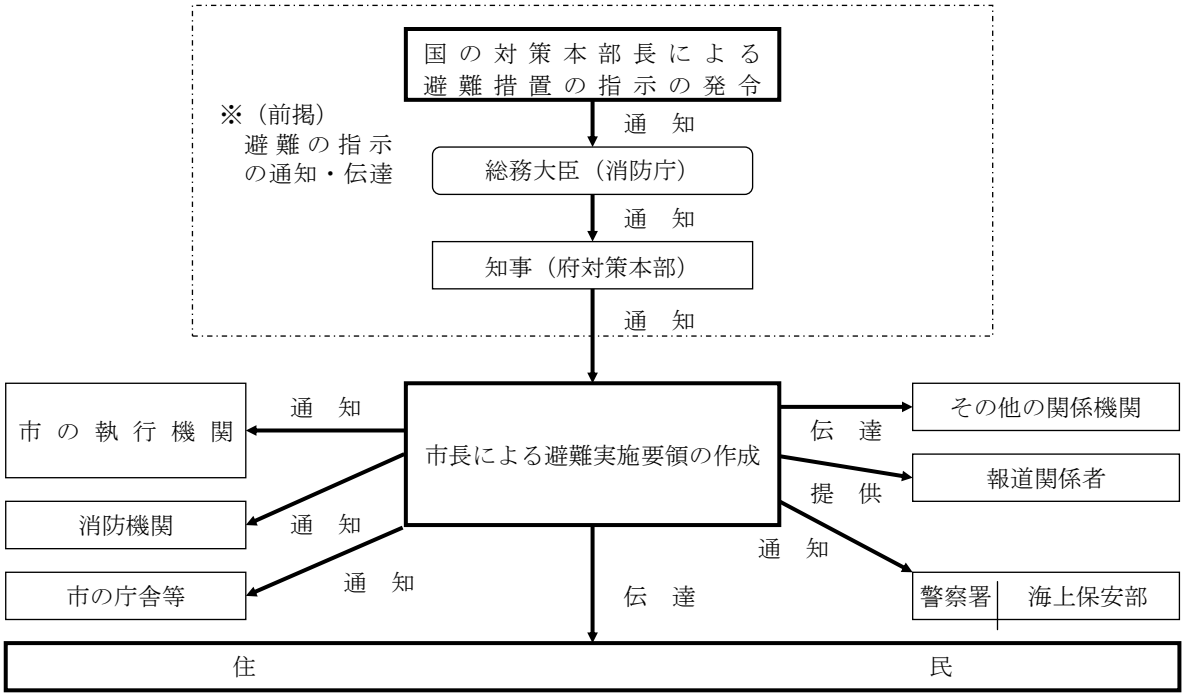

６　避難住民の誘導

(1)　市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

この場合において、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより災害時要援護者の避難誘導を優先することに配慮する。

また、市長は、避難住民を誘導するとき、必要に応じ、食料、医療の提供その他必要な措置

を講ずるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2)　消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

消防本部等による避難住民の誘導における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について（平成18年１月31日消防消７、消防災43、消防運２）」の第４「警報の伝達、避難住民の誘導等」を参考とする。

資料編　・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について　P152

(3)　避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4)　自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5)　誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6)　高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7)　残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8)　避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、府警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9)　積雪時における住民の避難

市は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、府と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

(10)　動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年８月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア　危険動物等の逸走対策

イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11)　通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12)　避難住民を誘導する者による警告、指示等

ア　避難誘導を行う者は、法第66条第１項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

イ　警察官又は海上保安官は、アの場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、法第66条第２項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(13)　病院等の施設在所者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。なお、施設の管理者や市のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合、市長は、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請するものとする。

(14)　府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15)　避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。また、府に対して、運送手段を確保するよう要請する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(16)　避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。なお、避難の指示の解除についての関係機関への通知及び住民への伝達方法については、避難の指示と同様とする。

〈避難イメージ〉

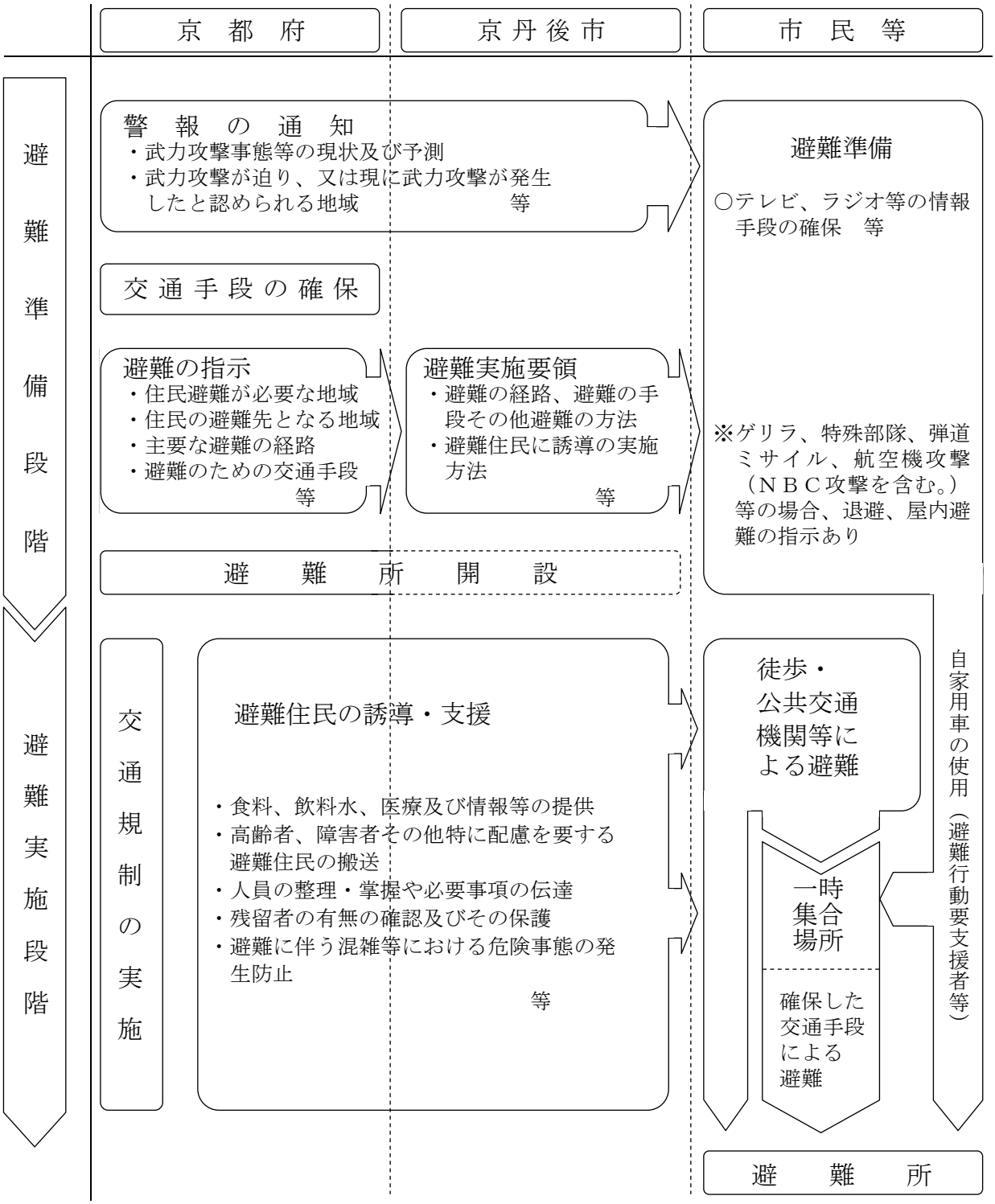
京　都　府
京 丹 後 市
市　民　等
避難準備段階
避難実施段階
警　報　の　通　知
・武力攻撃事態等の現状及び予測
・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域　等
避難準備
○テレビ、ラジオ等の情報手段の確保　等
交 通 手 段 の 確 保
避難の指示
・住民避難が必要な地域
・住民の避難先となる地域
・主要な避難の経路
・避難のための交通手段　等
避難実施要領
・避難の経路、避難の手段その他避難の方法
・避難住民に誘導の実施方法　等
※ゲリラ、特殊部隊、弾道ミサイル、航空機攻撃（ＮＢＣ攻撃を含む。）等の場合、退避、屋内避難の指示あり
避　　難　　所　　開　　設
交通規制の実施
避難住民の誘導・支援
・食料、飲料水、医療及び情報等の提供
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する避難住民の搬送
・人員の整理・掌握や必要事項の伝達
・残留者の有無の確認及びその保護
・避難に伴う混雑等における危険事態の発生防止　等
徒歩・公共交通機関等による避難
一時集合場所
確保した交通手段による避難
自家用車の使用（避難行動要支援者等）
避　　難　　所

7　武力攻撃事態等における避難の類型と対応

攻撃の種別	避難対策	備考
弾道ミサイル攻撃の場合	①　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 　実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。 ②　以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ ア　対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示 対策本部長　警報の発令、避難措置の指示 ↓　（その他、記者会見等による国民への情報提供） 知　事　避難の指示 ↓ 市　長　避難実施要領の策定 イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令	弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 　このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	①　ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。 　なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。 ②　その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。 ③　以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それら	ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。 　特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物

	の機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。 ○　避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。 ○　昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。	質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。
航空攻撃による場合に	弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。	
着上陸侵攻の場合	大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。	平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、検討を進めていく。

第５章　救　　援

１　救援の実施

(1)　救援の実施

市長は、国民保護法第76条第１項の規定により、知事から、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

【救援に関する措置】

①　収容施設の供与
②　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
③　医療の提供及び助産
④　被災者の捜索及び救出
⑤　埋葬及び火葬
⑥　電話その他の通信設備の提供
⑦　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
⑧　学用品の給与
⑨　死体の捜索及び処理
⑩　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2)　救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第２項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

２　関係機関との連携

(1)　府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

なお、「事務の委任を受けた場合」とは、法第76条に基づき、知事が救援の内容及び期間を通知した場合のことを指している。

(2)　他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3)　日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又は

その応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4)　緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3　救援の内容

(1)　救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編　・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準　P146

(2)　救援の実施内容

ア　収容施設の供与

（ア）　避難所

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な運営管理を行う。また、収容期間が長期にわたる場合、長期避難住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

（イ）　応急仮設住宅

武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、応急仮設住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

イ　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

（ア）　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

（イ）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、その給与等を行う。

ウ　医療の提供及び助産

（ア）　医療の提供

a　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対し、応急的な処置として行うもので、原則として、医師、看護師等による救護班により

行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行うことができる。

b　医療の内容は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、看護等の応急的な医療とする。

c　多数の負傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

（イ）　助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産を受けることができない者に対し、必要な措置を行う。

エ　被災者の捜索及び救出

被災者の捜索及び救出に際し、被災情報や安否情報等の情報収集に努めるとともに、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部の関係機関が行う捜索救出活動に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

オ　埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送体制の確保を図る。また、府警察及び海上保安部による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

なお、法第122条及び法施行令第34条の規定により墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応に留意する。

カ　電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、避難所に設置し、提供する。

キ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等日常生活に必要最小限度の部分について、応急修理を行う。

ク　学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部等生徒を含む。）に対し、教科書等の給与を行う。

ケ　死体の捜索及び処理

死体の捜索及び処理については、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部の関係機関に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

コ　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが

なくなった後、当該障害物の除去を行う。

(3)　救援における府との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

４　避難行動要支援者に対する配慮

(1)　情報伝達への配慮

市は、府と協力し、避難住民中の避難行動要支援者への正確な災害情報等の伝達のため、避難施設の管理者と連携し、次のことに配慮する。

ア　ラジオ、テレビの設置

イ　新聞記事の配布

ウ　災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ　視覚障害者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ　聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣等

(2)　収容施設の運営等に対する配慮

ア　収容施設の設置

（ア）　避難行動要支援者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様（段差の解消、障害者用トイレの設置等）

（イ）　機器の整備（車椅子等の福祉機器）

（ウ）　視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器の確保等（ラジオ、ファクシミリ、テレビ等）

イ　避難所の運営

（ア）　避難行動要支援者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の整備

（イ）　介助員等の配置

（ウ）　災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者等のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備

（エ）　避難行動要支援者のニーズに配慮した食品及び生活必需品の確保

（オ）　救護班等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握（避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止）

（カ）　人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

(3)　応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等の建設については、避難行動要支援者の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

(4)　支援ニーズの把握等

避難所では、避難行動要支援者の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティアなどを配置するなど適切な運営体制に努める。

(5)　外国人

ア　外国人が抱える不安等を解消するために、通訳・翻訳ボランティアとも連携した避難所の相談体制の整備

イ　武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語の推進

５　健康への配慮

(1)　健康相談の実施

市は、府と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。

また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

(2)　心の健康相談の実施

市は、府と連携し、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）など精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。

〈救援内容の概要〉

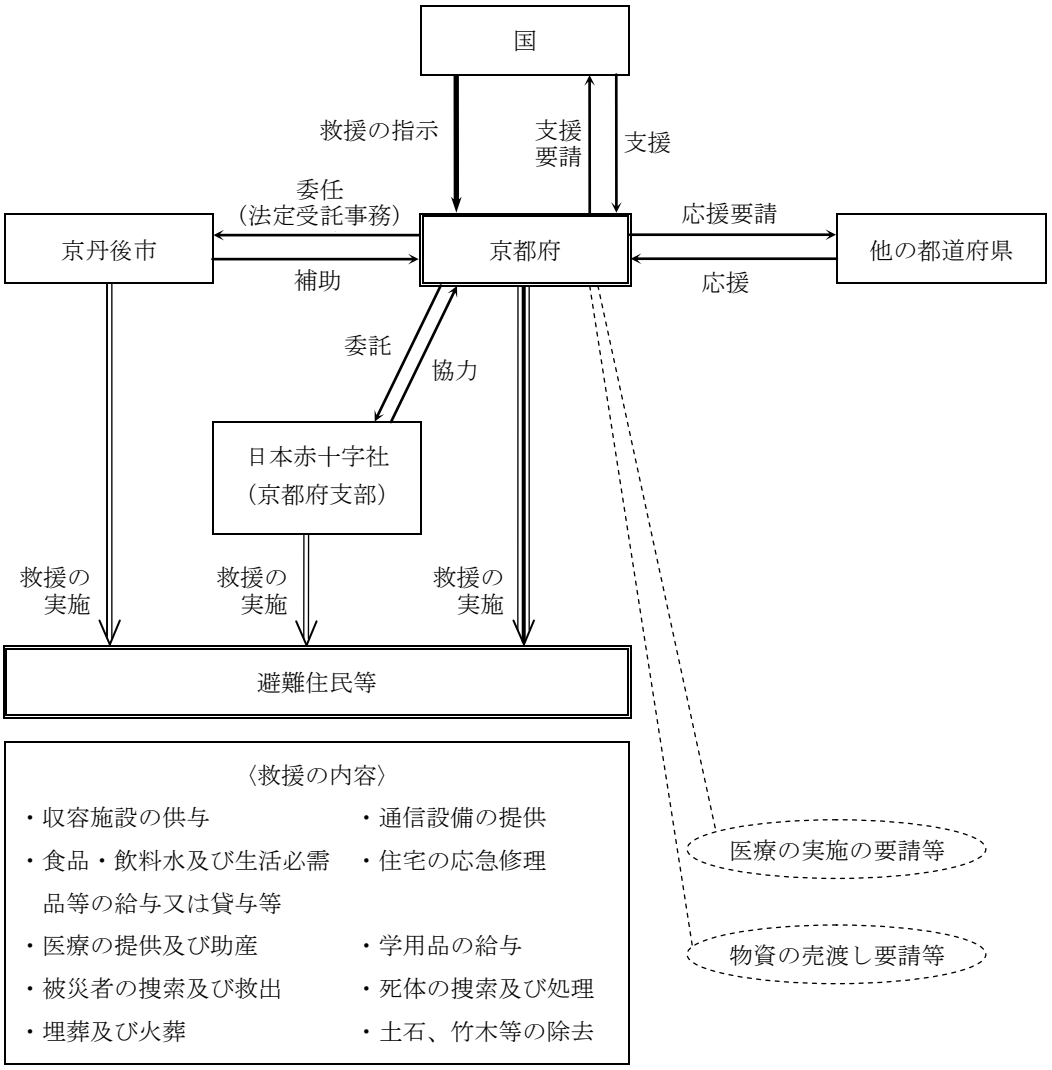

〈救援の内容〉

- 収容施設の供与
- 通信設備の提供
- 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等
- 住宅の応急修理
- 医療の提供及び助産
- 学用品の給与
- 被災者の捜索及び救出
- 死体の捜索及び処理
- 埋葬及び火葬
- 土石、竹木等の除去

第６章　安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を考慮し、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮して行うこととし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

〈安否情報の収集・提供の流れ〉

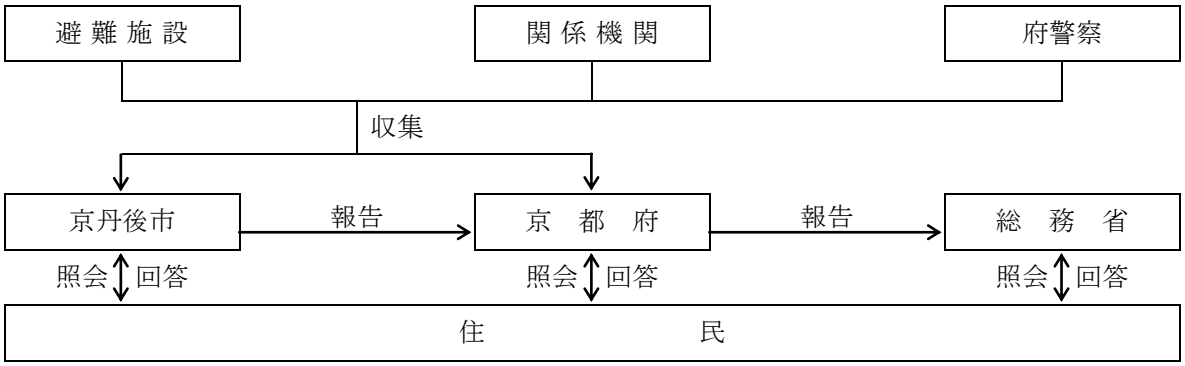

安否情報の収集項目
避難・負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村にある者を含む。）
①　氏名 ②　フリガナ ③　出生の年月日 ④　男女の別 ⑤　住所（郵便番号を含む。） ⑥　国籍 ⑦　①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧　負傷（疾病）の該当 ⑨　負傷又は疾病の状況 ⑩　現在の居所 ⑪　連絡先その他必要情報 ⑫　親族・同居者への回答の希望 ⑬　知人への回答の希望 ⑭　親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村で死亡した者を含む。）
（上記①～⑦に加えて） ⑮　死亡の日時、場所及び状況 ⑯　遺体が安置されている場所 ⑰　連絡先その他必要情報 ⑱　①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

１　安否情報の収集・整理等

(1)　安否情報の収集

市は、市民、当該市内の避難住民及び武力攻撃災害による死傷者の安否情報を収集・整理

し、府へ報告するものとする。

収集に当たっては、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか住民基本台帳など、市が保有する情報を参考に避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、安否情報を保有している医療機関、諸学校、大規模事業所等関係機関に対し、収集の協力を求めるとともに、警察への照会などにより安否情報の収集を行うものとする。

資料編　・安否情報関係様式	様式第１号　安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	Ｐ173
	様式第２号　安否情報収集様式（死亡住民）	Ｐ174

(2)　安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3)　安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編　・安否情報関係様式	様式第３号　安否情報報告書	Ｐ175

３　安否情報の照会に対する回答

(1)　安否情報の照会の受付

①　市は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

②　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編　・安否情報関係様式	様式第４号　安否情報照会書	Ｐ176

(2)　安否情報の回答

①　市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編　・安否情報関係様式　様式第５号　安否情報回答書　P177

(3) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を個人の情報の保護に配慮しつつ提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、３(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

５　安否情報伝達手段の活用

市は、「ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171)」、携帯電話各社の「災害用伝言板サービス」など、災害時の安否情報の伝達システム等の利用を広く市民に呼びかける。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1)　武力攻撃災害への対処

市長は、国や府等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2)　知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3)　対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

(1)　市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2)　知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

消防本部等による武力攻撃災害の兆候の通報における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第３「武力攻撃災害への対処」を参考とする。

資料編　・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について　Ｐ152

第２　応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1　事前措置

⑴　市長の事前措置

市長は、武力攻撃が発生するおそれがあるときは、法第111条第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件除去、保安その他の必要な措置を講じるべきことを指示する。

⑵　警察署長、海上保安部長等による事前措置

警察署長は、市長から要請があった場合、⑴の措置を講じることができ、当該措置を講じた時は市長に通知する。

また、海上保安部長等についても、事前措置ができるものとされている。

2　退避の指示

(1)　退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。）の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、府、府警察、海上保安部、自衛隊等関係機関との情報の共有や府警察等による交通規制などの活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、府の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

①　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、法第114条第1項の規定により、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処処置を講じる者以外の者に対し、当該警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じる。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、法第113条第１項・第2項の規定により、次に掲げる措置を講ずる。この場合、諸情勢を慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ措置を講じることに留意する。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 警察官、海上保安官による応急公用負担等

警察官は、市長による４(2)の措置を待ついとまがないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、４(2)の措置を講じることができる。

6 住民の協力

消防職員、市の職員、警察官等は、消火・救急等の活動のため緊急の必要があると認めるときは、法第115条の規定により住民に対し、必要な援助についての協力を求めることができる。この場合、協力を要請する住民の安全の確保に留意する。

7 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2)　消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3)　消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編	**・消防力の現況**	**P130**
	・消防広域応援集結地	**P127**

(4)　緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)　消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府の受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6)　消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7)　医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、府が消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の強化のため進めている京都府救急医療情報システムを活用し、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応する。

【京都府救急医療情報システム】

救急医療機関の情報端末から空きベッドや医療機関の稼働状況などの情報を的確に収集し、医療機関や消防本部等へ必要な情報を迅速に提供することにより、円滑な救急医療の連携体制を維持するシステム。府内全域を対象に、24時間体制で稼働。なお、府民からの問い合わせに対し、今現在、診療が受けられる初期救急医療機関の情報も提供する。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 本市が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

１　生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、安全確保の留意点等に基づいた各施設における対応状況等について、当該生活関連施設の管理者等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。また、府に対し、生活関連等施設の対応状況の情報提供を求める。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

消防本部等による支援における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第４「警報の伝達、避難住民の誘導等」の５「生活関連等施設の安全確保のための支援」を参考とする。

資料編　・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について　P152

(3)　市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、警備強化その他安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安庁、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、生活関連施設以外の市が管理する施設についても、来場者確認の徹底、府警察・消防機関等への定期的巡回依頼、職員等による見回り・点検など可能な範囲で、警備の強化等の措置を講ずる。

2　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1)　危険物質等に関する措置命令

市長は、武力攻撃事態等において、引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、市民の生命、身体または財産に対する危険が生じるおそれがある危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者）に対し、既存の法令に基づく規制措置を講じるほか、緊急に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

	項　　目	根　拠　法　令
対象	市の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	国民保護法施行令第29条
措置	①　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限	消防法12条第の３
	②　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限	国民保護法第103条第３項第２号
	③　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄	国民保護法第103条第３項第３号

(2)　警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、前表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４　武力攻撃原子力災害への対処等

市は、京都府に隣接して所在する原子力発電所である関西電力(株)高浜発電所（福井県高浜町)、大飯発電所（福井県大飯町）が武力攻撃災害を受けた場合における対処等について、状況に応じて、市地域防災計画原子力災害対策編の定めに準じた措置を講じる。

また、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連施設に該当することから、生活関連施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じる。

本市（峰山庁舎）と高浜原子力発電所、大飯発電所（福井県大飯町）では、直線距離で40キロメートル以上離れており、ＵＰＺの範囲外であるが、市地域防災計画原子力災害対策編で、「府外原子力災害等事故の場合は、事故対策本部を設置し事態の推移に応じた体制をとる。」としており、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、市地域防災計画原子力災害対策編に定められた措置に準じた措置を講ずる。

１　放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

(1)　市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

(2)　市長は、消防機関等からの連絡により、放射線物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

２　モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画原子力災害対策編の定めの例により行うものとする。

３　住民の避難等の措置

(1) 住民等の避難等の措置については、状況に応じ、地域防災計画原子力災害対策編の定めの例により行うものとする。

(2)　市長は、府からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し。事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じ、その旨を知事に通知する。

(3)　屋内退避については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

４　安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画原子力災害対策編の定めの例により行うものとする。

５　避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難または一時移転（京丹後市地域防災計画原子力災害対策編の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染（京丹後市地域防災計画原子力災害対策編の除染をいう。）の実施については、京丹後市地域防災計画原子力災害対策編の定めの例により行うものとする。

６　食料品等による被ばくの防止

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、地域防災計画原子力災害対計画編の定めの例により行うものとする。

７　防災業務関係者の安全の確保

市は、市の防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、府の協力を得て適切

な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

第５　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

１　応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、ＮＢＣ攻撃により汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

２　国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

３　関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

４　汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、府と連携しつつ、汚染食料品に流通や接収が行われることがないよう、流通業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活用水がＮＢＣ攻撃により、汚染された場合には、給水の停止等の必要な措置を講じる。

(1)　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に保有する装備・資機材等により、被ばく線量の管理を行いつつ、

活動を実施させる。

さらに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び除染その他の放射線物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

(2)　生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3)　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総務部本部指令班においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、救護厚生部医療救援班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

５　市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防本部、消防署の協力を得て、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第１項	対象物件等	措置
第１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

６　要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1)　市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2)　市は、情報収集に当たっては消防機関、府警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。また、府に対し、ヘリ等からの伝送映像の情報提供を要請する。

(3)　市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに被災情報の第１報を報告する。

(4)　市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

【火災・災害等即報要領による報告（武力攻撃災害即報)】

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、資料編に掲げる様式を用いて報告する。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

資料編　・火災・災害等即報要領による報告様式　Ｐ180

消防本部等による被災情報の報告における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第４「警報の伝達、避難住民の誘導等」の４「被災情報の報告」を参考とする。

資料編　・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について　Ｐ152

第９章　保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1)　保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2)　防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3)　食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4)　飲料水衛生確保対策

ア　市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ　市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ　市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5)　栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

２　廃棄物の処理

(1)　廃棄物処理の特例

ア　市は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ　市は、他市町村と連携して、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な

措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2)　廃棄物処理対策

ア　市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源環境局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

①初期対応	ア　被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。 イ　必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。
②処理活動	ア　し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確保する。 イ　必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。 ウ　がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。 エ　仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。 オ　ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。
③府等への応援要請	ア　収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町又は府に応援要請する。

イ　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第１０章　文化財の保護

本市に所在する国指定重要文化財を始めとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、府、国等関係機関や文化財の所有者等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

１　文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財、史跡名勝天然記念物等、府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は文化財環境保全地区等）及び市指定文化財等（市の指定の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は文化財環境保全地区等）（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）及び京丹後市文化財保護条例（平成16年条例第121号）に基づき、適切な措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、府及び他市町村と連携し、協議・検討を行うものとする。

(1)　文化財の所有者等との連携

市教育委員会は、文化財の所有者等との連携の強化に努める。

(2)　災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年３月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成９年６月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、市地域防災計画文化財災害予防計画に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3)　文化財の被災情報等の連絡等

①　市及び市教育委員会は、文化財の所有者等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。

②　市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに関係機関並びに文化財の所有者等に対し、連絡する。

③　警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた市などの関係機関並びに文化財の所有者等は、連携して文化財の保全のため、必要な措置を講じるものとする。

資料編	・指定文化財一覧	P162
	・文化財環境保全地区一覧	P161

２　重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

(1)　市の区域に存する重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、府教育委員会が速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知するとされている。

(2)　府教育委員会による当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やか

に、その旨を府教育委員会を通じて、文化庁長官に対し連絡する。

3　文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに府教育委員会を通じて文化庁長官に報告する。

① 被害が小さいときは所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

② 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

④ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

4　文化財の復旧

市及び市教育委員会は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国等に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第１１章　国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、府及び関係機関と連携しつつ、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給並びに武力攻撃災害により被災した住民の生活の再建等の、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等

(1)　被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2)　公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3)　心の健康対策

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、府及び関係機関と連携を図り、また精神科医等の専門家の協力を得て実施する。

(4)　風評被害の防止・軽減

市は、関係機関及び関係団体と連携して、観光を始め各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、広報活動等を行う。

３　生活基盤等の確保

(1)　水の安定的な供給

ア　水道事業者、水道用水供給事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ　市は、自ら管理する河川管理施設、道路、港湾及び下水道の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、適切に管理する。

(2)　公共的施設の適切な管理

道路及び漁港及び臨時ヘリポート等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第１２章　特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年８月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1)　特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第66条３に規定される国際的な特殊標章

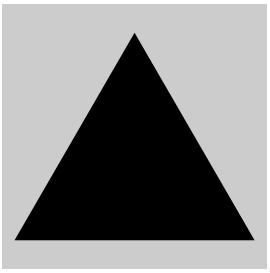

オレンジ色地に青色の正三角形

イ　身分証明書

第一追加議定書第66条３に規定される身分証明書

資料編　・身分証明書のひな型　P179

ウ　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2)　特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年８月２日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

交付（使用）権者	特殊標章等を交付及び使用させる職員
市　　長	・市の職員（消防長の所轄の職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消　防　長	・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3)　特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第４編　復 旧 等

第１章　応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1)　市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2)　通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)　府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧

(1)　市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2)　市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1)　国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

(2)　市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1)　国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2)　関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償及び損害補償

(1)　損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2)　損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

４　応援に関する費用の負担

(1)　費用負担者

国民保護法の規定に基づいて実施する措置については、その実施について責任を有するものが支弁する。

(2)　他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の支弁

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、市は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁するよう求める。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資　　料　　編

〔関係機関、施設、設備〕

○関係機関連絡先一覧

1　京丹後市

名　　称	所　在　地	電話番号 下段:府システム	ＦＡＸ番号 下段:府システム
国民保護対策本部（本部指令班）	京丹後市峰山町杉谷889	0772-69-0140 871-8106	0772-69-0901 871-8100
同　峰山支部（支部総務班）	京丹後市峰山町杉谷889	0772-69-0711 871-8101	0772-62-6716
同　大宮支部（支部総務班）	京丹後市大宮町口大野226	0772-69-0712 871-8152	0772-64-5000
同　網野支部（支部総務班）	京丹後市網野町網野385-1	0772-69-0713 871-8168	0772-72-3602
同　丹後支部（支部総務班）	京丹後市丹後町間人1780	0772-69-0714 871-8171	0772-75-2160
同　弥栄支部（支部総務班）	京丹後市弥栄町溝谷3464	0772-69-0715 871-8181	0772-65-4912
同　久美浜支部（支部総務班）	京丹後市久美浜町814	0772-69-0716 871-8191	0772-82-1758
同　消防署部	京丹後市峰山町丹波826－１	0772-62-0119 872-8109	0772-62-6119 872-8100
同　弥栄病院部	京丹後市弥栄町溝谷3452－１	0772-65-2003	0772-65-4136
同　久美浜病院部	京丹後市久美浜町161	0772-82-1500	0772-82-1504

2　京都府

名　　称	所　在　地	電話番号 下段：府無線	ＦＡＸ番号 下段：府無線
危機管理監付	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4466 7(8)-700-8160	075-414-4477 7(8)-700-8161
危機管理部災害対策課	〃	075-414-4475 7(8)-700-8111 (8112, 8113, 8114, 8115, 8116, 8117)	075-414-4477
危機管理部防災消防企画課	〃	075-414-4466	075-414-4477

		7(8)-700-8110	7(8)-700-8102
丹後広域振興局企画総務部総務室	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4301	0772-62-5894
		7(8)-870-210（211, 212, 213, 214, 215, 216, 217）	
丹後土木事務所	宮津市字吉原2586-2	0772-22-3243	0772-22-3250
丹後保健所	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-0361	0772-62-4368
港湾事務所	舞鶴市字喜多1105－１　舞鶴21ビル７階	0773-75-0844	0773-78-2010
水産事務所	宮津市字小田宿野1029-3	0772-25-0129	0772-25-1532
丹後教育局	宮津市字吉原2586-2	0772-22-2175	0772-22-0479

３　警察

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
京丹後警察署	京丹後市峰山町長岡469－１	0772-62-0110	
網野交番	京丹後市網野町網野236	0772-72-0110	
久美浜交番	京丹後市久美浜町多茂ノ木3424－１	0772-82-0110	
峰山交番	京丹後市峰山町杉谷889-1	0772-62-1117	
宇川駐在所	京丹後市丹後町久僧417	0772-76-0110	
大宮駐在所	京丹後市大宮町口大野1184－４	0772-64-2215	
海部駐在所	京丹後市久美浜町橋爪671－１	0772-82-0354	
川上駐在所	京丹後市久美浜町金谷933	0772-85-0110	
神野駐在所	京丹後市久美浜町浦明1277	0772-83-0233	
たちばな駐在所	京丹後市網野町木津262－２	0772-74-0110	
黒部駐在所	京丹後市弥栄町黒部3035－１	0772-65-3774	
河辺駐在所	京丹後市大宮町河辺2344－２	0772-64-2485	
郷駐在所	京丹後市網野町郷344	0772-72-1488	
五箇駐在所	京丹後市五箇野田46	0772-62-4892	
佐濃駐在所	京丹後市久美浜町佐野１	0772-84-0110	
島津駐在所	京丹後市網野町島津1238-12	0772-72-0979	
丹後駐在所	京丹後市丹後町間人2380	0772-75-2033	
丹後町警備派出所	京丹後市丹後町上野105-1	0772-76-1110	
丹波駐在所	京丹後市峰山町丹波566	0772-62-4579	
常吉駐在所	京丹後市大宮町下常吉71－３	0772-64-2529	
豊栄駐在所	京丹後市丹後町成願寺953	0772-75-1378	
三重駐在所	京丹後市大宮町三重1436－２	0772-64-4489	
湊駐在所	京丹後市久美浜町湊宮本町1657	0772-83-0043	
弥栄駐在所	京丹後市弥栄町和田野971－８	0772-65-2610	

4　自衛隊

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
陸上自衛隊第７普通科連隊	福知山市字天田無番地	0773-22-4141	
海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250	0773-64-3609
航空自衛隊第35警戒隊	京丹後市丹後町袖志無番地	0772-76-0631	

5　指定地方行政機関

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
福知山河川国道事務所	福知山市字堀小字今岡2459-14	0773-22-5104	
京都大阪森林管理事務所 宮津森林事務所	宮津市鶴賀2109-6	0772-22-2590	
近畿農政局消費・安全部地域第２課（福地山庁舎）	福知山市字堀小字道場2600（福知山庁舎）	0773-22-4188	0773-22-3761
京都地方気象台	京都市中京区西ノ京笠殿町38	075-841-3008	075-823-4302
舞鶴海上保安部	舞鶴市字下福井901	0773-76-4120	0773-76-4121
丹後労働基準監督署	京丹後市峰山町杉谷147-14	0772-62-1214	0772-62-2932

6　指定公共機関

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
西日本電信電話(株)京都支店	京都市中京区壬生東淵田町22	平日 075-241-9463 夜間・休日 075-221-1700	075-241-9440
日本赤十字社京都府支部	京都市東山区三十三間堂廻り町644	075-541-9326	075-541-1361
ＮＨＫ京都放送局	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町576	075-841-4321	
同　舞鶴通信部	舞鶴市字引土小折原７-10　西矢殖産ﾋﾞﾙ2Ｆ	0773-76-2355	
関西電力(株)宮津事業所	宮津市鶴賀2064-15	0772-22-2465	
日本通運(株)丹後大宮営業所	京丹後市大宮町河辺454-1	0772-65-2044	
久美浜郵便局	京丹後市久美浜町860-３	0772-82-0050	
野中郵便局	京丹後市久美浜町安養寺42-５	0772-84-0222	
弥栄郵便局	京丹後市弥栄町溝谷5442-１	0772-65-2942	
大宮郵便局	京丹後市大宮町口大野400-16	0772-64-2050	
丹後郵便局	京丹後市丹後町間人2770-２	0772-75-0050	
峰山郵便局	京丹後市峰山町上13-１	0772-62-0200	
網野郵便局	京丹後市網野町網野365-４	0772-72-0050	
丹後木津郵便局	京丹後市網野町木津162-２	0772-74-0050	

7　指定地方公共機関

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
(一社)京都府医師会	京都市中京区西ノ京東拇屋町6	075-354-6101	075-354-6074

(一社)京都府ＬＰガス協会	京都市右京区西院東中水町17　京都府中小企業会館６Ｆ	075-314-6517	075-311-3067
北近畿タンゴ鉄道(株)	宮津市字鶴賀2065-４	0772-25-1679	0772-22-8141
WILLER　TRAINS株式会社	宮津市字鶴賀2065-４	0772-25-2323	0772-25-2380
丹後海陸交通(株)	与謝郡与謝野町字上山田641-１	0772-42-0321	0772-42-0339
(一社)京都府トラック協会	京都市伏見区竹田向代町48-３	075-671-3175	075-661-0062
(株)京都放送	京都市上京区烏丸通り一条下ル龍前町600-１	075-431-2160	
(株)エフエム京都	京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町620	075-344-0894	075-344-1894

８　その他関係機関等

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
(財)京都府国際センター	京都市下京区烏丸通塩小路下ル京都駅ビル９階	075-342-5000	075-342-5050
(社)京都府バス協会	京都市伏見区竹田向代町51-５（京都自動車会館内）	075-691-6517	075-681-9499
北丹医師会	京丹後市峰山町杉谷1087	0772-62-0537	0772-62-0537
京丹後市社会福祉協議会	京丹後市丹後町間人1780	0772-75-0313	0772-75-0363
京都農業協同組合	亀岡市余部町天神又２	0771-22-5505	0771-23-0365
京都府漁業協同組合網野支所	京丹後市網野町浅茂川1400-２	0772-72-0408	
京都府漁業協同組合丹後支所	京丹後市丹後町間人2056-４	0772-75-0135	0772-75-0757
上宇川漁業協同組合	京丹後市丹後町中野122の２	0772-76-0731	
野間漁業協同組合	京丹後市弥栄町野中2245の３ 野間基幹集落センター	0772-66-0157	
湊漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮1664	0772-83-0006	0772-83-1651
丹後地区森林組合	京丹後市弥栄町吉沢940	0772-65-4670	0772-65-4671
〃　　丹後支所	京丹後市丹後町宮124-４	0772-75-0009	
丹後土地改良区	京丹後市弥栄町吉沢940	0772-65-0012	0772-65-3382
京丹後市商工会	京丹後市峰山町杉谷836-1	0772-62-0342	0772-62-3553
京丹後市商工会大宮支所	京丹後市大宮町周枳１	0772-68-0038	0772-68-0032
京丹後市商工会網野支所	京丹後市網野町網野238-４	0772-72-1863	0772-72-5357
京丹後市商工会丹後支所	京丹後市丹後町間人2623	0772-75-2222	0772-75-2226
京丹後市商工会弥栄支所	京丹後市弥栄町和田野971	0772-65-3137	0772-65-2363
京丹後市商工会久美浜支所	京丹後市久美浜町847	0772-82-0155	0772-82-1755
京丹後市観光公社	京丹後市網野町網野367アミティ丹後内	0772-72-6070	0772-72-0822
京丹後市観光公社峰山町支部	京丹後市峰山町杉谷770峰山町商工会館内	0772-62-8560	0772-62-8560
京丹後市観光公社大宮町支部	京丹後市峰山町杉谷770峰山町商工会館内	0772-62-8560	0772-62-8560
京丹後市観光公社弥栄町支部	京丹後市峰山町杉谷770峰山町商工会館内	0772-62-8560	0772-62-8560
京丹後市観光公社網野町支部	京丹後市網野町下岡（網野駅舎内）	0772-72-0900	0772-72-0507
京丹後市観光公社丹後町支部	京丹後市丹後町竹野313-1	0772-75-0437	0772-75-2189
京丹後市観光公社久美浜町支部	京丹後市久美浜町772	0772-82-1781	0772-82-1630

○京丹後市国民保護協議会の委員構成

法第40条第４項		国民保護協議会（定数：30人以内） 選任の機関・団体等	【参考】 防災会議委員（定数：25人以内）
各号	当該委員の区分		
１号	指定地方行政機関の職員	舞鶴海上保安部長	舞鶴海上保安部長
２号	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第７普通科連隊第１中隊長 海上自衛隊舞鶴地方総監部第3幕僚室長 航空自衛隊第35警戒隊長	
３号	京都府の職員	京都府丹後広域振興局長 京都府丹後土木事務所長 京都府丹後保健所長 京都府京丹後警察署長 京都府水産事務所長	京都府丹後広域振興局長 京都府建設部丹後土木事務所長 京都府保健福祉部丹後保健所長 京都府京丹後警察署長
４号	副市長	京丹後市副市長	京丹後市副市長
５号	①教育長 ②消防長又はその指名する消防吏員	①京丹後市教育委員会教育長 ②京丹後市消防本部消防長	①京丹後市教育委員会教育長 ②京丹後市消防本部消防長 ○京丹後市消防団長
６号	市町村の職員	危機管理監 健康長寿福祉部長 建設部長	
７号	指定公共機関・指定地方公共機関の役員又は職員	西日本電信電話(株)京都支店設備部長 関西電力(株)京都支社電力本部宮津技術サービスセンター所長 北近畿タンゴ鉄道(株)施設統括本部長 WILLER TRAINS(株)運行本部長 丹後海陸交通(株)取締役社長	西日本電信電話(株)京都支店設備部長 関西電力(株)京都支社電力本部宮津技術サービスセンター所長 北近畿タンゴ鉄道(株)鉄道事業本部長 WILLER TRAINS(株)運行本部長
８号	国民保護措置に関し知識経験を有する者	京丹後市消防団長 京丹後市議会議長 北丹医師会長 京丹後市区長連絡協議会幹事 京丹後市社会福祉協議会理事 京丹後防犯協会長	京丹後市議会議長 北丹医師会長 京丹後市区長連絡協議幹事 京丹後市区長連絡協議会幹事 京丹後市民生児童委員協議副会長 京丹後市社会福祉協議会長 京丹後市ボランティア連絡会役員 京丹後市商工会長 京丹後市連合婦人会長 京丹後市障害者団体連絡協議会長 京丹後市建設業協会長

※会長は市長（法第40条第２項）
※市国民保護協議会条例第５条第１項の協議会幹事は、委員の属する機関の職員のうちから選任する。
注）法律＝武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

○学校等連絡先一覧

種　別	名　称	電話番号	種　別	名　称	電話番号
小　学　校	峰山小学校	62-0077	保　育　所	島津保育所	72-0596
	いさなご小学校	62-0335		たちばな保育所	74-0004
	しんざん小学校	62-0730		宇川保育所	76-1249
	長岡小学校	62-0210		久美浜保育所	82-0142
	大宮第一小学校	64-2133		大宮北保育所	68-1471
	大宮南小学校	64-2234		あみの夢保育園	72-0619
	網野北小学校	72-0967		こうりゅう虹保育園	84-0221
	網野南小学校	72-0966		ゆうかり乳児保育所	62-0045
	島津小学校	72-0149	給食センター	学校給食センター	72-1749
	橘小学校	74-0055			
	丹後小学校	75-0049			
	宇川小学校	76-0831			
	弥栄小学校	65-2007			
	吉野小学校	65-2408			
	久美浜小学校	82-0021			
	高龍小学校	85-0220			
	かぶと山小学校	83-0204			
中　学　校	峰山中学校	62-0359			
	大宮中学校	64-2201			
	網野中学校	72-1030			
	丹後中学校	75-0126			
	弥栄中学校	65-2554			
	久美浜中学校	82-0079			
高 等 学 校	峰山高等学校	62-1012			
	峰山高校弥栄分校	65-3850			
	網野高等学校	72-0379			
	網野高校間人分校	75-0142			
	久美浜高等学校	82-0069			
こ ど も 園	峰山こども園	69-1155			
	大宮こども園	68-3005			
	網野こども園	72-4422			
	丹後こども園	75-8030			
	弥栄こども園	65-0121			
	かぶと山こども園	83-2177			
	ゆうかり子ども園	62-0343			

○避難施設一覧

【峰山町】指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指　定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
峰山小学校（体育館）	峰山町不断1	○	○	－	×	47.3	○
峰山小学校（グラウンド）	峰山町不断1	×	×	－	○	47.3	
峰山庁舎前防災広場	峰山町杉谷889-1	×	×	－	○	30.9	
峰山地域公民館	峰山町杉谷1030	○	×	－	×	43.0	
いさなご小学校（体育館）	峰山町安9	○	○	－	×	42.8	○
いさなご小学校（グラウンド）	峰山町安9	×	×	－	○	42.8	
五箇体育館	峰山町五箇1	×	○	－	×	58.4	○
五箇グラウンド	峰山町五箇1	×	×	－	○	58.4	
峰山林業総合センター	峰山町五箇44-1	○	×	－	×	47.9	
長岡小学校（体育館）	峰山町長岡60	○	○	－	×	48.3	○
長岡小学校（グラウンド）	峰山町長岡60	×	×	－	○	48.3	
峰山途中ヶ丘公園（芝生広場）	峰山町長岡876	×	×	－	○	47.6	
峰山途中ヶ丘公園（トラック）	峰山町長岡876	×	×	－	○	41.0	
峰山中学校（体育館）	峰山町荒山88	○	○	－	×	26.5	○
峰山中学校（グラウンド）	峰山町荒山88	×	×	－	○	26.5	
荒山区公民館　新館	峰山町荒山1255	○	○	－	×	30.0	
しんざん小学校（体育館）	峰山町荒山1300	×	○	－	×	27.5	○
しんざん小学校（グラウンド）	峰山町荒山1300	×	×	－	○	27.5	
丹波体育館	峰山町丹波560	○	○	－	×	23.9	○
丹波グラウンド	峰山町丹波560	×	×	－	○	23.9	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
峰山総合福祉センター	峰山町杉谷691	○	○	－	×	30.8
峰山地域公民館	峰山町杉谷1030	○	○	－	×	47.9

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
2区公民館	峰山町上46-3	○	×	－	×	43.4
東地区公民館	峰山町杉谷383	○	○	－	×	31.1
安区公民館	峰山町安637	○	○	－	×	34.6
菅区公民館	峰山町菅575-1	○	○	－	×	29.5
新治公民館	峰山町新治456-4	○	○	－	×	37.0
二箇公民館	峰山町二箇245	○	○	－	×	41.8
長岡地区公民館	峰山町長岡95	○	○	－	×	34.3
内記区公民館	峰山町内記300	○	○	－	×	29.6

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
丹波公民館	峰山町丹波1022	○	○	－	×	26.4
赤坂公民館	峰山町赤坂752	○	○	－	×	37.3
新町区公民館	峰山町新町200-14	○	○	－	×	33.5
橋木作業場	峰山町橋木984	○	×	－	×	35.2

【大宮町】指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指　定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
大宮第一小学校（体育館）	大宮町周枳1552	○	○	－	×	35.2	○
大宮第一小学校（グラウンド）	大宮町周枳1552	×	×	－	○	35.2	
大宮中学校（体育館）	大宮町口大野216	○	○	－	×	38.9	○
大宮中学校（グラウンド）	大宮町口大野216	×	×	－	○	38.9	
大宮南小学校（体育館）	大宮町奥大野72	×	○	－	×	61.0	○
大宮南小学校（グラウンド）	大宮町奥大野72	×	×	－	○	61.0	
上常吉公民館	大宮町上常吉1239	○	○	－	×	96.7	
大宮第三体育館	大宮町森本782	×	○	－	○	94.8	○
森本公民館	大宮町森本133-1	○	○	－	×	83.0	
谷内公民館	大宮町谷内1455	○	○	－	×	46.6	
五十河地区基幹集落センター	大宮町延利414-1	○	○	－	○	110.1	
防災広場	大宮町河辺4713-3	×	×	－	○	37.0	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
大宮こども園	大宮町周枳167	○	○	－	×	45.4
大宮北保育所	大宮町河辺4713-8	○	○	－	×	37.0

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
口大野公民館	大宮町口大野889	○	○	－	×	39.1
三坂公民館	大宮町三坂84	○	○	－	×	49.2
五十河公民館	大宮町五十河340	○	×	－	×	161.0
周枳公民館	大宮町周枳643	○	○	－	×	44.1
奥大野公民館	大宮町奥大野580-1	○	○	－	×	57.6
河辺公民館	大宮町河辺2342	○	×	－	×	37.5
善王寺公民館	大宮町善王寺1058	○	○	－	×	38.9

【網野町】指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指　定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
網野体育センター	網野町網野418	×	○	×	×	2.1	○
網野中学校（体育館）	網野町網野2696	○	○	×	×	8.7	○
網野中学校（グラウンド）	網野町網野2696	×	×	○	○	8.5	
網野南小学校（体育館）	網野町下岡180	○	○	×	×	16.0	○
網野南小学校（グラウンド）	網野町下岡180	×	×	○	○	15.5	
網野北小学校（体育館）	網野町浅茂川1861	○	○	×	×	4.8	○
網野北小学校（グラウンド）	網野町浅茂川1861	×	×	×	○	4.2	
網野墓地	網野町網野2521ほか	×	×	○	×	17.1	
浅茂川温泉　静の里	網野町浅茂川1449	×	×	○	×	19.2	
日吉神社	網野町浅茂川1496	×	×	○	×	25.5	
網野グラウンド	網野町浅茂川43	×	×	×	○	2.6	
松岡団地集会所	網野町下岡1145	×	×	○	×	20.6	
八幡神社	網野町小浜484	×	×	○	×	24.1	
磯コミュニティ広場	網野町磯1647ほか	×	×	○	×	18.0	
磯集会所駐車場	網野町磯1805	×	×	○	×	41.3	
島津小学校（体育館）	網野町島津1251	○	○	×	×	7.1	○
島津小学校（グラウンド）	網野町島津1251	×	×	○	○	6.7	
島津勤労者と子どものセンター	網野町島津135	－	×	○	×	13.0	
掛津区民センター	網野町掛津30	×	×	○	×	7.0	
琴引浜鳴き砂文化館	網野町掛津1250	×	×	○	×	20.9	
遊グラウンド	網野町掛津	×	×	○	○	42.8	
旧三津小学校教室棟１階	網野町三津27	○	○	×	×	37.5	○
三津グラウンド	網野町三津27	×	×	○	○	32.5	
三津区民センター	網野町三津869	○	○	○	×	19.9	
郷体育館	網野町郷48	○	○	×	×	28.9	○
郷グラウンド	網野町郷48	×	×	○	○	28.8	
新庄地区公民館	網野町新庄595	○	×	×	×	23.6	
橘小学校（体育館）	網野町木津1357	×	○	×	×	8.3	○
橘小学校（グラウンド）	網野町木津1357	×	×	○	○	6.2	
たちばな会館	網野町木津826	○	○	○	×	11.1	
浜詰区民センター	網野町浜詰45	○	○	○	×	13.6	
塩江コミュニティ広場	網野町塩江1011-2	×	×	○	×	50.1	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
網野保健センター	網野町網野371	○	○	×	×	2.3
たちばな会館	網野町木津826	○	○	×	×	11.1

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
網野地区公民館	網野町網野2824	○	×	×	×	6.0
水之江区民会館	網野町網野681	○	×	×	×	4.6
北大路区民会館	網野町網野2808	○	○	×	×	5.4
浅茂川区民会館	網野町浅茂川1800	○	×	×	×	2.5
松岡団地集会所	網野町下岡1133-7	○	○	○	×	20.6
島津勤労者と子どものセンター	網野町島津135	○	×	○	×	13.0
掛津区民センター	網野町掛津36	○	○	×	×	
遊公会堂	網野町掛津283	○	○	○	×	43.8
高橋公会堂	網野町高橋652	○	○	○	×	20.3
網野教育会館	網野町郷33	○	○	○	×	32.2
生野内集会所	網野町生野内455	○	○	○	×	47.8
下和田区民館	網野町木津82-2	○	○	×	×	5.6
温泉会館	網野町木津424-2	○	○	×	×	4.5
上野区民会館	網野町木津159	○	×	×	×	3.7
俵野多目的集会所	網野町俵野158	○	○	○	×	8.3

【丹後町】指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指　定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
丹後市民局	丹後町間人1780	○	○	○	×	11.0	
丹後中学校（体育館）	丹後町間人320	×	○	×	×	3.6	○
丹後中学校（グラウンド）	丹後町間人320	×	×	×	○	3.6	
砂方集落センター	丹後町間人4662-1	○	○	○	×	20.0	
丹後小学校（体育館）	丹後町間人2691	○	○	×	×	17.6	○
丹後小学校（グラウンド）	丹後町間人2691	×	×	○	○	17.6	
三宅生活改善センター	丹後町三宅23-1	○	○	○	×	7.2	
是安センター	丹後町是安12-2	○	○	○	×	12.2	
竹野集会所	丹後町竹野1026	○	○	○	×	6.7	
竹野体育館	丹後町竹野564	×	×	○	○	18.4	○
平住民センター	丹後町平523-1	○	○	×	×	6.0	
豊栄体育館	丹後町成願寺1727	○	○	×	×	16.9	○
豊栄グラウンド	丹後町成願寺1727	×	×	○	○	16.9	
豊栄山村広場	丹後町大山8	×	×	○	×	29.5	
此代公民館	丹後町此代1340	○	×	×	×	73.5	
宇川小学校（体育館）	丹後町上野120	○	○	×	×	23.0	○
宇川小学校（グラウンド）	丹後町上野120	×	×	○	○	23.0	
宇川体育館	丹後町上野105-1	×	○	○	○	35.0	○
宝蔵寺	丹後町岩木935	×	×	○	×	16.0	
丹生神社	丹後町岩木928-1	×	×	○	×	27.5	
子どもの広場	丹後町久僧589-2	×	×	○	×	21.0	
久僧公民館	丹後町久僧1052-1	○	○	○	×	9.9	
六神社	丹後町上野	×	×	○	×	44.0	
常徳寺	丹後町平782	×	×	○	×	13.0	
妙源寺	丹後町平740	×	×	○	×	19.0	
万福寺	丹後町袖志620	×	×	○	×	21.0	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高
		異常気象の区分				
		風水害	地震	津波	火災	
丹後市民局	丹後町間人1780	○	○	○	×	11.0
平住民センター	丹後町平523-1	○	○	×	×	6.0

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
古間区民センター	丹後町間人3259	○	○	○	×	19.5
吉永生活改善センター	丹後町吉永377-1	○	×	○	×	14.7
宮公会堂	丹後町宮232	○	○	○	×	12.5
井谷集会所	丹後町井谷186	○	○	○	×	31.4
中浜区民会館	丹後町中浜816	○	○	×	×	2.3
久僧公民館	丹後町久僧1052-1	○	×	○	×	9.9
上野区民会館	丹後町上野402-1	○	○	○	×	26.1
尾和会館	丹後町尾和395-2	○	○	○	×	36.9

【弥栄町】指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指　定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
吉野小学校（体育館）	弥栄町芋野408	○	○	－	○	39.8	○
黒部体育館（警戒）	弥栄町黒部3299	○	○	－	○	25.2	○
弥栄小学校（体育館）	弥栄町木橋558	○	○	－	○	20.1	○
弥栄中学校（体育館）	弥栄町溝谷3301-1	○	○	－	○	22.5	○
野間基幹集落センター	弥栄町野中2245-1	○	○	－	×	137.0	○
野間グラウンド	弥栄町野中2264	×	×	－	○	137.0	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高
		異常気象の区分				
		風水害	地震	津波	火災	
弥栄地域公民館	弥栄町溝谷3443-2	○	○	－	×	20.6
弥栄生きがい交流センター	弥栄町野中2247	○	○	－	×	134.0

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
井辺公民館	弥栄町井辺806-1	○	○	－	×	
中津・田中集会施設	弥栄町野中1608-1	○	○	－	×	121.0
小田集会施設（２階）	弥栄町小田338-1	○	○	－	×	13.0

【久美浜町】指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所 異常気象の区分				標高	指定避難所
		風水害	地震	津波	火災		
久美浜中学校（体育館）	久美浜町640	○	○	×	×	11.7	○
久美浜中学校（グラウンド）	久美浜町640	×	×	○	○	11.7	
久美浜市民局	久美浜町814	○	○	×	×	3.1	
久美浜小学校（体育館）	久美浜町3369	○	○	×	×	1.7	○
久美浜小学校（グラウンド）	久美浜町3369	×	×	×	○	1.7	
川上体育館	久美浜町畑394	×	×	○	○	23.0	○
久美浜林業センター	久美浜町金谷942-2	○	○	○	×	24.0	
高龍小学校（体育館）	久美浜町新谷250	○	○	×	×	9.2	○
高龍小学校（グラウンド）	久美浜町新谷250	×	×	○	○	9.2	
海部体育館	久美浜町橋爪236	○	○	○	○	6.3	○
久美浜高等学校（体育館）	久美浜町橋爪65	×	×	×	○	5.3	○
久美浜農業センター（２階）	久美浜町橋爪673	○	×	×	×	6.1	
久美の浜福祉会かがやきの杜	久美浜町竹藤22-1	○	○	×	×	27.2	
佐濃体育館	久美浜町安養寺581	○	○	×	×	27.8	○
田村体育館	久美浜町関495	○	○	○	○	14.7	○
かぶと山小学校（体育館）	久美浜町神崎1603	○	○	×	×	12.7	○
かぶと山小学校（グラウンド）	久美浜町神崎1603	×	×	○	○	12.7	
かぶと山こども園	久美浜町浦明570-1	○	○	×	×	23.8	
湊体育館	久美浜町湊宮1655-5	○	○	×	○	1.1	○
大日寺	久美浜町蒲井555	×	×	○	×	13.9	
風蘭の館	久美浜町蒲井518	×	×	○	×	15.6	
久美浜カンツリークラブ	久美浜町湊宮118	×	×	○	×	43.6	
意布伎神社	久美浜町油池25-2	×	×	○	×	27.1	
甲山寺	久美浜町甲山1231	×	×	○	×	8.3	
鹿野公民館	久美浜町鹿野919	×	×	○	×	16.5	
意布伎神社	久美浜町箱石468-1	×	×	○	×	22.7	
特別養護老人ホーム海山園駐車場	久美浜町湊宮467-60	×	×	○	×	13.5	
宝泉寺・湊区墓地公園	久美浜町湊宮1817	×	×	○	×		
大向展望台	久美浜町大向168-1	×	×	○	×	63.1	
久美浜機業センター（２階）	久美浜町野中81	○	×	○	×	25.6	○

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
久美浜市民局	久美浜町814	○	○	○	×	3.1
かぶと山こども園	久美浜町浦明570-1	○	○	×	×	23.8

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
口馬地公民館	久美浜町口馬地464-1	○	○	○	×	18.6
ほたいの会館	久美浜町布袋野1500	○	○	○	×	89.0
金谷公民館	久美浜町金谷945	○	×	○	×	22.0
新庄公民館	久美浜町新庄411	○	○	○	×	11.7
海士公民館	久美浜町海士317	○	×	×	×	3.2
西橋爪公民館	久美浜町西橋爪880	○	○	○	×	14.1
品田公民館	久美浜町品田194	○	○	○	×	12.0
新谷生活改善センター	久美浜町新谷596	○	○	○	×	11.9
谷公民館	久美浜町谷195	○	○	○	×	23.1
二俣公民館	久美浜町二俣130	○	×	○	×	77.0
佐野乙共同集会所	久美浜町佐野446-3	○	×	○	×	33.5
佐野甲公民館	久美浜町佐野1504	○	○	○	×	44.0
野中公民館	久美浜町野中204-6	○	×	○	×	27.6
丸山生活改善センター	久美浜町丸山340	○	×	○	×	19.5
永留公民館	久美浜町永留1146	○	×	○	×	16.9
大井公民館	久美浜町大井672-1	○	×	○	×	15.3
三分公民館	久美浜町三分307	○	×	○	×	17.8
浦明公民館	久美浜町浦明1385	○	×	×	×	3.0
長柄公民館	久美浜町浦明45	○	×	×	×	1.7
神崎公民館	久美浜町神崎1873	○	×	×	×	3.3
箱石公民館	久美浜町箱石468-8	○	×	○	×	8.7
奥馬地公民館	久美浜町奥馬地.867	○	○	○	×	30.5
郷公民館	久美浜町郷500	○	○	○	×	29.5
甲山公民館	久美浜町甲山1198	○	×	×	×	1.6
あじさいの里公園	久美浜町尉ヶ畑654	○	○	○	×	178.0

○医療機関一覧

1　基幹災害医療センター

名　称	所在地	対応窓口 上段：傷病者受入 下段：救護班	電　　話	ＦＡＸ	病床数
京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15-749	医療社会事業部	(075) 533-1280	(075) 533-1282	666

2　丹後医療圏地域医療センター

名　　称	所　在　地	対応窓口	電　話	ＦＡＸ	病床数 (感染症病床)
京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝野町字男山481	庶務課	(0772) 46-3371	(0772) 46-3371	295 (４)

3　救護班

名　　称	所　在　地	担当部署	電　話	ＦＡＸ	編成可能班数
丹後保健所	京丹後市峰山町丹波855	企画調整室	(0772) 62-0361	(0772) 62-4368	1
市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷3452－１	管理課	(0772) 65-2003	(0772) 65-4136	1
市立久美浜病院	京丹後市久美浜町161	管理課	(0772) 82-1500	(0772) 82-1504	1

4　市内医療機関

【峰山町】

名　　称	所在地	電話	診療科目・医師数・病床数		
			診療科目	医師数	病床数
(公財)丹後中央病院	杉谷158の１	62-0791	内、神内、呼内、消内、循、リウ、外、整、皮、泌、眼、耳、リハ、放、脳、小、糖分、血内、形外、麻	医師：常18	306
高田医院	杉谷945	62-5021	内、胃、小	医師：１	
新谷医院	杉谷979-4	62-0592	内、消、小	医師：１	
(医)中江医院	白銀906	62-0266	内、消、呼	医師：1	
梅田歯科医院	杉谷633－２	杉谷652	歯、小歯、矯歯	医師：１	
小國歯科医院	杉谷934	62-0125	歯、矯歯	医師：１	
のいち歯科医院	新町1724	62-3800	歯	医師：１	

医療法人社団山吹会かぶとく歯科クリニック井上	荒山1024-１	62-5522	歯、小歯、口腔	医師：１	
よしおかクリニック	新町1606-1	69-5700	内、整、リ	医師：2	
戸田歯科医院	杉谷862-５	62-4182	歯、小歯	医師：１	
わだ歯科	新町1606-1	69-1182	歯	医師：１	

【大宮町】

名　　称	所在地	電話	診療科目・医師数・病床数		
			診療科目	医師数	病床数
安井医院	口大野123	68-0123	内、胃、消、漢内	医師：１	
(公財)京都保健会　たんご協立診療所	河辺3368-１	68-5017	内、小、外、整、放、リハ、リウ	医師：１	
国保大宮診療所	河辺2342	68-0555	内、小	医師：１	
国保五十河診療所	延利414-１	64-2066	内、眼	医師：非常勤	
（医）ふじわらクリニック	周枳1806-1	64-3834	内、小、ア	医師：１	
（医）栄寿会とみた眼科皮フ科クリニック	周枳1975	68-1220	眼、皮、ア、形外	医師：2	
荒田歯科医院	口大野408	64-2296	歯	医師：１	
伊東歯科・矯正歯科医院	口大野663	64-2005	歯、小歯、矯歯	医師：１	
さかね歯科医院	河辺141	68-0740	歯、小歯、矯歯	医師：１	

【網野町】

名　　称	所在地	電話	診療科目・医師数・病床数		
			診療科目	医師数	診療科目
(医)三青園　丹後ふるさと病院	小浜673	72-5055	内、神内、胃、循、リウ、小、外、整、皮、肛、婦、眼、耳、リハ、放、歯、口腔、麻	医師：常７	160
(医)上田医院	網野323	72-0053	内、小	医師：１	
山本医院	網野998	72-0081	内、消内	医師：１	
宮地外科医院	網野100	72-5777	外、整、肛、胃	医師：１	
たちばな診療所	浜詰263-１	74-1301	内、皮、歯、口腔、外、神内	医師：２	
井上歯科医院	網野2714-３	72-4800	歯	医師：１	
梅田歯科医院	網野178	72-0202	歯	医師：１	
野村歯科医院	浅茂川1810	72-0021	歯、小歯	医師：１	
吉岡歯科医院	網野347-１	72-3828	歯	医師：１	

【丹後町】

名　　称	所在地	電話	診療科目・医師数・病床数		
			診療科目	医師数	診療科目
国保間人診療所	間人1699	75-0210	内、外、整	医師：1	
村田内科医院	成願寺1134	75-0253	内	医師：１	
国保宇川診療所	久僧417	76-0210	内、歯、口腔	医師：２	18
坂根歯科医院	間人2029	75-0205	歯、小歯	医師：１	

【弥栄町】

名　　称	所在地	電話	診療科目・医師数・病床数		
			診療科目	医師数	診療科目
市立弥栄病院	溝谷3452-１	65-2003	内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、皮、泌、産、眼、耳、リハ、放、麻、リウ、精、歯	医師：常11	200
国保野間診療所	野中2245-１	66-0006	内、整	医師：非常勤	7
森岡歯科医院	溝谷5444	65-4058	歯、小歯、口腔	医師：１	
行待歯科医院	溝谷3311	65-2207	歯	医師：１	

【久美浜町】

名　　称	所在地	電話	診療科目・医師数・病床数		
			診療科目	医師数	診療科目
市立久美浜病院	161	82-1500	内、心内、精、小、外、整、皮、泌、眼、耳、リハ、歯、口腔、麻	医師：常18	170
国保佐濃診療所	佐野３	84-0101	内、外	医師：非常勤	
斉藤医院湊分院	湊宮1809	83-0008	内、胃	医師：１	
斉藤医院	浦明1258	83-0365	内、胃	医師：１	
中村歯科医院	仲町2996-３	82-0548	歯	医師：１	
やまだ歯科医院	栄町781-2	82-0333	歯、小歯、口腔	医師：１	
沼倉歯科医院	82-0165	82-0164	歯	医師：１	

注）内：内科、神内：神経内科、呼：呼吸器科、循内：循環器内科、リウ：リウマチ科、小：小児科、外：外科、整：整形外科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、肛：肛門科、産：産婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻咽喉科、リハ：リハビリ科、放：放射線科、歯：歯科、胃：胃腸科、矯歯：矯正歯科、口腔：口腔外科、小歯：小児歯科、麻：麻酔科、消：消化器科、心内：心療内科、精：精神科、消内：消化器内科、糖分：糖尿病内分泌科、血内：血液内科、ア：アレルギー科、形外：形成外科、脳：脳神経外科、呼内：呼吸器内科、漢内：漢方内科、婦：婦人科

○ヘリポ-ト開設候補施設一覧

	施　設　名	所在地	地積	電話	座　標
峰山町	峰山途中ケ丘公園	長岡876	20,000㎡	62-7470	E 135：3：32 N 35：36：22
	峰山吉原グラウンド	安164	5,000㎡	69-0630	E 135：3：14 N 35：37：11
	峰山小学校グラウンド	不断1	10,347㎡	62-0077	E 135：3：23 N 35：37：44
	いさなご小学校グラウンド	安9	11,073㎡	62-0335	E 135：3：16 N 35：36：59
	五箇グラウンド	五箇1	8,060㎡	69-0630	E 135：2：12 N 35：35：25
	しんざん小学校グラウンド	荒山1300	9,130㎡	62-0730	E 135：4：46 N 35：36：50
	丹波グラウンド	丹波560	6,348㎡	62-0364	E 135：4：28 N 35：37：50
	長岡小学校グラウンド	長岡60	6,645㎡	62-0210	E 135：4：8 N 35：36：20
	峰山中学校グラウンド	荒山88	18,916㎡	62-0359	E 135：4：20 N 35：37：13
	峰山高校グラウンド	古殿1185		62-1012	E 135：3：15 N 35：37：31
大宮町	大宮第一小学校グラウンド	周枳1552	8,704㎡	64-2133	E 135：5：31 N 35：35：29
	大宮南小学校グラウンド	奥大野72	11,450㎡	64-2234	E 135：5：22 N 35：33：56
	大宮中学校グラウンド	口大野216	18,146㎡	64-2201	E 135：5：51 N 35：34：59
網野町	網野北小学校グラウンド	浅茂川1861	11,548㎡	72-0967	E 135：1：42 N 35：41：18
	網野南小学校グラウンド	下岡180	12,184㎡	72-0966	E 135：1：49 N 35：40：26
	島津小学校グラウンド	島津1251	9,809㎡	72-0149	E 135：3：4 N 35：41：5
	三津グラウンド	三津27	6,457㎡		E 135：3：59 N 35：42：23
	郷グラウンド	郷48	8,035㎡		E 135：2：1 N 35：39：9
	橘グラウンド	木津1357	9,085㎡	69-0630	E 134：58：1 N 35：39：20

	網野中学校グラウンド	網野2696	18,003㎡	72-1030	E 135：2：0 N 35：41：9
	橘小学校グラウンド	木津1357	11,262㎡	74-0055	E 134：57：56 N 35：39：26
	網野高校グラウンド	網野2820		72-0379	E 135：1：55 N 35：41：20
丹後町	丹後小学校グラウンド	間人2691	11,719㎡	75-0049	E 135：5：22 N 35：44：18
	豊栄グラウンド	成願寺1727	10,510㎡	75-0029	E 135：6：29 N 35：42：41
	竹野グラウンド	竹野564	9,382㎡	69-0630	E 135：6：42 N 35：44：27
	宇川小学校グラウンド	上野120	12,773㎡	76-0831	E 135：10：18 N 35：45：8
	丹後中学校グラウンド	間人320	14,901㎡	75-0126	E 135：5：51 N 35：43：49
	宇川グラウンド	上野105-1	12,646㎡	69-0630	E 135：10：13 N 35：45：0
弥栄町	弥栄総合運動公園グラウンド	木橋1146	9,802㎡	65-2101	E 135：4：40 N 35：40：2
	吉野小学校グラウンド	芋野408	9,290㎡	65-2408	E 135：5：34 N 35：38：55
	黒部グラウンド	黒部3299	9,515㎡	69-0630	E 135：5：50 N 35：40：39
	弥栄小学校グラウンド	木橋558	20,654㎡	65-2007	E 135：4：55 N 35：40：4
	野間グラウンド	野中2264	5,733㎡	69-0630	E 135：9：23 N 35：41：7
	弥栄中学校グラウンド	溝谷3301-1	17,685㎡	65-2554	E 135：5：39 N 35：39：28
	峰山高校弥栄分校グラウンド	黒部380		65-3850	E 135：5：45 N 35：40：18
久美浜町	久美浜小学校グラウンド	久美浜町3369	6,550㎡	82-0021	E 134：53：33 N 35：36：27
	川上グラウンド	畑394	8,359㎡	69-0630	E 134：55：56 N 35：33：22
	海部グラウンド	橋爪236	4,864㎡	69-0630	E 134：55：54 N 35：35：21
	佐濃グラウンド	安養寺581	9,042㎡	69-0630	E 134：57：40 N 35：34：56
	田村グラウンド	関495	6,364㎡	69-0630	E 134：56：46 N 35：37：12
	かぶと山小学校グラウンド	神崎1603	9,036㎡	83-0204	E 134：55：20 N 35：37：29

	湊グラウンド	湊宮1655	4,105㎡	69-0630	E 134：54：5 N 35：38：32
	久美浜中学校グラウンド	久美浜町640	18,062㎡	82-0079	E 134：53：41 N 35：36：3
	高龍小学校グラウンド	新谷250	10,826㎡	85-0220	E 134：56：18 N 35：34：40
	久美浜高校グラウンド	橋爪65	8,791㎡	82-0069	E 134：55：55 N 35：35：28

○ヘリポート施設一覧

	施　設　名	所在地	地積	電話	座　標
弥栄町	京丹後市消防ヘリポート	溝谷168	9,431㎡	62-0119	E 135：6：15 N 35：39：41

○自衛隊集結地

施　設　名	所在地	地積	電話	座　標
峰山途中ケ丘公園	峰山町長岡876	19,800㎡	－	E 135： 3：33 N 35：36：22
京丹後市久美浜中央運動公園	久美浜町永留244-1	21,000㎡	－	E 134：56：16 N 35：35：22

○消防広域応援集結地

施　設　名	所在地	地積	電話	座　標
京丹後市大宮町自然運動公園	大宮町善王寺354	26,745㎡		E 135： 4：41 N 35：35：23
大宮中学校グラウンド	大宮町口大野216	18,146㎡	－	E 135： 5：51 N 35：34：59

○災害時優先電話一覧

	設置施設名称	所在地	電話番号	備考
庁舎	京丹後市役所	峰山町杉谷889番地	69-0110 69-0120 69-0140	
	峰山市民局	峰山町杉谷889番地	69-0711	
	大宮市民局	大宮町口大野226番地	69-0712	
	網野市民局	網野町網野385番地の１	69-0713	
	丹後市民局	丹後町間人1780番地	69-0714	
	弥栄市民局	弥栄町溝谷3450番地	69-0715	
	久美浜市民局	久美浜町814番地	69-0716	
教育委員会	教育委員会	大宮町口大野226番地	69-0610	
	峰山地域公民館	峰山町杉谷1030番地	69-0661	
	大宮地域公民館	大宮町口大野228番地の1	69-0662	
	網野地域公民館	網野町網野418番地	69-0663	
	丹後地域公民館	丹後町間人2624番地	69-0664	
	弥栄地域公民館	弥栄町溝谷3443番地の２	69-0665	
	久美浜地域公民館	久美浜町852番地の１	69-0665	
小学校	峰山小学校	峰山町不断１番地	62-0077	
	いさなご小学校	峰山町安９番地	62-0335	
	しんざん小学校	峰山町荒山1300番地	62-0730	
	長岡小学校	峰山町長岡60番地	62-0210	
	大宮第一小学校	大宮町周枳1552番地	64-2133	
	大宮南小学校	大宮町奥大野72番地	64-2234	
	網野北小学校	網野町浅茂川1861番地	72-0967	
	網野南小学校	網野町下岡180番地	72-0966	
	島津小学校	網野町島津1251番地	72-0149	
	橘小学校	網野町木津1357番地	74-0055	
	丹後小学校	丹後町間人2691番地	75-0049	
	宇川小学校	丹後町上野120番地	76-0831	
	吉野小学校	弥栄町芋野408番地	65-2408	
	弥栄小学校	弥栄町木橋558番地	65-2007	
	久美浜小学校	久美浜町3369番地	82-0021	
	かぶと山小学校	久美浜町神崎1603番地	83-0204	
	高龍小学校	久美浜町新谷250番地	85-0220	
中学校	峰山中学校	峰山町荒山88番地	62-0359	
	大宮中学校	大宮町口大野216番地	64-2201	
	網野中学校	網野町網野2696番地	72-1030	
	丹後中学校	丹後町間人320番地	75-0126	
	弥栄中学校	弥栄町溝谷3301番地の１	65-2554	
	久美浜中学校	久美浜町640番地	82-0079	

	網野学校給食センター	網野町下岡180番地	72-1749	
こども園・保育所	峰山こども園	峰山町長岡1667番地の2	69-1155	
	大宮こども園	大宮町周枳167番地	64-2510	
	大宮北保育所	大宮町河辺4713番地の3	68-1471	
	網野こども園	網野町小浜133番地	72-4422	
	島津保育所	網野町島津1180番地	72-0596	
	たちばな保育所	網野町木津1357番地の３	74-0004	
	丹後こども園	丹後町間人300番地	75-2228	
	宇川保育所	丹後町中野242番地	76-1249	
	弥栄こども園	弥栄町木橋551番地	65-0121	
	久美浜保育所	久美浜町1322番地	82-0142	
	こうりゅう虹保育園	久美浜町永留246番地の４	84-0221	
	かぶと山こども園	久美浜町浦明570番地の1	83-2177	
病院等	弥栄病院	弥栄町溝谷3452番地の１	65-2003	
	久美浜病院	久美浜町161番地	82-1500	
	大宮診療所	大宮町河辺2342番地	68-0555	
	五十河診療所	大宮町延利414番地の１	64-2066	
	宇川診療所	丹後町久僧417番地	756-0210	
	野間診療所	弥栄町野中2245番地の１	66-0006	
	佐濃診療所	久美浜町佐野３番地	84-0101	
消防	消防本部	峰山町丹波826番地の１	62-0119 62-5119 62-8119 62-8129	
	網野分署	網野町網野3030番地	72-0119 72-5190	
	久美浜分署	久美浜町甲山1523番地の18	82-0119 82-1580	
	竹野川分遣所	丹後町大山681番地の１	75-0119 75-2406	

○消防力の現況

1　消防本部

（平成３１年４月１日）

消防署数	分署所数	消防職員	消防ポンプ自動車	救急自動車
1	3	１００	3	5

2　消防団

町名	分団数	団員数	指令車	タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	軽搬送車
本部	0	38	0	0	0	0	0	0
峰山町	5	312	1	0	8	6	0	0
大宮町	4	272	1	0	6	5	0	0
網野町	4	352	1	0	7	１２	0	1
丹後町	4	219	1	0	4	8	0	1
弥栄町	4	189	1	0	5	4	0	1
久美浜町	4	247	1	0	6	6	0	0

○市内運送事業者輸送力及び輸送施設一覧

1　輸送力に関する情報

	名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
鉄道	WILLER TRAINS(株)	宮津市字鶴賀2065-4	0772-25-2323	0772-25-2380
	北近畿タンゴ鉄道（株）	宮津市字外側2500-2	0772-25-1679	0772-22-8141
	京都丹後鉄道網野駅	京丹後市網野町下岡118	0772-72-0114	0772-72-0114
	夕日ヶ浦木津温泉駅	京丹後市網野町木津71-１	0772-74-0700	0772-74-0700
	久美浜駅	京丹後市久美浜町772	0772-82-0073	0772-82-1820
	小天橋駅	京丹後市久美浜町浦明220-2	0772-83-1580	0772-83-1580
	京丹後大宮駅	京丹後市大宮町口大野380-１	0772-64-2113	0772-64-5980
	峰山駅	京丹後市峰山町杉谷992-２	0772-62-0223	0772-62-6239
	かぶと山駅	京丹後市久美浜町甲山1508-2	―	―
路線バス	京丹後市営バス	京丹後市峰山町杉谷889	0772-69-0120	0772-69-0901
	丹後海陸交通（株）（丹海バス）	与謝野町字上山田641-1	0772-42-0321	0772-42-0339
	宮津案内所	宮津市字浜町3021	0772-22-3231	0772-22-3233
	峰山案内所	京丹後市峰山町杉谷990	0772-62-0381	0772-62-0382
	間人案内所	京丹後市丹後町間人	0772-75-1012	
観光バス	（有）京都さくら観光	京丹後市久美浜町丸山58	0772-84-0322	0772-84-0125
	久美浜観光バス（有）	京丹後市久美浜町佐野884-1	0772-84-9030	0772-84-9031
	丸中観光バス（株）	京丹後市峰山町新町1773-1	0772-62-4858	0772-62-6063
	京丹観光バス（株）	京丹後市大宮町谷内1515	0773-68-0670	0772-68-0122
	丹後海陸交通（株）	与謝野町字上山田641-1	0772-42-3180	0772-42-0339

2　輸送施設に関する情報

	名　称	起　終　点	車線数	管　理　者	連絡先
道路	国道178号	舞鶴市～京丹後市（兵庫県境）	2	中丹東土木事務所 丹後土木事務所	0773-42-1020 0773-22-3244
	国道312号	宮津市～京丹後市（兵庫県境）	2	丹後土木事務所	0773-22-3244
	国道482号	宮津市～京丹後市（兵庫県境）	2		

	名　　称	区　　間	備　　考
鉄道	京都丹後鉄道	宮津線 西舞鶴～豊岡 （府域内76.2km）	単線、宮津～天橋立間のみ電化 保有車両 特急車両 タンゴ・エクスプローラー　３両×２編成 丹後の海　　２両×５編成 普通車両 ＫＴＲ700・800　12両　ＭＦ100・200　６両

	名　称	港　格	公共主要施設	管　理　者	連絡先
港湾	久美浜港	地方港湾	物揚場（総延長522.3m）	丹後土木事務所(施設保全室)	0772-22-3245

〔協　定　等〕

○京都府広域消防相互応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

（応援の要請）

第３条　応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び状況

(3)　必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量

(4)　その他必要な事項

２　応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受託した場合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

(1)　応援の場所及び集結場所

(2)　現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名

(3)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第４条　応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

２　応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

３　応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第５条　要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、要請市町村等の長（消防本部・署を置かない市町村にあっては、「消防長」を「消防団長」と読み替える。）が、応援隊の長に対して行うものとする。

（報告）

第７条　要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

２　応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

（費用負担）

第８条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

(1)　応援市町村等が負担する経費

ア　応援隊員の出動に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ　応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2)　要請市町村等が負担する経費

ア　現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ　応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3)　前２号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

（消防拠点都市）

第９条　この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げる地域に区分し、地域ごとに消防拠点都市を定めるものとする。

２　消防拠点都市は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

（消防拠点都市への通報）

第10条　要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに消防拠点都市の消防長へその旨を連絡するものとする。

（実施細目）

第11条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（疑義）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

（改廃）

第13条　この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

（議定書の保有）

第14条　この協定を証するため、市町村等は、本書32通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

附　則

１　この協定は、平成19年3月12日から施行する。

２　この協定の施行に伴い、平成18年3月１日に締結した「京都府広域消防応援協定書」は廃止する。

平成19年3月2日

別表（第９条関係）

南部地域	京都市	宇治市	亀岡市
	城陽市	向日市	長岡京市
	八幡市	京田辺市	南丹市
	木津川市	大山崎町	久御山町
	井手町	宇治田原町	笠置町
	和束町	精華町	南山城村
	相楽中部消防組合	京都中部広域消防組合	乙訓消防組合
北部地域	福知山市	舞鶴市	綾部市
	宮津市	京丹後市	京丹波町
	伊根町	与謝野町	宮津与謝消防組合
	京都中部広域消防組合		

○京都府広域消防相互応援協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、京都府広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第２条　協定第３条第１項に規定する応援の要請は、電話、ファクシミリ等によって行うものとし、事後速やかに別記様式第１号の応援要請書を送付するものとする。

２　ヘリコプターによる応援を要請する場合における通報は、協定第３条第２項第１号及び第２号に定めるほか、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

(1)　離発着可能な場所

(2)　給油体制

(3)　離発着場における資器材の準備状況

(4)　他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況

(5)　他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況

(6)　気象状況

(7)　誘導方法

(8)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第３条　協定第４条第２項の規定に基づく通報は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

(1)　出発時刻

(2)　派遣人員

(3)　車両、資器材等の種別及び数量

(4)　応援隊の長の職・氏名

(5)　到着予定時刻

(6)　その他必要な事項

（報告）

第４条　協定第７条に規定する報告は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

(1)　要請市町村等の長が、応援市町村等の長に対して行う災害報告は、別記様式第２号及び第３号により行うものとする。

(2)　応援市町村等の長が、要請市町村等の長に対して行う活動結果報告は、別記様式第４号により行うものとする。

（事前通知）

第５条　応援の要請を迅速かつ的確に行うため市町村等は、応援要請に係る連絡担当課又は係、電話番号等必要な事項を別記様式第５号によりあらかじめ相互に通知しておくものとする。

（消防拠点都市）

第６条　協定第９条第１項に規定する消防拠点都市は、南部地域にあっては京都市、北部地域にあっては舞鶴市とする。

２　協定第９条第２項に規定する消防拠点都市の役割は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　市町村等との連絡調整

(2)　京都府との連絡調整及び情報交換

(3)　応援時における協議等

ア　要請市町村等との応援要請に関する協議

イ　応援市町村等との事項

ウ　要請市町村等と応援市町村等間の連絡調整

エ　その他必要な事項

(4)　その他必要な事項

（連絡会議）

第７条　市町村等は、協定の適正な運用を図るため必要の都度連絡会議を開くものとする。

（その他）

第８条　この実施細目の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して運用する。

附　則

この実施細目は、平成19年3月2日から施行する。

様式　略

○消防相互応援協定締結先一覧

協定名	協定締結先市町村等名	備考
豊岡市、京丹後市消防相互応援に関する協定書	兵庫県豊岡市	平成17年４月１日より新市名「豊岡市」。兵庫県出石郡出石町、但東町、城崎郡城崎町、竹野町、日高町と合併。

○他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧

分野	協定名称	協定先	締結日
災害時応急対策活動	災害時における相互協力に関する協定	郵便事業株式会社峰山支店	平成18年3月28日
	災害非常無線通信の協力に関する協定	京丹後市アマチュア無線災害ボランティア	平成18年6月25日
		森電気工業株式会社	平成20年1月15日
	災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定	丹後北都不動産株式会社	平成18年10月16日
		京丹後建設業協会	平成18年10月30日
		京丹後市建設業協栄会	平成18年10月30日
		株式会社修己建設	平成18年11月17日
		株式会社増田工務店	平成19年8月1日
		株式会社丹後北都公社	平成19年10月26日
		カヤマ建設工業株式会社	平成20年5月30日
		有限会社新生建設	平成20年5月30日
		日建土木株式会社	平成20年8月29日
		羽賀工業	平成20年9月19日
		（有）森田工業	平成22年5月12日
		今井建設（株）	平成23年3月9日
		大元工業(株)	平成23年5月13日
		㈱杉建	平成23年12月21日
		京都北部建設事業協同組合	平成24年4月6日
		株式会社　澤土木	平成24年5月14日
		株式会社吉榮工務店	平成25年6月24日
		有限会社神木建設	平成27年4月22日
		株式会社山翠園	平成28年10月5日
		岡崎組	平成29年4月21日
		指田工務店	平成29年5月23日
		株式会社木本工務店	平成29年6月29日
		株式会社平林組	平成30年11月28日
	災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定	丹後電友会	平成19年2月7日
		網野電友会	平成19年2月7日
		京都府電気工事工業組合間人班	平成19年2月7日
		京都府電気工事工業組合久美浜班	平成19年2月7日
		京都府電気工事工業組合宮津支部	平成20年5月27日

分野	協定名称	協定先	締結日
	災害時における水道施設の復旧業務の協力に関する協定	丹後管工事工業協同組合	平成19年5月29日
		理水化学株式会社	平成20年4月17日
		山本工務店	平成20年7月25日
		株式会社水処理管理センター	平成23年7月1日
	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会	平成19年5月29日
	災害時における帰宅困難者に対する支援等に関する協定	京都府石油商業組合京丹後支部	平成19年10月30日
		有限会社峰山石油	平成19年12月3日
	災害時における防災情報の放送に関する協定	特定非営利活動法人　京丹後コミュニティ放送	平成20年10月1日
	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会京都府隊友会京丹後支部	平成20年10月16日
	災害時における消火活動支援に関する協定	峰山生コンクリート協同組合	平成20年10月16日
	災害時における公共施設復旧活動に関する協定	株式会社タミヤ技建	平成21年3月12日
	災害時における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年3月28日
	災害時における京丹後市浄化センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する協定	日新電機株式会社	平成28年6月6日
	災害時における外国人支援に関する協定書	京丹後市国際交流協会	平成28年8月5日
食・物資等優先供給	災害時におけるLPガス供給に関する協定	京都府エルピーガス協会丹後支部	平成16年12月24日
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成19年1月12日
	災害時における食料品等の供給に関する協定	株式会社にしがき	平成19年12月27日
	災害時における医薬品の供給に関する協定	社団法人京都府薬剤師会丹後支部	平成19年12月27日
	災害時における仮設トイレの優先供給に関する協定	廃棄物適正処理四業者協議会	平成21年6月26日
	災害時における物資供給等に関する協定書	ゴダイ株式会社	平成28年1月4日
医療・救護関係	災害時における医療救護活動に関する協定	北丹医師会	平成19年3月20日
	災害時における水難救助活動に関する協定	京都府水難救済会マリンレスキュー網野救難所	平成19年5月29日
		京都府水難救済会丹後町救難所	平成19年5月29日
		京都府水難救済会久美浜救難所	平成19年5月29日
避難所関係	京丹後市地域防災計画に基づく京都府立久美浜高等学校の使用に関する協定	京都府立久美浜高等学校	平成18年4月1日
	災害発生時における避難所等としての施設使用等に関する協定書	京都府立峰山高等学校	平成28年2月10日
		京都府立網野高等学校	平成28年2月12日
	災害時における要配慮者の避難施設としての使用に関する協定	社会福祉法人みねやま福祉会	平成19年10月30日
		社会福祉法人丹後大宮福祉会	平成19年10月30日
		社会福祉法人丹後福祉会	平成19年10月30日
		社会福祉法人はしうど福祉会	平成19年10月30日
		社会福祉法人あしぎぬ福祉会	平成19年10月30日
		社会福祉法人北丹後福祉会	平成19年10月30日
		社会福祉法人太陽福祉会	平成19年10月30日
		社会福祉法人不動園	平成27年6月1日
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社京都支店	平成29年2月20日
業務支援	京丹後市防災施策推進への応援協力に関する協定	株式会社コムポート	平成21年1月22日
	災害時における施設利用の協力に関する協定	京丹後警察署	平成28年11月2日

分野	協定名称	協定先	締結日
その他	日本水道協会京都府水道災害相互応援に関する覚書	京都府他24市町	平成16年4月1日
	豊岡市、京丹後市消防相互応援に関する協定	豊岡市	平成17年4月1日
	京都府広域消防相互応援協定	京都府他府下34市町村・事務組合	平成18年1月1日
	京丹後市と木津川市の災害時相互応援に関する協定	木津川市	平成20年2月7日
	両丹都市消防相互応援協定	福知山市他7市町	平成21年2月1日
	京丹後市と豊岡市の災害時における相互応援に関する協定	豊岡市	平成21年10月22日
	全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定書	青森県むつ市他9市町	平成25年9月1日
	京丹後市と尼崎市の災害時相互応援に関する協定	尼崎市	平成26年7月16日
	京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまで）及び山陰近畿自動車道（一般国道３１２号）における消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合	平成28年10月30日

〔条　例　等〕

○京丹後市国民保護協議会条例

平成18年３月30日
条例第14号
改正　平成20年12月25日条例第57号

（趣旨）

第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第８項の規定に基づき、京丹後市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第２条　協議会の委員の定数は、30人以内とする。

２　協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第３条　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第５条　協議会に、幹事20人以内を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

３　幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年12月25日条例第57号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○京丹後市国民保護対策本部及び京丹後市緊急対処事態対策本部に関する条例

平成18年３月30日
条例第13号

（趣旨）

第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、京丹後市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び京丹後市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　京丹後市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

２　京丹後市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

３　京丹後市国民保護対策本部員（副本部長を除く。以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

４　国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５　前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第３条　本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

２　本部長は、法第28条第６項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第５条　法第28条第８項の規定により現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（緊急対処事態対策本部についての準用）

第６条　第２条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第２条第１項中「京丹後市国民保護対策本部長」とあるのは「京丹後市緊急対処事態対策本部長」と、同条第２項中「京丹後市国民保護対策副本部長」とあるのは「京丹後市緊急対処事態対策副本部長」と、同条第３項中「京丹後市国民保護対策本部員」とあるのは「京丹後市緊急対処事態対策本部

員」と読み替えるものとする。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年９月17日

厚生労働省告示第343号

最終改正　平成18年３月31日厚生労働省告示第283号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第１項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年９月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第１項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第１項各号及び令第９条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

２　前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

３　救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市においては、その長）は、第１項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条　法第75条第１項第１号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難所

イ　避難住民（法第52条第３項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ　原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ　避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり300円（冬季（10月から３月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,342,000円以内とすること。

(2)　長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ　長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト　長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ　法第89条第３項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第１項本文、第３項及び第４項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第１項、第３項及び第４項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条及び第７条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二　応急仮設住宅

イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ　一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,342,000円以内とすること。

ハ　前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条　法第75条第１項第２号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

イ　避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第２項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ　被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,010円以内とすること。

二　飲料水の供給

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して

行うものであること。

ロ　飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条　法第75条第１項第３号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ　被服、寝具及び身の回り品

ロ　日用品

ハ　炊事用具及び食器

ニ　光熱材料

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	１人世帯の額	２人世帯の額	３人世帯の額	４人世帯の額	５人世帯の額	世帯員数が６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬季	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

四　避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条　法第75条第１項第４号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　医療の提供

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ　救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ　次の範囲内において行うこと。

(1)　診療

(2)　薬剤又は治療材料の支給

(3)　処置、手術その他の治療及び施術

(4)　病院又は診療所への収容

(5)　看護

ニ　医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二　助産

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ　次の範囲内において行うこと。

(1)　分べんの介助

(2)　分べん前及び分べん後の処置

(3)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）

第六条　法第75条第１項第５号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるとこにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二　被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第七条　法第75条第１項第６号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二　原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ　棺（附属品を含む。）

ロ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ　骨つぼ及び骨箱

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条　法第75条第１項第７号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二　電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第２条第１号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三　電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条　法第75条第１項第８号の規定に基づく令第９条第１号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり500,000円以内とすること。

（学用品の給与）

第十条　法第75条第１項第８号の規定に基づく令第９条第２号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ　教科書

ロ　文房具

ハ　通学用品

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　教科書代

(1)　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2)　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　4,100円

(2)　中学校生徒　一人当たり　4,400円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　4,800円

四　避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第十一条　法第75条第１項第８号の規定に基づく令第９条第３号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　死体の捜索

イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二　死体の処理

イ　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ　次の範囲内において行うこと。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2)　死体の一時保存

(3)　検案

ハ　検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,300円以内とすること。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3)　救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条　法第75条第１項第８号の規定に基づく令第９条第４号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり137,000円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条　法第75条第１項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　飲料水の供給

ロ　医療の提供及び助産

ハ　被災者の捜索及び救出

ニ　死体の捜索及び処理

ホ　救済用物資の整理配分

二　救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

○消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

（平成18年１月31日消防消７、消防災43、消防運２）

第１　消防機関の責務及び本通知の位置づけ

１　消防機関の責務

武力攻撃等による災害（以下「武力攻撃災害」という。）が発生した場合、消防機関は、国民保護法のほか消防組織法、消防法及びその他の関係する法令に基づき、その施設、装備及び資機材並びに人員を活用し、国民の生命、身体及び財産を保護するために、消火、救助及び救急活動を実施する責務を有しています。加えて、警報の発令や避難の指示が行われた場合、市町村国民保護計画に基づき、関係機関と連携し、その内容を住民に伝達するとともに、市町村長の指揮のもとに避難住民の誘導を行うこととなります。

このため、平素においては、市町村が行う国民保護に関する普及啓発や訓練への参加など、市町村の機関としての取組が求められます。

なお、武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例には、次のものが想定されています。

（参考）武力攻撃事態等の類型等
◎　武力攻撃事態の類型
○着上陸侵攻
○ゲリラ・特殊部隊による攻撃
○弾道ミサイル攻撃
○航空攻撃
◎　緊急対処事態の事態例
○危険性を内在する物質を有する施設等に攻撃が行われる事態
（原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破等）
○多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
（大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破等）
○多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
（ダーティーボム等の爆破による放射能の拡散、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布等）
○破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等）

２　本通知の位置づけ

本通知は、武力攻撃事態等において消防機関が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）が円滑かつ的確に行われるようにするために必要な平素からの備えや消防活動上の留意事項を示し、今後の市町村国民保護計画の作成や国民保護措置の実施に当たっての参考とするものです。

第２　平素からの備え

１　組織・体制の整備

(1)　初動体制

消防本部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、防災における体制等を参考に、市町村の国民保護部局との連携、職員の参集基準、参集した職員の活動要領、関係機関か

らの情報の収集体制等について整備しておく必要があります。この場合、市町村国民保護計画に基づき、市町村が行う初動措置（緊急事態連絡室（仮称）の設置等）を踏まえ、十分に連携の取れた体制となることが重要です。

(2)　武力攻撃事態等の認定後の体制

消防本部は、武力攻撃事態等が認定された場合の対応体制を整備しておく必要があります。

（整備する内容）
○　国民保護措置を行うための組織編成や任務分担
（例：消防本部国民保護対策本部（仮称）設置要綱等）
○　消防活動、避難誘導等の活動体制
○　市町村のほか、警察、自衛隊及び海上保安庁（以下「警察等」という。）との連絡体制　など

(3)　装備及び資機材

消防本部は、武力攻撃災害やテロによる災害に対応するため、ＮＢＣ対応資機材等必要な装備及び資機材の整備に努める必要があります。

2　市町村国民保護協議会への参加

国民保護法においては、市町村国民保護協議会（以下「協議会」という。）は、市町村長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議し、また、市町村国民保護計画を作成する市町村長に対し意見を述べる役割を担っています。

消防機関からも構成員として、その区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）（以下「消防長等」という。）の参加が想定されており、消防機関の活動を円滑に実施するため、専門的な見地からの意見が期待されています。

また、消防機関としては、地域の実情に応じ、消防団長も協議会の構成員となるよう市町村長に積極的に働き掛ける必要があります。

（協議会において意見を期待される項目）
○　国民保護措置に係る情報の共有に関する事項
○　武力攻撃災害への対処と活動する隊員等の安全の確保に関する事項
○　警報及び避難の指示の住民への伝達に関する事項
○　避難実施要領に関する事項
○　被災情報の収集及び報告に関する事項
○　生活関連等施設の安全の確保措置に関する事項
○　危険物質等に係る災害発生防止措置に関する事項　など

3　訓練・普及啓発

消防機関は、市町村国民保護計画に基づき、市町村が行う訓練に参画するとともに、住民に対する国民保護の普及啓発を行うことが想定されます。実施に当たっては、防災訓練や自治会の会合、事業所の自衛消防訓練の機会等を有効に活用するなど効率的な取組を検討する必要があります。

4　消防職団員教育

消防機関は、都道府県及び市町村が計画する訓練に積極的に参加するとともに、パンフレット及び国民保護の教材を活用した消防職団員教育を行う必要があります。

（参考となる資料例）
○　消防庁「国民の保護のためのしくみ」
http://www.fdma.go.jp/html/new/pdf/041222kokuminkeihatsu.pdf

○　内閣官房「武力攻撃やテロなどから身を守るために」
　http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hogo_manual.pdf
○　教育用ＣＤ「国民保護（仮称）」（平成17年度消防大学校編集予定）

5　消防本部と消防団の連携

消防団の装備、資機材、活動内容等は、地域によって異なるため、武力攻撃事態等における消防本部と消防団の任務について、その実情に応じた連携体制を構築することが必要です。

このため、消防機関は、自然災害や事故災害における連携体制を参考に、市町村国民保護計画の作成過程において具体的な連携体制について検討するとともに、武力攻撃災害への対処や警報の伝達、避難住民の誘導について合同の訓練を行うなど、実践的な連携要領を確認する必要があります。

6　消防応援体制の確立

消防本部は、核（放射性物質を含む。）、生物剤及び化学剤（以下「ＮＢＣ」という。）を用いた武力攻撃災害への対応に必要となる特殊な資機材等を含めた消防力の整備状況について、他の消防本部と情報交換を行うなど、災害の状況に応じた相互応援体制を確立する必要があります。

また、緊急消防援助隊等の応援要請や、消防庁長官の指示による応援出動が速やかに行えるよう、都道府県及び市町村と連絡窓口やその手続に関する取決めなどを定めておくことが必要です。

7　一部事務組合等における対応体制の整備

一部事務組合、広域連合、委託等により複数の市町村を管轄する消防機関は、構成市町村における武力攻撃災害への対処等を行うとともに、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされています。

このため、平素より当該市町村の国民保護計画、武力攻撃災害への対処、避難実施要領のパターンの作成等において、構成市町村長、管理者等と十分な調整を図るとともに、当該市町村対策本部における連携要領の作成等の対応体制を整備しておく必要があります。

第３　武力攻撃災害への対処

1　武力攻撃事態等の認定前における対応

消防機関は、武力攻撃事態等が認定されるまでの間、消防法等に基づき消防活動を実施することとなります。

多数の人を殺傷する行為等の武力攻撃災害の発生が疑われる事案が発生した場合には、119番入電時の情報や警察からの情報の収集に努め、市町村の国民保護部局へ即報するとともに、警察等との連携を密にして活動するなど消防活動の安全に特に留意することが重要です。

また、市町村が、当該事案へ対応するために緊急事態連絡室（仮称）を設置した場合には、当該連絡室との連絡体制を確立するなど、事態の進展を考慮した的確な対応を行う必要があります。

2　市町村国民保護対策本部における対応

武力攻撃事態等において、市町村長を本部長とする市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）が設置された場合、消防機関としては、消防長等が市町村対策本部員として参加することになります。

市町村対策本部は、当該市町村の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するために設置されるもので、国及び都道府県からの指示や関係機関の情報が集約される場でもあり、消防機関は、市町村対策本部の決定事項等を踏まえ、活動を効率的かつ安全に実施する必要があります。

また、消防機関としては、地域の実情に応じ、消防団長も市町村対策本部員となるよう市町村長

に積極的に働き掛ける必要があります。

消防機関から参加する本部員に期待される活動は、以下のとおりです。

（消防機関から参加する本部員としての対応例）
○　消防機関の活動状況や被害の状況に関する報告
○　国民保護措置の実施に関する本部長の補佐や技術的助言
○　警察等との情報交換及び活動の役割分担に関する意見
○　消防の応援要請等に関する助言
○　消防吏員及び消防団員の活動における安全の確保に関する助言

3　武力攻撃災害への対処に関する消防機関の活動

消防機関は、発生した武力攻撃ごとの特徴を考慮し、下記４に示す消防機関の隊員の安全の確保に十分配慮しつつ、消防活動に当たる必要があります。

(1)　攻撃の特徴と消防機関の活動

ア　弾道ミサイル攻撃の場合（ＮＢＣ攻撃を含む。）

弾頭の種類（通常弾頭であるのか、ＮＢＣ弾頭であるのか。）を着弾前に特定することが困難であり、それに応じて、被害の様相が大きく異なるため、着弾後は、速やかに弾頭の種類に関する情報の入手に努めるとともに、活動に使用する装備、資機材等を適切に選択し、消防活動に当たる必要があります。

消防機関は、安全が確保された地域において、消火、要救助者の救出及び救急搬送、避難住民の誘導、災害に関する情報の収集及び提供、消防警戒区域の設定などを行うことが想定されます。また、その活動要領は、通常弾頭の場合は、爆発災害に対応する要領、ＮＢＣ弾頭の場合は、ＮＢＣ災害に対応する要領で行うこととなります。

イ　ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

突発的に被害が発生することが考えられます。

被害は比較的狭い範囲に限定される場合もありますが、ゲリラ・特殊部隊の移動や攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設など）の種類によっては、被害が広範囲に及ぶおそれがあります。また、爆発物の使用やＮＢＣの散布などの攻撃も想定されます。

消防機関は、市町村対策本部等や警察等からの情報によりゲリラ・特殊部隊による攻撃の危険がないと判断される地域において、避難住民の誘導、緊急通報の住民への伝達、消火、要救助者の救出及び救急搬送、消防警戒区域の設定、生活関連等施設の安全確保に関する支援などを行うことが想定されます。

ウ　着上陸侵攻・航空攻撃の場合

着上陸侵攻や航空攻撃の場合は、その兆候を察知することは比較的容易と考えられますが、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことが想定されます。

これらの事態の場合においては、その時点で示されることとなる国の対処基本方針やそれに基づく総合調整、都道府県及び市町村対策本部の方針を踏まえ、消防機関は、安全が確保された地域において、避難住民の誘導等の必要な国民保護措置を行うこととなります。

(2)　現地調整の実施

消防機関は、市町村対策本部（市町村国民保護現地対策本部を含む。）の方針を踏まえ、武力攻撃災害への対処や避難住民の誘導等を効率的かつ安全に実施するため、現場における関係機

関（都道府県、市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）との情報共有や活動内容に関する調整を積極的に行う必要があります。

このため、現場に所在する関係機関と協力し、相互に対応を調整する場（以下「現地調整所」という。）を設置し、必要な連絡調整を行うことが重要です。

現地調整所の構成等の例は以下のとおりです。

ア　構成

○　現場における関係機関の代表者（指揮権限を有する者又はその代理者）

○　市町村、都道府県及び政府からの現地派遣職員

イ　主な役割

○　関係機関相互の活動や安全に関する情報共有や連絡

○　関係機関の役割分担の調整

○　避難に関する情報、被災情報等の広報の調整

○　市町村対策本部との連絡調整

ウ　設置場所

災害現場の直近で安全を確保できる適当な場所

(3)　応援要請

消防長は、武力攻撃災害の対処に際し、災害の規模により自己の消防機関が保有する消防力のみでは防御できない場合や、ＮＢＣ災害のように特殊な装備・資機材や専門部隊の対応が必要な場合は、平素確立した相互応援体制に基づき、市町村長を通じ、速やかに必要な応援要請を行います。また、必要に応じ、緊急消防援助隊等の応援又は出動要請を行います。

(4)　消防団の活動

消防団は、安全が確保されている地域において消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、情報収集、消防警戒区域の設定、消防本部の活動支援等、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じた活動を実施します。

4　安全の確保

消防機関は、119番通報等を受けて、真っ先に現場での活動を実施する機関であることから、武力攻撃事態の類型ごとに、その活動時の安全の確保に関して、特に留意する必要があります。

(1)　弾道ミサイル攻撃の場合（ＮＢＣ攻撃を含む。）

現場における消防吏員及び消防団員の二次災害を防止するため、弾種が判明するまでの間は、常に危険の高いＮＢＣ弾頭の可能性を念頭に置いた消防活動を行うことが必要であり、以下の点に留意して活動を行うことが重要と考えられます。

○　出動隊は、風上側からの接近、異臭の有無、人・動物の身体等への異常の有無など周辺の環境から安全の確認を行う。

○　弾頭の種類が不明な場合は、ＮＢＣ災害対応部隊がＮＢＣ災害対応用の装備及び資機材を用いて活動を行う。（現場検知、呼吸保護器具、防護服の着用等）

○　保有する装備、資機材等では対応不能な場合は、対応可能な装備を有する他機関等へ情報提供するとともに、市町村長を通じ、緊急消防援助隊等の応援出動の要請を行う。

○　ＮＢＣ対応装備・資機材を保有していない部隊は、安全が確認できた地域において、消防警戒区域の設定、避難住民の誘導、情報収集、消火、救急搬送などの活動を行う。

○　現地調整所において、警察等と情報を共有するとともに、消火、救助、救急、原因物質の撤去、汚染

者の除染等の活動が安全に実施されるよう調整する。
○　建物等の破壊状況を確認するなど二次災害の発生に注意する。

(2)　ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

現地調整所における情報共有により、消防機関が活動する区域の安全を確認することが必要であり、以下の点に留意して活動を行うことが重要と考えられます。

○　活動現場に所在する警察等と緊急連絡体制を確保したうえで活動を行う。
○　国から提供される安全に関する情報を迅速に受領するため、市町村対策本部との緊急連絡体制を確保する。

(3)　警戒区域内で活動する場合の留意事項

市町村長又は警察等が設定した警戒区域内において消防機関が活動する場合は、攻撃による危険がないことを確認したうえで消防活動に当たる必要があります。この場合、現地調整所の機能を強化するなど、常に市町村対策本部や警察等からの最新の情報が提供される体制を確立し、特に以下の点に留意することが重要です。

○　警察等からの継続的な安全に関する情報の収集体制の確保
○　緊急連絡手段（無線機、拡声器、警笛等）の確保
○　緊急時における脱出手段・経路の確保
○　警戒区域内で活動する部隊の進入及び退出管理の徹底　など

(4)　特殊標章等の使用（緊急対処事態を除く。）

国民保護措置を実施する消防職団員は、特殊標章（腕章等）を着用し、身分証明書を携帯することとされています。また、特殊標章（旗等）は、消防車両等の車両にも表示することとなります。

5　国民への協力の要請

消防吏員及び消防団員は、国民に対し、避難住民の誘導に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助などについて国民に協力を要請することができます。また、市町村長が国民保護訓練を行うときは、国民に対し、訓練への参加について協力を要請することができることから、消防機関が国民への訓練参加の呼び掛けを行うことが想定されます。

なお、これらの協力は、協力者の安全が確保されていることのほか、国民の自発的な意思に基づくものであって強制であってはなりません。

第４　警報の伝達、避難住民の誘導等

消防機関は、武力攻撃災害への対処の状況や他の関係機関による活動の状況を考慮しつつ、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導、武力攻撃災害の兆候の市町村長への通報、被災情報の報告、生活関連等施設の安全確保のための支援等についても、市町村国民保護計画に基づき実施します。また、実施に当たっては、市町村職員等と協力し、国民保護措置が効果的に実施されるよう市町村対策本部等において調整する必要があります。

なお、これらの国民保護措置については、国からの対処基本方針、それに基づく警報や避難措置の指示が示されるという特徴があり、適切に対処するためには、市町村対策本部を通じ国や都道府県からの情報を把握するよう努める必要があります。

1　警報等の伝達

警報、避難の指示（その解除を含む。）及び避難実施要領の住民への伝達に関しては、消防機関は、関係機関と連携するとともに、保有する車両装備を有効に活用することなどにより、住民への

伝達を実施します。

この場合、消防本部は巡回による伝達を行い、消防団は地域とのつながりを活かし、自主防災組織のリーダー、自治会長や地域住民への戸別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達を行います。

この際、自主防災組織への協力要請や災害時要援護者への配慮が必要です。また、都道府県知事からの緊急通報の伝達に関しても同様の対応が必要となります。

2　避難住民の誘導

避難住民の誘導は、市町村長の定める避難実施要領に基づき、市町村長の指揮の下に活動します。

消防本部は、災害の対処状況を考慮しつつ、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど、効果的な誘導を実施します。また、必要に応じ、車両等により、自力歩行困難な災害時要援護者の運送を行うなど、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行います。

消防団は、自主防災組織、自治会等と連携し、避難住民の誘導を行います。また、福祉関係団体をはじめ様々な機関とも連携し、災害時要援護者の避難状況に関する情報の確認や要避難地域内の残留者を確認するなど地域とのつながりを活かした活動を行います。

消防機関が避難住民の誘導を行うに当たっては、必要となる災害への対応活動を考慮しつつ、消防機関の任務分担を市町村対策本部において調整する必要があります。

市町村長の要請により、警察官等が避難住民の誘導に協力する場合は、現地調整所において連携を図るようにします。

消防団への必要な情報提供や消防団の活動状況の確認などは、消防本部で取りまとめるように配意します。

3　武力攻撃災害の兆候の通報

消防本部が武力攻撃の兆候の情報を入手した場合は、市町村の国民保護部局を通じ市町村長に即報する必要があります。この即報を円滑に行うため、自然災害時の対応を参考に市町村の国民保護部局と連絡要領を定めておくことが必要です。

（武力攻撃災害の兆候（疑い含む。）の例）
○　武力攻撃に伴う火災や建造物の倒壊
○　多数の人が集まる場所での原因不明な多数の死傷者の発生
○　不自然な場所での爆発災害
○　動物等の不自然な大量死
○　突然で不自然なスプレー散布や実験用機器等の放置情報
○　傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向　など

4　被災情報の報告

消防本部は、市町村国民保護計画に基づき市町村の国民保護部局又は市町村対策本部に被災情報を報告します。また、事態の進展に応じた重要情報（災害実態の急激な変化、避難の状況等）を入手した場合は、直ちに、市町村対策本部へ報告する必要があります。

5　生活関連等施設の安全確保のための支援

消防機関は、市町村長又は生活関連等施設の管理者等から生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援の求めがあったときは、市町村国民保護対策本部等において、当該施設の主管部局と連携しつつ、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など可能な範囲で必要な支援を

行います。また、自ら必要があると認めるときも、状況に応じ支援を行います。

6　危険物に係る武力攻撃災害の発生の防止

武力攻撃事態等において市町村長が当該市町村の区域内にある危険物製造所等における危険物の引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があると判断した場合は、消防機関は、市町村長の指示に基づき、危険物製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置を実施することが考えられます。

第５　消防庁長官等の消防に関する指示

国民保護法においては、武力攻撃災害の防御や人命の救助等のために消防庁長官又は都道府県知事による消防に関する指示や消防の応援等に関する指示について規定しています。

消防庁長官が消防の応援出動について指示を行う場合は、消防庁国民保護計画に基づき緊急消防援助隊等の出動を指示し、都道府県知事が指示を行う場合は、都道府県国民保護計画に基づき消防隊等の出動を指示することとなります。

これらの指示に迅速かつ適切に対応するため関係消防本部は、災害の動向や市町村、都道府県及び消防庁からの情報に注意し、迅速な出動体制を確保することが期待されます。また、応援出動する消防本部は、関係機関から活動に関する情報収集を積極的に行うとともに、対応資機材や装備を積載させるなど活動する隊員の安全について配慮する必要があります。

第６　その他

緊急対処事態への対処については、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

〔文　化　財〕

○文化財環境保全地区一覧

	区　　分	名　　称	所　　在　　地	決定年月日
1	府決定	竹野神社文化財環境保全地区	京丹後市丹後町宮	昭60.5.15
2	府決定	神谷神社文化財環境保全地区	京丹後市久美浜町小谷	昭60.5.15
3	府決定	多久神社文化財環境保全地区	峰山町丹後・矢田	平16.3.19
4	府決定	久美浜湾の牡蠣棚	久美浜町湊宮・大向・河内地区	平20.3.21
5	府決定	京丹後市久美浜湾沿岸の商家建築群と街なみ景観	久美浜町	平24.3.23
6	京丹後市決定	三嶋田神社文化財環境保全地区	京丹後市久美浜町金谷今ゴ田	平3.7.15
7	京丹後市決定	甲坂不動尊環境保全地区	京丹後市久美浜町栃谷	平3.7.15

○指定文化財一覧

【峰山町】

指定別	区分	所有者	名　　称	員　数	所　在　地	指定登録 年 月 日	時　　代
国・指 （重文）	建	縁城寺	縁城寺宝篋印塔	1基	峰山町橋木	昭30.2.2	正平6（1351）
国・指 （重文）	彫	縁城寺	木造千手観音立像	1躯	峰山町橋木	昭16.11.6	平安
国・指 （重文）	考	京丹後市	方格規矩四神鏡 附　鉄刀、土師器残欠16箇分	一面	（丹後郷土資料館寄託）	平8.6.27	古墳
国・指	史	京丹後市	赤坂今井墳墓	5,288㎡	峰山町赤坂	平19.7.26	
府・指	工	縁城寺	金銅装笈（附　金銅装笈残闕1個）	1背	峰山町橋木	昭59.4.14	室町
府・指	史		湧田山古墳群	約9,375㎡	峰山町丹波・矢田	昭63.4.15	古墳 中期
府・指	建	京丹後市	丹後震災記念館	1棟	峰山町室	平17.3.18	
府・登	建	多久神社	本殿	1棟	峰山町丹波	平16.3予定	文化11年（1814）再建
府・登 市・指	絵	慶徳院	方丈障壁画（長沢芦州筆） 紙本墨画虎図8 紙本墨画鶴図4 紙本淡梅桜図8 紙本淡彩竹林高士図10 紙本淡彩山水図6 紙本淡彩山水人物図8	44面	峰山町五箇	昭58.4.15 昭60.3.28	江戸
			附　紙本著色維摩像（長沢芦州筆）	1幅			文政6（1823）
府・登	考		カジヤ古墳出土品	1括	峰山町杉谷	昭62.4.15	古墳

府・登 市・指	民	芝むくり　保存会	丹波の芝むくり		峰山町丹波	昭60.5.15 昭61.3.29	
府・登 市・指	民	五箇芸能　保存会	五箇の三番叟		峰山町五箇	昭61.4.15 昭61.3.29	
府	環	多久神社	多久神社文化財環境保全地区		峰山町丹波・矢田	平16.3.19	
市・指	絵	縁城寺	絹本著色十王図	2幅	峰山町橋木	昭60.3.28	明
市・指	絵	縁城寺	絹本著色倶生神像	1幅	峰山町橋木	昭60.3.28	南北朝
市・指	絵	縁城寺	絹本著色如意輪観音像	1幅	峰山町橋木	昭60.3.28	南北朝
市・指	絵	常立寺	絹本著色釈迦十六善神像	1幅	峰山町吉原	昭60.3.28	南北朝
市・指	絵	常立寺	絹本著色不動明王像	1幅	峰山町吉原	昭60.3.28	
市・指	絵	常立寺	絹本著色京極家歴代藩主肖像画	12幅	峰山町吉原	昭60.3.28	
市・指	彫	全徳寺	木造阿弥陀如来坐像	1躯	峰山町字鱒留	昭60.3.28	平安
市・指	工	縁城寺	手錫杖	1柄	峰山町橋木	昭60.3.28	
市・指	工	縁城寺	鋳銅五具足	1具	峰山町橋木	昭60.3.28	
市・指	古	縁城寺	縁城寺縁起	2巻	峰山町橋木	昭60.3.28	
市・指	史	常立寺	京極家墓所		峰山町吉原	昭60.3.28	
市・指	遺	京丹後市他	扇谷遺跡	23,405.65㎡	峰山町丹波、杉谷、荒山	平4.7.20	弥生
市・指	天	八幡神社	八幡神社のムクロジ	1本	峰山町鱒留小字大成354	平20.7.8	
市・指	天	京丹後市	峰山陣屋跡のエノキ	1本	峰山町吉原972	平20.7.8	
市・指	彫	長安寺	長安寺木造阿弥陀如来坐像	1躯	峰山町矢田1470	平22.4.2	平安時代(江戸時代修理)

【大宮町】

指定別	区分	所有者	名　　称	員　数	所　在　地	指定登録 年 月 日	時　　代
国・指 (重文)	工	大宮賣神社	石燈籠	2基	大宮町周枳1020番地	昭37.2.2	徳治2（1307）年銘

国・登	建	京丹後市	旧口大野村役場庁舎	1棟	大宮町口大野628-1	平11.1.8	昭和4（1929）年建造
府・指	考	京丹後市	三坂神社墳墓群出土品	一括	大宮町口大野226番地	平12.3.17	弥生時代後期
府・指	史	大宮賣神社	大宮賣神社境内		大宮町周枳小字北村・ヲサ	昭61.4.15	古墳時代～平安時代
府・指	天		アベサンショウウオ基準産地		大宮町善王寺小字姫御前	平5.4.9	
市・指	建	大宮賣神社	旧本殿	1棟	大宮町周枳1020番地	昭60.7.1	元禄8（1695）年頃
府・登 市・指	絵	岩屋寺	絹本著色釈迦十六善神像	1幅	大宮町谷内241・242-1	昭58.4.15 昭60.7.1	鎌倉時代
府・登 市・指	絵	岩屋寺	絹本著色地蔵菩薩像	1幅	大宮町谷内241・242-1	昭58.4.15 昭60.7.1	鎌倉時代
府・登 市・指	絵	岩屋寺	絹本著色五大尊像	1幅	大宮町谷内241・242-1	昭58.4.15 昭60.7.1	鎌倉時代
府・登 市・指	絵	岩屋寺	絹本著色毘沙門天像	1幅	大宮町谷内241・242-1	昭58.4.15 昭60.7.1	鎌倉時代
市・指	絵	岩屋寺	絹本著色楊柳観音像	1幅	大宮町谷内241・242-1	昭60.7.1	室町時代
市・指	絵	岩屋寺	大江山鬼退治絵巻	2巻	大宮町谷内241・242-1	平2.3.15	江戸時代初期
市・指	彫	岩屋寺	木造阿弥陀如来立像	1躯	大宮町谷内241・242-1	昭60.7.1	鎌倉時代
市・指	彫	岩屋寺	木造観音菩薩坐像	1躯	大宮町谷内241・242-1	昭60.7.1	室町時代
市・指	彫	地蔵院	石造地蔵菩薩立像（平地地蔵）	1体	大宮町上常吉	平15.10.27	
市・指	書	常徳寺	紙本墨書日興筆本尊曼陀羅	1幅	大宮町口大野	平2.9.17	正安2（1300）年
市・指	書	常徳寺	紙本墨書日親筆本尊曼陀羅	1幅	大宮町口大野	平2.9.17	文安元（1444）年
市・指	工	高森神社	狛犬	1対	大宮町延利	昭60.7.1	文和4（1355）年銘
市・指	工	万休院	茶壺	1口	大宮町河辺	昭60.7.1	享禄4（1531）年
府・登 市・指	民	周枳民芸保存会	周枳の三番叟・笹ばやし・神楽		大宮町周枳	昭61.4.15 昭61.7.21	
市・指	史	延利区	駒返しの滝地蔵	1躯	大宮町延利	昭61.7.21	貞和5（1349）年頃

市・指	史	京丹後市	新戸古墳		大宮町奥大野	昭61.7.21	古墳時代後期
市・指	史	森本区	立石大逆修塔	1基	大宮町森本	昭60.7.1	永禄7（1564）年銘
府・登 市・指	天		アベサンショウウオ		丹後地方全域	昭59.4.14 平13.3.27	
市・指	天	若宮神社	若宮神社のスダジイ	1本	大宮町奥大野42	平13.3.27	
市・指	天	五十河区	内山の大ブナ	1本	大宮町五十河131	平13.3.27	
市・指	考	京丹後市	大谷古墳石棺及び出土遺物	一括	大宮町谷内小字大谷	平18.3.6	弥生時代・古墳時代
市・指	天	霧の宮神社	霧の宮神社八岐杉	1本	大宮町五十河小字瀬戸道415	平20.7.8	

【網野町】

指定別	区分	所有者	名　　称	員　数	所　在　地	指定登録 年 月 日	時　　代
国・指	史	京丹後市	銚子山古墳 第一、二古墳	17,090㎡	網野町網野小字妹81　他	大11.3.8 平23.9.2	
国・指	天	京丹後市	郷村断層（ごうむらだんそう）	251㎡	網野町郷小字小池47-1、小字樋口680、生野内柱ケ谷186-2	昭4.12.17	昭和2（1927）
国・登	建	網野神社	網野神社本殿 網野神社拝殿 網野神社渡廊 網野神社神饌所 網野神社透塀 網野神社境内蚕織神社 網野神社手水舎 網野神社石鳥居	1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟	網野町網野	平21.8.7	国・登
府・指	建	売布神社	売布神社本殿	1棟	網野町木津小字女布谷65	平15.3.14	寛文9年（1669）
府・指	考	京丹後市	浅後谷遺跡出土水祭祀遺物	18点	網野町高橋	平19.3.	

府・登 市・指	建	日吉神社	日吉神社本殿	1棟	網野町浅茂川小字日吉山1496	平5.4.9 平16.2.13	文政10（1827）
市・指	建	蓮華寺	元尾坂寺宝篋印塔	1基	網野町島津2940	昭51.3.1	室町
市・指	工	加茂神社	鰐口	1口	網野町木津300	昭51.3.1	室町
市・指	工	仲禅寺区	仁王尊像	2躯	網野町仲禅寺658	昭54.1.23	文明13年（1481）、宝暦9年（1759）
市・指	書	京丹後市	丹哥府志の原本	1冊		昭51.3.1	江戸
市・指	考	本覚寺	寛平法皇塚出土の石枕	1個	網野町網野1029	昭51.3.1	古墳
市・指	史	山口儀三郎	下岡城趾		網野町下岡改谷65-1	昭51.3.1	
市・指	史	網野町	復元岡第一号墳		網野町小浜435	昭51.3.1	
市・指	史	網野町	浜詰遺跡		網野町浜詰小字クリヤマ677番地の21	昭51.3.1	
市・指	史	小浜区	離湖古墳	1,480㎡	網野町小浜小字離山908-3	平14.12.11	
市・指	史	小浜区	離山古墳	180㎡	網野町小浜小字離山908	平14.12.11	
市・指	名	塩江区	五色浜周辺		網野町塩江	昭51.3.1	
国・指	名 天		琴引浜	1,5488,889㎡	網野町掛津・遊	平19.7.26	
市・指	天	先王部神社	先王部神社スダジイ	1本	網野町生野内小字下大クゴ443	平20.7.8	
市・指	名		霧隆の滝	1瀑	網野町新庄	平27.5.7	

【丹後町】

指定別	区分	所有者	名　　称	員　数	所　在　地	指定登録 年 月 日	時　　代
国・指	史		産土山古墳	1,758㎡	丹後町竹野	昭32.7.1 平10.12.8	（地域一部追加、一部解除）
国・指	史		神明山古墳	13,150㎡	丹後町宮	大12.3.7	

府・指	彫	成願寺	木造薬師如来及び両脇侍像	3躯	丹後町成願寺1125	昭59.4.14	平安
府・指	史	京丹後市	高山12号墳	1基	丹後町徳光	平15.3.14	
府・登	建	竹野神社	本殿	1棟	丹後町宮	昭60.5.15	文政13（1830）
府・登	建	竹野神社	末社斎宮神社本殿	1棟	丹後町宮	昭60.5.15	文政13（1830）
府・登	建	竹野神社	中門	1棟	丹後町宮	昭60.5.15	文政
府・登 市・指	絵	竹野神社	紙本著色斎宮大明神縁起	1巻	丹後町宮	平3.4.19 昭61.5.19	江戸
府・登 市・指	絵	竹野神社	紙本著色等楽寺縁起	1巻	丹後町宮	平3.4.19 昭61.5.19	桃山
府・登	民	竹野区	竹野のテンキテンキ		丹後町竹野	平4.4.14	
府・登	民	遠下区	遠下のちいらい踊		丹後町遠下	平6.2.18	
府・登	民	大山区	大山の刀踊		丹後町大山	平7.3.14	
府	環		竹野神社文化財環境保全地区		丹後町宮	昭60.5.15	
市・指	彫	上山寺	十一面観音菩薩立像	1躯	丹後町上山	昭61.5.19	平安
市・指	彫	徳運寺	観音菩薩立像	1躯	丹後町徳光	昭61.5.19	室町
市・指	工	上山寺	石造宝篋印塔	2基	丹後町上山	昭61.5.19	南北朝　室町
市・指	工	上山寺	石造五輪塔	1基	丹後町上山	昭61.5.19	永禄8（1565）
市・指	考	竹野神社	神明山経塚出土　銅鏡	2面	丹後町宮	昭61.5.19	平安
市・指	考	竹野神社	神明山経塚出土　経筒	4口	丹後町宮	昭61.5.19	平安
市・指	史	上山寺	上山寺歴史環境保全地区 境内地及坊跡等	約20,000㎡	丹後町上山165　他	昭61.6.18	
市・指	史		片山古墳		丹後町竹野小字片山554	昭61.6.18	
市・指	史		大成古墳群		丹後町竹野小字大成745	昭61.6.18	
市・指	天		平海岸海浜植物群自生地 海浜の一部	約10,000㎡	丹後町平小字湊	昭61.6.18	

市・指	天		宇川流域天然鮎生息地		丹後町~~内~~小脇～平	昭61.6.18	
市・指	考	京丹後市	平遺跡出土遺物	一括	丹後古代の里資料館	平18.3.6	

【弥栄町】

指定別	区分	所有者	名　　称	員　数	所　在　地	指定登録 年 月 日	時　　代
国・指	考	京丹後市	方格規矩四神鏡 附　鉄刀、土師器残欠	一面 16箇分	（丹後郷土資料館寄託）	平8.6.27	古墳
国・指	考	京都府	奈具岡遺跡出土品 石器・石製品 土器 （注）以上第4次調査出土 石器・石製品 ガラス製品等 鉄製品等 土器・土製品 （注）以上第7・8次調査出土	 298点 22点 398点 72点 204点 18点	京都府埋蔵文化財センター	平16.6.26	
府・指	工	溝谷神社	石燈篭	1基	弥栄町溝谷46ノ2	平13.3.23	鎌倉
府・指	考	京都府	奈具岡北1号墳出土品	1括	京都府埋蔵文化財センター	平13.3.23	
府・指	考	京丹後市	大田南二号墳出土品	1括	丹後郷土資料館寄託	平8.3.15	古墳時代
府・指	史	京丹後市	黒部銚子山古墳		弥栄町黒部	昭58.4.15	古墳中期
府・指	史	京丹後市	遠處遺跡製鉄工房跡		弥栄町木橋小字遠處	平13.3.23	
府・指	民	黒部踊子保存会	黒部の踊子		弥栄町黒部	昭59.4.14	
府・指	民	野中文化財保存会	野中の田楽		弥栄町野中	昭58.4.15	
府・指	民	船木文化財保存会	舟木の踊子		弥栄町船木	昭59.4.14	

府・登	建	興法寺	興法寺本堂	1棟	弥栄町小原	平12.3.7	天保元（1830）
市・指	工	野中区	宝篋印塔	1基	弥栄町野中	昭49.7.17	南北朝
市・指	考	福昌寺	十三仏石塔（逆修塔）	1基	弥栄町黒部	昭49.7.4	古墳
市・指	考	溝谷神社	オテジ谷古墳出土品	1括	丹後郷土資料館寄託	平9.3.19	
市・指	考	木橋区	鰐口（木橋公民館管理）	1口	弥栄町木橋	昭49.7.4	室町
市・指	有民	京丹後市	奉納和船	1艘	弥栄町溝谷46ノ2	平9.3.19	
市・指	史		細川ガラシャ夫人隠棲地		弥栄町味土野	平11.3.10	
市・指	彫	大宮神社	大宮神社神像	4躯	弥栄町野中	平18.3.6	鎌倉時代

【久美浜町】

指定別	区分	所有者	名　　称	員　数	所　在　地	指定登録 年 月 日	時　　代
国・指 （重文）	建	本願寺	本願寺本堂	1棟	久美浜町十楽	明37.2.18	鎌倉
国・指 （重文）	彫	円頓寺	木造薬師如来及び両脇立日光・月光菩薩像	3躯	久美浜町円頓寺727	昭16.11.6	平安
国・指 （重文）	考	京丹後市	丹後湯舟坂二号墳出土品 1　金銅装環頭大刀 1　銀装圭頭大刀	1口 1口	久美浜町須田	昭58.6.6	古墳

			1　玉類（碧玉管玉1、漆塗土玉10） 1　金環 1　銀環 1　刀身 1　鉄石突 1　靭金具残欠 1　鉄鏃　残欠共 1　馬具類残欠 1　刀子 1　銅椀 1　須恵器　残欠共 1　土師器	11個 6個 3個 5口 1口 1個 1括 1括 2口 1個 210個 4個			
国・指	史	京丹後市	函石浜遺物包含地	443,751㎡	久美浜町湊宮	大10.3.3	
国・登	建	京丹後市	稲葉家住宅主屋	1棟	久美浜町土居	平15.1.31	
国・登	建	京丹後市	稲葉家住宅長屋門	1棟	久美浜町土居	平15.1.31	
国・登	建	京丹後市	稲葉家住宅南宝蔵	1棟	久美浜町土居	平15.1.31	
国・登	建	京丹後市	稲葉家住宅北宝蔵	1棟	久美浜町土居	平15.1.31	
府・選	景		久美浜湾カキ養殖景観	470ha	久美浜町	平20.3.21	
府・選	景		久美浜湾沿岸の商家建築群と街なみ景観		久美浜町	平24.3.21	
府・指	建	神谷神社	本殿	1棟	久美浜町新町	昭60.5.15	天明1（1781）
府・指	建	神谷神社	参考館（旧久美浜県庁舎玄関棟）	1棟	久美浜町新町	昭60.5.15	明治3（1870）
府・指	絵	宗雲寺	絹本著色松井康之像	1幅	久美浜町新町	昭63.4.15	慶長17（1612）
府・指	絵	宝泉寺	絹本著色松井与八郎像	1幅	久美浜町湊宮1817	昭63.4.15	文禄3（1594）
府・指	絵	本願寺	絹本著色当麻曼荼羅図	1幅	久美浜町十楽	昭58.4.15	南北朝
府・指	彫	本願寺	木造阿弥陀如来立像	1躯	久美浜町十楽	平6.2.18	鎌倉
府・指	工	円頓寺	熊野十二社権現懸仏	2面	久美浜町円頓寺727	昭58.4.15	鎌倉
府・指	工	如意寺	木造扁額	1面	久美浜町西本町	平4.4.14	永仁3（1295）

府・指	古	円頓寺	円頓寺惣門再興勧進状	1巻	久美浜町円頓寺727	平3.4.19	文亀元（1501）
府・指	歴史資料	宗雲寺	玄圃霊三関係資料	2巻 9幅 6冊 19通	久美浜町新町	平11.3.19	江戸初期
府・指	考	円頓寺	銅経筒	1口	久美浜町円頓寺727	昭63.4.15	嘉応2（1170）
府・指	史	京丹後市	湯舟坂二号墳		久美浜町須田小字鳥ノ奥	昭58.4.15	古墳後期
府・指	名	宗雲寺	庭園	383㎡	久美浜町新町	昭59.4.14	江戸後期
府・登	建	神谷神社	神門	1棟	久美浜町新町	昭60.5.15	江戸
府・登	建	神谷神社	境内社八幡神社本殿	1棟	久美浜町新町	昭60.5.15	江戸
府・登	建	神谷神社	鳥居	1基	久美浜町新町	昭60.5.15	宝永4（1707）
府・登	古	本願寺	本願寺文書	14通	久美浜町十楽	平5.4.9	鎌倉～江戸
府・登	民	市野々菖蒲田植保存会	市野々の菖蒲田植		久美浜町市野々	昭58.4.1	
府・登	民	甲坂三番叟保存会	甲坂の三番叟		久美浜町甲坂	昭61.4.15	
府・登	民	栃谷三番叟保存会	栃谷の三番叟		久美浜町栃谷	昭61.4.15	
府・登	民	河梨区	河梨の十二灯		久美浜町河梨	平元.4.14	
府・登	民	布袋野区	布袋野の三番叟		久美浜町布袋野	平12.3.17	
府・市	環	神谷神社	神谷神社文化財環境保全地区		久美浜町新町	昭60.5.15 平3.4.19	
市・指	建	本願寺	勅使門	1棟	久美浜町十楽	昭58.4.1	建久3（1192）
市・指	建	円頓寺	本堂	1棟	久美浜町円頓寺727	平3.7.15	桃山
市・指	建	円頓寺	仁王門	1棟	久美浜町円頓寺727	平3.7.15	享保7（1722）
市・指	建	宗雲寺	宝篋印塔	1基	久美浜町新町	平3.7.15	長禄2（1458）
市・指	建	八幡神社	本殿	1棟	久美浜町鹿野224	平3.7.15	天保2（1831）
市・指	建	売布神社	本殿	1棟	久美浜町女布724	平3.7.15	明和6（1769）

市・指	建	三嶋田神社	本殿	1棟	久美浜町金谷	平3.7.15	
市・指	建	丸山区	法華経大石塔	1基	久美浜町丸山	平3.7.15	天明元（1781）
市・指	彫	如意寺	木造阿弥陀如来坐像	1躯	久美浜町西本町	昭58.4.1	平安
市・指	彫	如意寺	木造金剛力士像	2躯	久美浜町西本町	平13.3.30	鎌倉初期
市・指	彫	遍照寺	木造阿弥陀如来坐像	1躯	久美浜町大向359	昭58.4.1	平安～鎌倉
市・指	工	八幡神社	石燈籠	1基	久美浜町鹿野224	昭58.4.1	応永24（1417）
市・指	史	宝泉寺	松井与八郎の墓	1基	久美浜町湊宮1705	平3.7.15	文禄2（1593）
市・指	史	宗雲寺	肥後の墓	1基	久美浜町新町	平3.7.15	天正15（1587）
市・指	史	甲山区	岩ケ鼻古墳		久美浜町甲山	昭58.4.1	
府・市	環	神谷神社	神谷神社文化財環境保全地区		久美浜町新町	平3.7.15	
市・指	建	本願寺	勅使門	1棟	久美浜町十楽	平3.7.15	
市・指	天	京都府	迎接寺跡シイ（ツブラジイ）	1本	久美浜町湊宮小字空下343-1	平20.7.8	
市・指	天	報徳一心社	雲松寺のタラヨウ	1本	久美浜町小桑小字前田532	平20.7.8	
市・指	彫	泰平寺	伝地蔵菩薩立像	1躯	久美浜町壱分901	平22.4.2	平安時代
市・指	天		無名の滝	1瀑	久美浜町市野々	平27.5.7	

〔様　　式〕

○安否情報関係様式

様式第１号（第１条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①　氏名	
②　フリガナ	
③　出生の年月日	年　　月　　日
④　男女の別	男　　女
⑤　住所（郵便番号を含む。）	
⑥　国籍	日本　　その他（　　）
⑦　その他個人を識別するための情報	
⑧　負傷（疾病）の該当	負傷　　非該当
⑨　負傷又は疾病の状況	
⑩　現在の居所	
⑪　連絡先その他必要情報	
⑫　親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬　知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭　①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※　備考	

（注１）　本収集は、国民保護法第94条第１項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）　親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注４）　回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第２号（第１条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①　氏名	
②　フリガナ	
③　出生の年月日	年　　月　　日
④　男女の別	男　　女
⑤　住所（郵便番号を含む。）	
⑥　国籍	日本　　その他（　　）
⑦　その他個人を識別するための情報	
⑧　死亡の日時、場所及び状況	
⑨　遺体が安置されている場所	
⑩　連絡先その他必要情報	
⑪　①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※　備考	

（注１）　本収集は、国民保護法第94条第１項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）　親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注４）　回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連　絡　先	
同意回答者住所		続　柄	

（注５）　⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第３号（第２条関係）

安　否　情　報　報　告　書

報告日時：　　年　　月　　日　　時　　分

市町村名：　　担当者名：

①氏　名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住　所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備　考

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

３　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

５　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第４号（第３条関係）

安　否　情　報　照　会　書

年　　月　　日

総務大臣
（都道府県知事）　殿
（市町村長）

申　請　者
住所（居所）
氏　　名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		①　被照会者の親族又は同居者であるため。 ②　被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③　その他 （　　）
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
※　申請者の確認		
※　備考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。

２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

４　※印の欄には記入しないで下さい。

様式第５号（第４条関係）

安　否　情　報　回　答　書

年　　月　　日

殿

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年　　月　　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏　　名	
	フ　リ　ガ　ナ	
	出生の年月日	
	男　女　の　別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現　在　の　居　所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

５　安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報の報告様式のひな型

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

平成　年　月　日　時　分
○○市（町村）

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1)　発生日時　　平成　　年　　月　　日

(2)　発生場所　　○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）

2　発生した武力攻撃災害の状況の概要

3　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

○身分証明書のひな型

表面

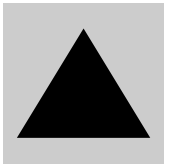

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

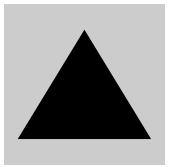

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年８月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I)in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:

血液型/Blood type

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格Ａ７（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

○火災・災害等即報要領による報告様式

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人(　人) 重症　人(　人) 中等症　人(　人) 軽症　人(　人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

〈武力攻撃災害即報〉

(1)　事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(3)　死傷者等

ア　「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4)　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5)　要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6)　消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8)　その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

〔そ　の　他〕

○避難実施要領のパターン作成に当たって

基本指針の記載（Ｐ28、抜粋）

○　市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）

○　市は、市の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（以下略）

○　避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、府計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○　避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う府と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

1　弾道ミサイル攻撃の場合

①　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。）

②　以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア　対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

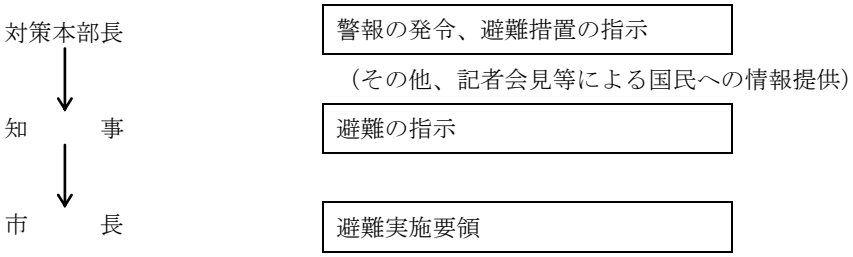

イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずるもの）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

例

避難実施要領

京丹後市長

○月○日○時現在

1　事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

（※）弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「ノーマルシー・バイアス＝正常化の偏見」が存在する。）。

（※）津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2　避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

（※）防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（※）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、府警察又は海上保安部に連絡するよう周知すること。
・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

（※）着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3　その他の留意点

・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

（※）例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4　職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

2　ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

①　ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の

指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、市中心部の政治経済の中枢、石油コンビナート、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

例（比較的時間的な余裕がある場合）

避難実施要領

京丹後市長

○月○日○時現在

1　事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、京丹後市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・。
（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※）具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2　避難誘導の方法

(1)　避難誘導の全般的方針

京丹後市は、Ａ・Ｂ・Ｃ地区住民約500名を本日15：00を目途に各地区の一時避難施設であるＡ・Ｂ・Ｃ公民館に集合させた後、本日15：30以降、市車両及び民間大型バスにより、京丹後市立○○小学校へ避難させる。
この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。
避難誘導の方法については、各現場における府警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※）少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。
（※）自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、府警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2)　市の体制、職員派遣

ア　市対策本部の設置
国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
イ　市職員の現地派遣
市職員各２名を、Ａ・Ｂ・Ｃ公民館、避難先の京丹後市立○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。
ウ　避難経路における職員の配置
避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。
また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。
エ　現地調整所の設置等
現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

（※）事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（府、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

（※）避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア　避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

（ア）　Ａ地区

約200名、Ａ公民館、市保有車両×４　○○バス２台

（イ）　Ｂ地区

約200名、Ｂ公民館、○○バス×大型バス４台

（ウ）　Ｃ地区

約100名、Ｃ公民館、○○バス×大型バス２台

（エ）　その他

イ　輸送開始時期・場所

○○日15：30、Ａ・Ｂ・Ｃ公民館

ウ　避難経路

国道○○号（予備として府道○○号及び○○号を使用）

（※）バス等の輸送手段の確保については、基本的には、府が行う。

（※）避難経路については、交通規制を行う府警察の意見を十分に聴いて決める。

（※）夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

（※）冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア　担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ　上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、Ａ・Ｂ・Ｃ地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にＦＡＸ等により、住民への伝達を依頼する。

ウ　担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ　担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ　担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
カ　災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
キ　外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

（※）新興住宅地等においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
（※）外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5)　一時避難場所への移動

ア　一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
イ　消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
ウ　自力避難困難者の避難
　市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
　a　○○病院の入院患者５名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
　b　△△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
　c　その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

（※）防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6)　避難誘導の終了

ア　市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
イ　避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

（※）「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7)　誘導に際しての留意点や職員の心得

　市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告

し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

（※）職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、新興住宅地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8)　住民に周知する留意事項

ア　住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
イ　消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
ウ　住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
エ　留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
オ　服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9)　安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や府からの情報、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やＮＢＣ等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

（※）国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
（※）特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3　各部の役割

別に示す。

4　連絡・調整先

ア　バスの運行は、府〇〇課及び府警察と調整して行う。
イ　バス運転手、現地派遣の府職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。
ウ　状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
エ　対策本部設置場所：京丹後市役所
オ　現地調整所設置場所：〇〇

5　避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、京丹後市立○○小学校及び○○公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、府及び市の支援を受ける。

例（昼間の市中心部における突発的な攻撃の場合の避難）

避難実施要領

京丹後市長

○月○日○時現在

(1)　事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある（○○日○時現在）。

(2)　避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、府警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

（※）ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における府警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

（※）戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

（※）屋内避難は、①ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3)　避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

○○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

（※）避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する府警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

（※）現地調整所で、府警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4)　死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬送する。ＮＢＣ攻撃による死傷の場合には、○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、府や医療機関によるＤＭＡＴが編成される場合は、その連携を確保する。

（※）ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5)　安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、府からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やＮＢＣ等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

例（市中心部における化学剤を用いた攻撃の場合）

避難実施要領

京丹後市長

○月○日○時現在

1　事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の京丹後市○○１丁目及び２丁目の地域及びその風下となる地域（○○１丁目～５丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2　避難誘導の方法

(1)　避難誘導の全般的方針

京丹後市は、要避難地域の住民約2,000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○１丁目～５丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、ＮＢＣ防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する府警察、海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※）化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2)　市における体制、職員派遣

ア　市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ　市職員の現地派遣

市職員４名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する府警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ　現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※）ＮＢＣ攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3)　避難実施要領の住民への伝達

ア　担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ　上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にＦＡＸ等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ　担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ　担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

（※）防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4)　避難所の開設等

ア　○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、府と調整して、当該避難所における、専門医やＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ　市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるＮＢＣへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、府、医療機関と調整を行う。

ウ　避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、府と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

（※）避難所における活動は、救援に関する府との役割分担を踏まえて行う。

(5)　誘導に際しての留意点や職員の心得

ア　職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ　防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ　誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6)　住民に周知する留意事項

ア　住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、２階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ　外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ　防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

（※）ＮＢＣによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7)　安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3　各部の役割

別に示す。

4　連絡・調整先

ア　対策本部設置場所：京丹後市役所

イ　現地調整所設置場所：○○

3　着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、都道府県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

4　避難誘導における留意点

項　　目	留　　意　　点
1　各種の事態に即した対応	○　弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。 ○　弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。 ○　ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。 ○　市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。 ○　行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。
2　避難誘導に係る情報の共有化、一元化	○　避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第２項第２号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。 ○　他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。 ○　避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。 ○　市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの

	助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。 ○　避難誘導の開始や終了時、問題が生じたときなどは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。 ○　また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。
3　住民に対する情報提供の在り方	○　国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。 ○　武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝正常化の偏見）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス)、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。 ○　その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。)。 ○　また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。 ○　放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。 ○　災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。 ○　ＮＢＣ攻撃のように、ＮＢＣによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。
4　高齢者、障害者等への配慮	○　避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。 ○　具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。 ①　防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置 ②　消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認 ③　社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施 ④　一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）　等 ○　また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両によ

	る搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。 ○　なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。 同意方式：住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。／対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。 手上げ方式：（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。／登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。 共有情報方式：市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。／情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。 ※　「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年３月）より
5　安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現	○　避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。 ○　したがって、避難誘導の開始時において、府警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。 ○　また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。 ○　避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。 ○　このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。 ①　住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 ②　誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）。 ③　誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ④　近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6　学校や事業所における対応	○　学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。 ○　例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。 ○　こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。
7　民間企業による協力の確保	○　災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。 ○　例えば、昼間の市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。 （参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。４月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。） ○　このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をＰＲすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。
8　住民の「自助」努力による取組みの促進	○　災害時では、「自助７割、共助２割、公助１割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。 ○　事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。 ○　市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。 ※　攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。 ①　爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。 ②　速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。 ③　近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。 ④　異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。 ※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

○国民保護計画用語集

あ

○安全保障会議（安全保障会議設置法第１条）

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議をいう。

○安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。

○安否情報（国民保護法第94条第１項）

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報をいう。

○ｅーラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育方法をいい、消防団員や自主防災組織のリーダーに対する研修方法のひとつである。

○受入地域（国民保護法第58条第３項）

都道府県の区域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域をいう。

○ＮＢＣ攻撃

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）を用いた兵器による攻撃の総称をいう。

① 核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核爆弾、大陸間弾道弾（ＩＣＢＭ）、潜水艦発射弾道弾（ＳＬＢＭ）等

② 生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称である。

例 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素等

③ 化学兵器とは、人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない。）により人間を致死させる兵器の総称で、毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

例 神経剤系 サリン、タブリン、ソマン、ＶＸ等
びらん系 マスタード・ガス、ルイサイト等
血液剤系 シアン系（青酸）等
窒息剤系 ホスゲン・ガス等

○**応急公用負担**（国民保護法第113条）

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

○**応急措置**（国民保護法第112条～第114条）

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等をいう。

○**応急の復旧**（国民保護法第139条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいう。

か

○**救　援**（国民保護法第75条）

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置をいう。

○**緊急交通路**（国民保護法第155条第１項）

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要があるため、府公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路をいう。

○**緊急対処事態**（事態対処法第22条第１項）

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

○**緊急対処事態対処方針**（事態対処法第22条第２項）

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針をいう。

○**緊急対処保護措置**（国民保護法第172条第１項、事態対処法第22条第３項第２号）

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。

○**緊急通行車両**（国民保護法第155条第１項）

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、その通行を確保することが特に必要なものをいう。

○**緊急通報**（国民保護法第99条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報をいう。

○**警戒区域**（国民保護法第114条第１項、第２項）

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域をいう。

○**警　報**（国民保護法第44条）

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報をいう。

○**現地調整所**（国民保護法第44条）

武力攻撃による災害が発生した場合に、現場に到着した関係機関（市町村、府、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動が円滑に実施できるよう、情報の共有や活動の調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものをいう。

○**国民の保護のための措置**（国民保護法第２条第３項、事態対処法第22条第１号）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいう。

例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことである。

○**国民保護協議会**（国民保護法第39条）

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となるものをいう。

○**国民保護協議会委員**（国民保護法第40条）

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者をいう。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、副市長、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、国民保護のための措置に関し知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされている。

○**国民保護業務計画**（国民保護法第36条）

指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

○**国民保護計画**（国民保護法第35条）

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

○**国民保護等派遣**（自衛隊法第77条の４）

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第１項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第２項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣をいう。

さ

○指定行政機関（事態対処法第２条第５号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、次に掲げるものをいう。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

○指定公共機関（事態対処法第２条第７号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

平成27年4月1日現在、149機関が指定されている。

○指定地方行政機関（事態対処法第２条第６号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、次に掲げるものをいう。

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

○指定地方公共機関（国民保護法第２条第２項）

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

○生活関連等施設（国民保護法第102条）

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

た

○対処基本方針（事態対処法第９条）

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

○対処措置（事態対処法第２条第８号）

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがある。

○ダーティボム（汚い爆弾）

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜に致死又は悪影響を与えることを目的とする兵器をいう。

○**弾道ミサイル**

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイルのことをいう。

○**治安出動**（自衛隊法第78条）

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

○**特定物資**（国民保護法第81条第１項）

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。

○**トリアージ**

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけることをいう。

は

○**非常通信協議会**（電波法第74条の２）

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会をいう。

○**避難先地域**（国民保護法第52条第２項第２号）

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

○**避難施設**（国民保護法第148条）

知事が指定する、住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設をいう。

○**避難実施要領**（国民保護法第61条）

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたものをいう。

○**武力攻撃**（事態対処法第２条第１号）

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

○**武力攻撃災害**（国民保護法第２条第４項）

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

○**武力攻撃災害への対処に関する措置**（国民保護法第97条第１項）

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。

○**武力攻撃事態**（事態対処法第２条第２号）

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

○**武力攻撃予測事態**（事態対処法第２条第３号）

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併わせて「武力攻撃事態等」と定義している。

○**防衛出動**（自衛隊法第76条）

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

や

○要避難地域（国民保護法第52条第２項第１号）

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。

法　　令　　名

○国民保護法

正式名称

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

制定年月日番号

平成16年６月18日法律第112号

施行日

平成16年９月17日

趣　旨

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定している。

○事態対処法

正式名称

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

制定年月日番号

平成15年６月13日法律第79号

施行日

平成15年６月13日

趣　旨

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

○基本指針

正式名称

国民の保護に関する基本指針

閣議決定

平成17年３月25日

趣　旨

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものである。

○国際人道法

「国際人道法」という名称の条約、法令は存在しない。

武力紛争（戦争）において、負傷したり病気になった兵士、捕虜、そして武器を持たない一般市民の人道的な取り扱いを定めた国際法で、「1949年のジュネーブ四条約」と「1977年の二つの追加議定書」を中心とした様々な条約と慣習法の総称が「国際人道法」である。

「国際人道法」は、古くは「戦争法」、そして第二次世界大戦後は「武力紛争法」という名称で知られていたが、現在「戦争法」及び「武力紛争法」は軍事組織が主に使用し、一般には「国際人道法」という名称が使用されている。

○安否情報省令

正式名称

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

制定年月日番号

平成17年３月28日総務省令第44号

施行日

平成17年４月１日

趣　旨

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令に基づき定めた省令で、安否情報の報告方法、照会方法、回答方法について定めたものである。

平成18年３月31日総務省令第50号で改正が行われている。

○京丹後市管内図

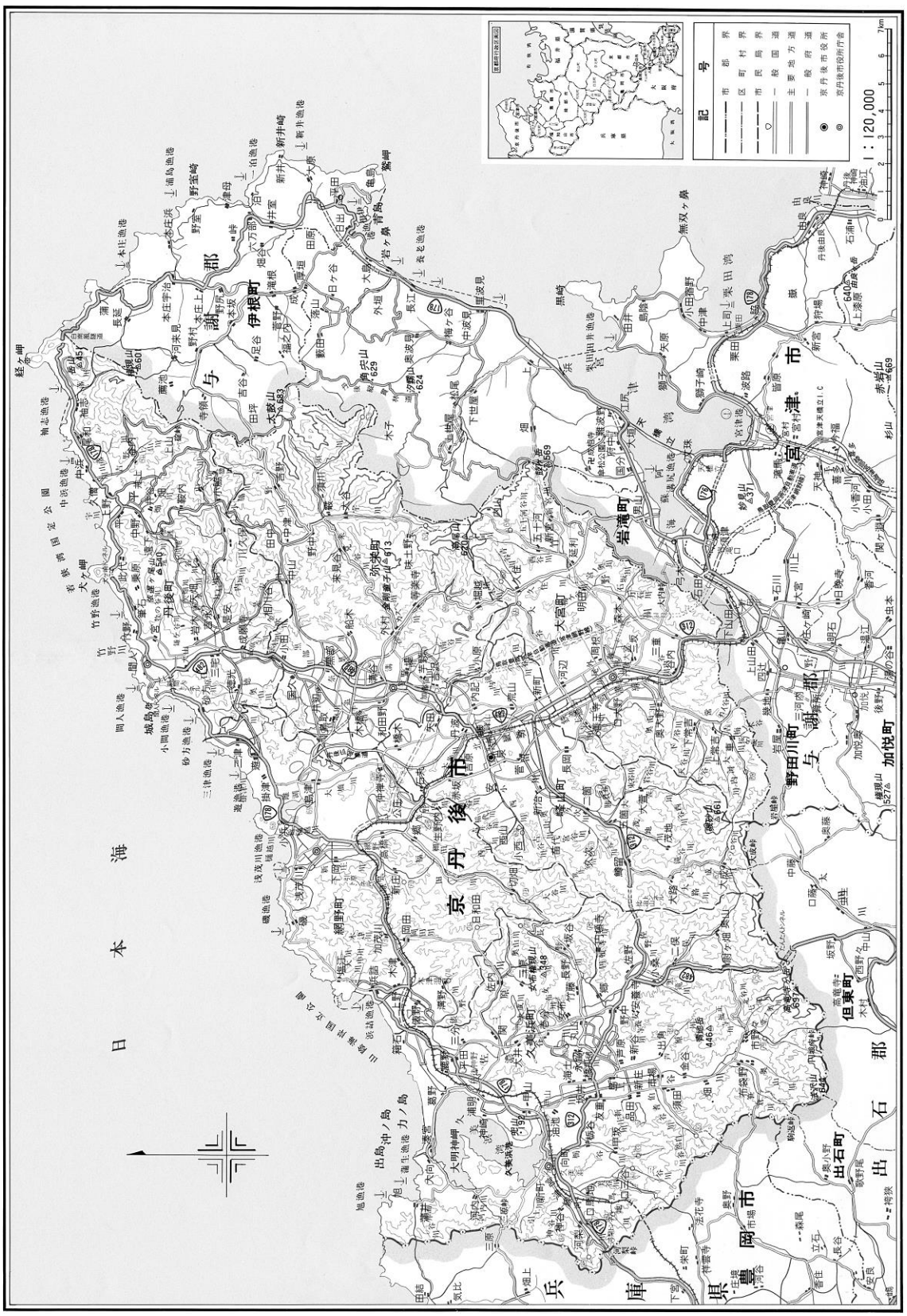

記号
市郡界
区町村界
市民局界
一般国道
主要地方道
一般府道
京丹後市役所
京丹後市役所庁舎
1：120,000
日本海
京丹後市
宮津市
与謝郡
伊根町
岩滝町
弥栄町
大宮町
野田川町
加悦町
但東町
出石町
岡市
兵庫県豊

京 丹 後 市 国 民 保 護 計 画

平成19年2月28日
平成31年4月1日変更

編集・発行　　京　丹　後　市